



Regional Studies

# 地域研究

---

2022年10月

---

No. **29**



# 目 次

## Contents

### 〈研究ノート〉

嘉 納 英 明：名護の保育・幼稚園小史 …………… 1  
KANO Hideaki, History of nursery schools and kindergartens in Nago

新 城 将 孝：法学の講義(2)―2 …………… 17  
SHINJO Masataka, An Introduction to Law (2)―2

中 山 健二郎・手登根 雄 次：沖縄県における障がい者のスポーツ実施状況  
―2021年アンケート調査の分析― …………… 31  
NAKAYAMA Kenjiro, TEDOKON Yuji, Sport participation among people with disabilities  
in Okinawa  
―A questionnaire analysis in 2021―

### 〈実践研究報告〉

盛 口 満：Covid-19パンデミック下におけるWWFサンゴ礁保護研究センター  
(しらほサンゴ村) においての環境教育の実践 …………… 47  
MORIGUCHI Mitsuru, Practice of environmental education at WWF Japan Coral Reef  
Conservation Center (Shiraho-sangomura) under the Covid-19 pandemic

### 〈調査報告〉

齋 藤 登・圓 田 浩 二：「平成28年(2016年)熊本地震」の5年後を読み解く  
―益城町における復興課題― …………… 55  
SAITO Noboru, MARUTA Koji, Unraveling 5 years' situation after the 2016  
Kumamoto earthquake  
―Reconstruction issues in Mashiki Town―

吉 井 美知子：ベトナム中南部における電源開発と住民の生活環境への影響 …………… 65  
YOSHII Michiko, Power Development in the Central Southern Vietnam and  
the Environmental Impact to the Local People's Life

### 〈書 評〉

緒 方 修：書評「宮崎滔天伝 龍のごとく」(上村希美雄-葦書房) …………… 79  
OGATA Osamu, Book review “The biography of Toten Miyazaki; like the Dragon”

### 〈資料紹介〉

老 岐 一 郎：映像紹介 森浩一が語る「日本の古代」全12巻(延べ約14時間) …………… 87  
IKI Ichiro, Video 《Japanese Ancient Times》By Mori Koichi

## 巻 頭 言

沖縄が日本「復帰」50周年を迎えた。新聞、雑誌、テレビ等のメディアでは「復帰50周年」の特集がいくつか組まれているが、節目の年の割に盛り上がりに欠けているという印象が否めない。沖縄「復帰」を記念した連続テレビドラマも放映されているが、こちらも良い意味での盛り上がりには欠けているようである。5月15日の記念式典で、天皇陛下が沖縄は「今なおさまざまな課題が残されている」と指摘され、「今後、若い世代を含め、国民の理解がさらに深まることを希望する」と述べられていたが、(沖縄に)課題が残されているからこそ(特に50年で変わったという感慨も印象も得られず)沖縄県内で盛り上がりが起こらず、(沖縄への)理解が深まらなかったのも、「復帰」から50年を経た沖縄への(県外の)無関心さが盛り上がりの欠如として表れたと思えてしまう。こうした状況だからこそ、まずは、沖縄に残る「さまざまな課題」とは具体的に何であるか、その全てを把握しきれているのか、残された課題だけでなく新しく生まれた課題もあるのではないかといった疑問を常に発し続けることが重要であろう。

本学地域研究所でも、「復帰50年」をテーマにした「女たちの『復帰』50年」という企画が高良沙哉地域研究所副所長を中心に行われ、男性中心に語られてきた沖縄とは異なる視点での地域の課題を取り上げている。このように、「さまざまな課題」としてまとめられた課題をひとつひとつ具体化し、共に考える機会を提供するのが「地域に根ざし、地域に学び、地域と共に生きる」ことを宣言した本学の使命(ミッション)であり、「沖縄をより深くまなぶ場」として設立された本学地域研究所の役割であろう。

さて、今回の『地域研究』では、8本の論考が収録され、沖縄をさまざまな視点から再発見できるものになっている。「研究ノート」には3本の論考があり、嘉納氏の研究からは、保育・幼稚園の歴史から沖縄及び名護の地域史を知ることができる。新城氏の論考からは、国際法、戸籍法といった法律の視点から沖縄を知り、法的思考法も学ぶことができるようになっていく。中山氏・手登根氏による論考では、障がい者スポーツの実施状況から沖縄の現状と課題が明らかにされている。「報告」は3本あり、盛口氏の論考では、コロナ禍でフィールドワークが制限されている状況下での環境教育の実践経過が報告されており、齋藤氏・圓田氏による論考では、2016年の熊本地震から5年を経過した益城町の状況が報告されており、吉井氏の論考では、ベトナム中南部における電源開発の状況とそれによる生活環境への影響が報告されている。書評では、孫文を支えたことで知られる宮崎滔天の生涯を描いた上村希美雄氏の『熊本日日新聞』における連載をまとめた書籍が緒方氏によって紹介されている。峯岐氏は、森浩一氏の「日本の古代」という映像作品を紹介し、「映像論文」の重要性も指摘している。今回収録したそれぞれの論考から、「復帰」後50年を迎えた現在の沖縄が抱える「さまざまな課題」を知ることができるようになっていく。

沖縄大学地域研究所

副所長 伊藤 丈志





## 名護の保育・幼稚園小史

嘉納 英明

### History of nursery schools and kindergartens in Nago

KANO Hideaki

#### 要 旨

戦前に設立された名護保育園は沖縄初の常設の保育園であったが、沖縄戦により焼失した。戦後沖縄は米軍統治下であり、就学前の保育教育施設の整備は遅々として進まなかったが、集落では、字公民館附設の幼稚園が設立され、幼少の子どもの保育を担った。沖縄の日本復帰の前後から公私立幼稚園が整備され、公民館幼稚園は姿を消した。

キーワード：保育園、幼稚園、公民館幼稚園、公立幼稚園

#### 1. 戦前の保育・幼稚園の概況

日本の幼稚園教育は、1876（明治9）年11月の東京女子師範学校附属幼稚園の創設により始まったが、明治政府の小学校の普及政策が最優先政策とされ、幼稚園の整備は立ち遅れた。一方で、文部省は、民衆のための幼稚園と簡易幼稚園（いわゆる貧民幼稚園）という2つの種類の幼稚園の設置を奨励し、後者の貧民幼稚園は、民衆幼稚園とは別な形態である託児所（保育所）によって担われた。以後、国内では、幼児を対象としながらも、幼稚園と託児所の二元化が進行した。なお、国内では1900年代までは公立幼稚園の設立がみられ、小学校の附属幼稚園という形態をとって普及したが、米国の公立幼稚園のように公立学校の体系に組み込まれることはなかった。

日本が戦時体制になった頃から、幼稚園では、自由保育に代わって国旗掲揚・団体訓練等の行事が実施され、「躰」中心の保育が強化された。太平洋戦争末期には保育内容も軍国主義化し、1944（昭和19）年、東京都の全幼稚園に対して閉鎖令が出され、各都市で学童の集団疎開が開始されたことで、幼稚園の教育活動は停止した。貧民幼稚園の流れを組む託児所

\* 名城大学国際学群教授 沖縄県名護市字為又1220-1 kano@meio-u.ac.jp

についてしてみると、戦前、対象年齢や保育時間に違いはあるものの、保育の内容は統一化され、都市を中心に次々と公立の託児所は設置された。鳥取県で開設されたものが最初とされる農繁期託児所（米作の場合、春の田植え、秋の取入れの時期）や職場託児所も全国的な広がりを見せた。この農繁期託児所の普及の背景には、生産増強対策、特に女性労働者の有効活用という思惑があった。こうして、戦時中は、女子勤労政策の発令による女性労働者の増加に伴い、託児所の重要度は高まり、特に戦争末期には神社、寺院、学校等を利用して戦時託児所が各地で設立された。しかし、この託児所も幼稚園と同様に戦争の激化の中で園舎が焼失し、保育の続行は不可能な状態に陥った。

では、戦前の沖縄・名護の保育、幼稚園の状況はどのようなものであったのだろうか。

沖縄の保育事業は、1933（昭和8）年、名護町字幸喜の季節保育所・幸喜農繁期保育所を含め6ヶ所に設置された。幸喜農繁期保育所は字事務所（現在の字公民館）に設けられ、当時、50名の幼児を預かっていた。常設の保育所の設置については、1939（昭和14）年の名護保育園が沖縄初である。同園の設立に尽力したのは、キリスト教会の牧師であった服部団次郎であり、伝道と救済活動にも従事していた。服部は、沖縄の幼児教育の貧弱な状況から、小学校の入学前に話し言葉を含む日本語の習得が出来る環境を整えることが大切だと考え、幼稚園の創設に尽力した。名護保育園は、名護町大兼久に開園され、幼児教育施設として地域住民の注目を集めただけでなく、沖縄県社会課の委嘱を受けて、島尻、中頭、国頭の各郡から1人ずつ女子青年を受け入れ、幼児教育の講習を施していた。女子青年は、終了後、出身地で農繁期の保育所を開設したのである。このように、名護保育園は、沖縄における幼児教育の草分け的な存在であったと同時に、幼児教育の人材育成機関としての役割も果たした。だが、1944（昭和19）年、名護保育園は、学童疎開によって自然消滅の状態になり、その後、憲兵隊の駐屯所に接收され、戦火にさらされて焼失した。

## 2. 戦後沖縄と名護の保育園・幼稚園

1946（昭和21）年、米軍占領下の沖縄で初等学校令が公布され、学校体系は幼稚園（1年）、初等学校（8年）、高等学校（4年）として出発した。いわゆる8・4制の学校制度の発足の中で、幼稚園は各初等学校に併置され、義務制として出発した。幼稚園は、沖縄群島を中心に急速な広がりをみせ、全琉の幼児を対象とした公教育として始まったが、その実態は、園舎設備や教材教具もなく、無資格者による教育活動であった。当初、公立幼稚園は、初等学校の附属園として位置づけられ、初等学校と殆ど同数程度で推移したが、1947（昭和22）年10月13日付の軍政府の通知により補助金を打ち切られ、公立幼稚園の運営は窮地に立たされた。翌年の1948（昭和23）年4月、新学制（6・3制）の施行に伴い、幼稚園の義務制が解かれると、市町村の財政困窮等を主たる理由にして幼稚園の運営は困難となり廃止せざるを得ない園が続出した。こうして、沖縄群島を中心に誕生した幼稚園は軍政府の補助金打ち切りと非義務化により危機的状況に陥り、ついには公立幼稚園の存廃はそれぞれの自治

体の財政事情に依るところとなった。しかしながら当然、幼稚園を運営できる自治体は限られ、地域においては、「部落負担」「父兄負担」等という財政的には脆弱な幼稚園運営が生じた。字立の幼稚園の誕生であり、公民館幼稚園の設立をみたのであった。

『琉球教育要覧（1955年度版）』によると、当時の公立幼稚園の数は123であり、その他に、教会の附属幼稚園、部落費や父兄負担によって設置された託児所に類する幼稚園は数百校以上であるとして、琉球政府文教局もその実態を十分把握しきれていない。また、1957（昭和32）年3月の布令第165号「教育法」は、幼稚園の認可基準を厳しく規制したため、公立幼稚園を維持できずに、未認可幼稚園になる状況も生まれた。この頃の公立幼稚園の中には、市町村の財政困難により部落立又は月謝（授業料）による経営となり、その教育内容も財政的要因により弱体化した。同年5月には公立幼稚園の数は33園（当時の公立小学校数228校）まで減少していた。これは、自治体の財政負担によって管理・維持ができない幼稚園は、「部落立又は月謝（授業料）」による経営に移行したが、その経営も盤石ではなかった。こうして、沖縄において義務化された幼稚園は、軍政府補助金の打ち切りと「教育法」の施行により、一部の公立幼稚園と数多くの無認可幼稚園が併存していた（公民館幼稚園は無認可幼稚園に分類された）。

一方、沖縄の保育事業についていえば、琉球政府は、1953（昭和28）年に児童福祉法を制定したが、保育所の整備は遅々として進まなかった。1964（昭和39）年からの日政援助（日本政府の援助）によって公立保育所は、1972（昭和47）年4月の時点で77ヶ所の整備をみたが、本土の類似県の4割程度に留まっていた。ここで、名護の状況を見ると、公立園よりも先行して私立保育所と幼稚園が設立されていた。1955（昭和30）年認可の屋部保育所を皮切りに、沖縄キリスト教団（沖縄キリスト教会から教団へ改称、1957年）田井等教会附属つくし幼稚園（1961年、字親川）、東江保育所（1963年）、宗教法人カトリック教会うみのほし幼稚園（1967年、大中）が保育活動を始めていた。つくし幼稚園開設の際は、すでに近郊の集落には、字立の幼稚園（公民館幼稚園）があったことから、教会側は、各公民館で教会附属の幼稚園の開園についての説明会を行い、地域住民の理解を得ながら設立を進めた。屋部保育所は、認可前から比嘉春子による青空保育が行われ、当時は、名目上は屋部小学校の附属

<名護で最も歴史の長い私立幼稚園>

学校法人カトリック学園 うみのほし幼稚園

1967（昭和42）年、宗教法人琉球列島カトリック教会うみのほし幼稚園として開園。初代園長、ホセ・ガルディアーノ。3歳から5歳までの年齢別で3クラス、総勢96名で始まった。翌年9月、学校法人カトリック学園として琉球政府により、北部における唯一の私立幼稚園として認可された。同園は、幼児の人権と自立を援助する「モンテッソーリ教育法」を採用した。

幼稚園としての位置づけであり園長は校長が兼務していた。その後、小学校から切り離されて集落の施設になり、区長が園長となった。保育料は全戸が負担し、遅配しがちであったが、比嘉春子には賃金が支払われた。当時の状況について、ノンフィクション作家の川田文子は、比嘉からの聞き取りを次のようにまとめている。

屋根の下での保育が可能になったのは、1950年からだ。ある資産家（吉元栄福一筆者）が広い屋敷に芝居小屋を建てた。1、2か月に1週間ぐらい巡回芝居がくるようになったが、他の日は空いている。その芝居小屋を無料で貸してもらえることになったのだ。村の有志が山から木を伐ってきて庭にプランコを作ってくれた。戸はなくただ床があり、屋根を口いてあるというだけの建物だった。だがともあれ雨は凌げるようになったのである。

公立園の開園は、1960年代の中頃以降からであり、中央保育所（1965年）に続き、南保育所（1967年）の2園の活動から始まった。南保育所は、120名定員の大型園であった。公立保育所が増えてくると、公立保育所と私立保育園との格差、特に保育者の待遇面での格差が拡大した。東江保育園長の島袋文子は、有資格者保母の奪い合いが起こったことや公立園への人材流出で頭を抱えていた。私立保育所は厳しい経営が強いられ、当然、保育者の待遇も悪くならざるを得なかったからである。名護の保育所と幼稚園は設立され始めたが、対象の幼児を十分に受け入れる余裕はなかった。それで、地域の字公民館の幼稚園は、地域の子どもの受け皿として保育活動を担ったのである。

### 3. 名護の公民館幼稚園

#### (1) 名護の公民館幼稚園の設立状況

戦後、沖縄の住民から保育園や幼稚園の整備についての要望は強くあったものの、法制度の未整備と財政的な事情により立ち遅れた。とりわけ、就学前の保育・教育については、那覇等の都市部を除き、ほとんど未整備であり、そのため、各集落では、区事務所（自治会）による無認可の幼稚園（託児所）が生まれていた。いわゆる、公民館幼稚園の設立である。これは、戦前・戦中の農繁期の託児所の流れを組むものであり、主に、集落在住の若い女性が資格は有していないものの保母として、幼児の保育活動を担っていた。保育時間は、主に、午前中であった。

では、名護を含む近郊の公民館幼稚園の実態はどのような状況であったのだろうか。図1は名護町と屋部村の公民館幼稚園、図2は屋我地村、羽地村、久志村の公民館幼稚園の分布を示したものである（1963年当時）。これによると、名護町14園、屋部村6園、屋我地村5園、羽地村13園、久志村11園の公民館幼稚園が幼児の保育活動を進めていたことがわかる。園児数は10数名から50数名を超える園までであった。各幼稚園の保母数は、1～2名程であり、保育料を各家庭から徴収し、これが保母の手当となった。保母は午前中、保育活動に従事し、午後は公民館の事務に従事したりした。公民館幼稚園の多くは、公民館を間借りしての活動であったが、名護町の世富慶と許田、羽地村の伊差川と親川、屋我地村の饒平名、済井出、運天原、我部、久志村の辺野古と久志は、独立の園舎を有していた。

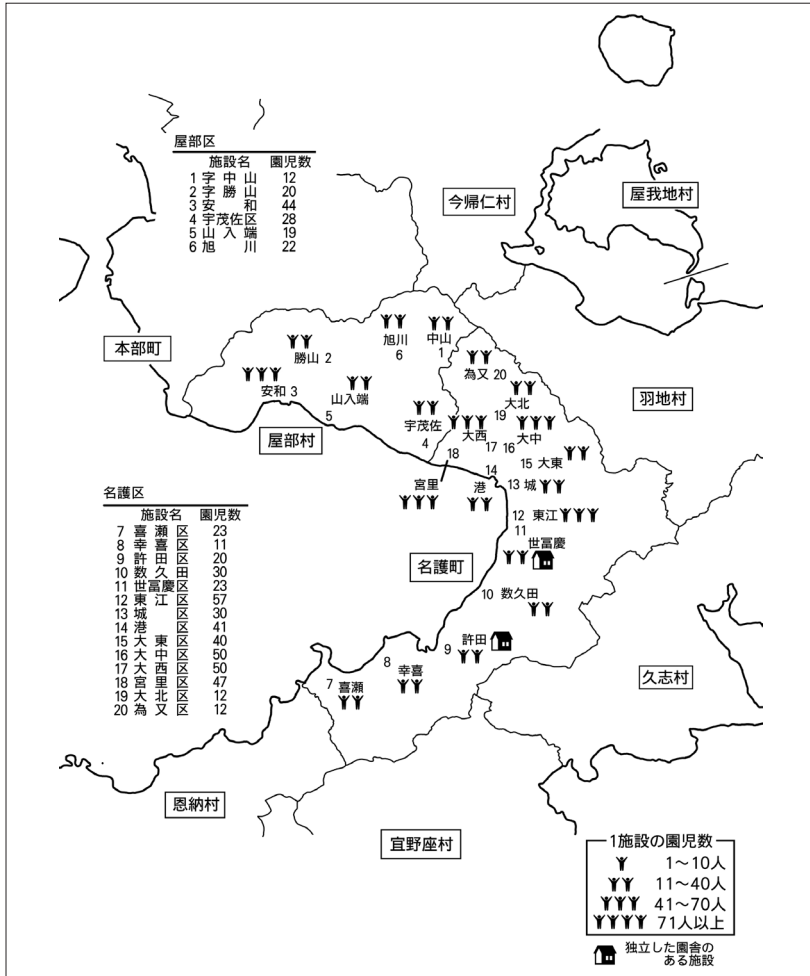


図 1. 名護町と屋部村の公民館幼稚園

(2) 公民館幼稚園の実態

実際の公民館幼稚園の運営はどのようなものであったのだろうか。仲尾次の保母として関わっていた上地富子（昭和3年生）は次のように述べている。

お遊戯会とか、運動会とかありました。運動会は、真喜屋と稲嶺も一緒になって。真喜屋小学校に公立の幼稚園がない頃は、仲尾次と真喜屋と稲嶺の子どもも一緒になって、小学校で運動会をしましたよ。3つの部落の幼稚園が合同で運動会。でもだんだん、稲嶺も真喜屋も子どもが少なくなって。あとは、仲尾次に子どもが来るようになって。真喜屋と稲嶺から来る子どもは少なかったですね。運動会は、この仲尾次の公民館の広っぱでして、盛大でしたよ。部落の人がみんな見に来るもんだから。名護町では、町内の幼稚園が一緒になって運動会をしていることは聞いていましたよ。町の幼稚園で働いている保育士さんがいて、その人と時々会って、話をしていたもんだから。

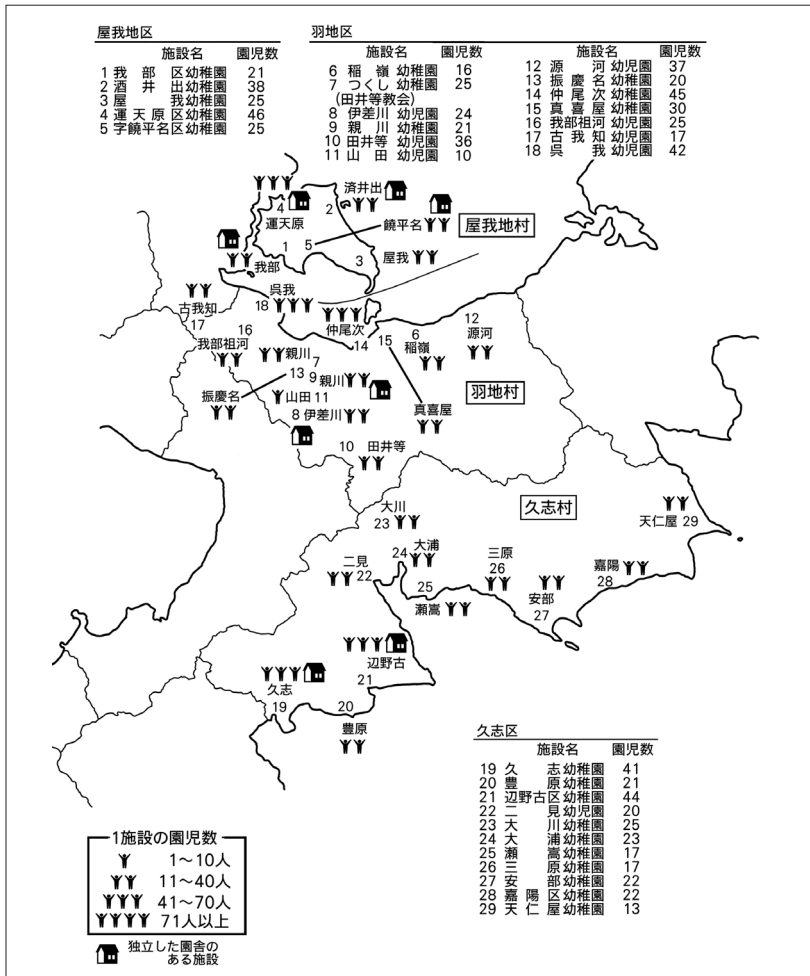


図2. 屋我地・羽地・久志村の公民館幼稚園

仲尾次の公民館幼稚園には、近郊の集落の子どもも通園し、運動会等の独自の園行事が行われていた。また、仲尾次在住の當間トミ（大正9年生）は、脱脂粉乳のミルク給食の準備にも関わっていたことを述べている。

ララ (LARA) とリバック (RIVAC)  
 沖縄での救援物資配布は1947年から開始され、1953年に廃止された。ララ物資の打ち切りに伴い設けられたのが琉球列島奉仕委員会（リバック）である。米国世界キリスト教奉仕団並びにカトリック教奉仕団により、沖縄の児童生徒に脱脂粉乳のミルク給食が提供された。ミルク給食の実施にあたっては、ミシガン大学の交換教授ベッフと琉球大学の翁長君代によりミルクの溶かし方の講習会が各地区で開催された。なお、字誌等の記述から、地域によっては、公民館幼稚園においても脱脂粉乳のミルク給食が小学校を介して提供されたようである。

ここで、仲尾次以外の公民館幼稚園の動きをみてみよう。我部祖河では、早くから区事務所に託児所的な幼稚園が区長（園長を兼任）のもとに置かれ、字公民館幼稚園は1年保育が原則であったが、2年保育の園児もいた。園の備品等は貧弱であり、区事務所の備品を使用するという状況であった。1953(昭和28)年頃から、給食費(ミ



ルク炊きの手間賃）と教材費の徴収があり、小学校を介してのミルク給食が始まった。1965（昭和40）年の名護市教育委員会の方針によって各字の幼稚園を廃止し、羽地小学校区、稲田小学校区を一園とした羽地幼稚園を設立することになった。しかし3区（我部祖河、古我知、内原）から羽地幼稚園は遠隔地にあり、しかも通園上の安全面が心配され、保護者の反対により我部祖河公民館内で幼稚園を開設した。1967（昭和42）年4月、我部祖河幼稚園も名護市立幼稚園として認可され、羽地幼稚園の分園となった。伊差川では、戦後の早くから、池宮秀松（6班）の近くに茅葺の園舎が作られ、幼児教育が始まった。区長は園長を兼ね、字事務所と隣にあった教会を交互に利用して保育活動は進められた。伊差川でもミルク給食は始まり、幼稚園は羽地小学校の運動会や学芸会の行事にも参加した。その後、伊差川の区幼稚園は、羽地幼稚園に統合された。

久志村字辺野古では、1956（昭和31）年頃から婦人会も幼児教育に力を入れるようになり、保母の報酬も保護者から搬出される薪を月謝代わりにして徴収、それを婦人会役員が現金に換算して支給した。1957年頃から基地建設に伴い人口も増加してきたため、新保育施設は、1961（昭和36）年、キャンプシュワープの第三海兵隊の寄付（2,745ドル）により完成した。辺野古区は、区幼稚園に対して教材教具を提供したり、保母の資質向上のために講習会へ参加させたりした。また、久辺小学校からは園児に対して給食用ミルクも配給されるようになった。1972（昭和47）年に公立久辺幼稚園が設立されると、辺野古区では入園年齢を引き下げて無認可幼児園としての存続を図ったが、公立保育園の開所によって入園児も減少し1984（昭和59）年に廃園となっている。

東江小学校附属東江幼稚園は、1950（昭和25）年には、東江青年会館の建物を使用し、当時、名護小学校附属幼稚園の保母と合同で名護劇場において学芸会を開催する等、活発であった。また、豊原には戦後二つの収容所が設置され、避難民を受け入れたが、それぞれの収容所に幼稚園が開設され、保母は女子青年を字内の小学校で講習を受けさせて登用した。保母の給料は日給制で現物給付（「米一台」「缶詰一個」等）であった。豊原では、1947（昭和22）年、区制誕生によって収容所内の幼稚園は豊原区幼稚園と改称され、字公民館に移った。この豊原の幼稚園は、任意に区で開設したものであり、保母は久志村教育委員会が定期的に開催する講習会に区の女子青年を受講させて採用した。1973（昭和48）年、久辺小学校に公立幼稚園が併設されたことで、豊原区幼稚園は閉鎖した。古我知では、1952（昭和27）年の区事務所建設後、翌年から事務所を利用しての託児所的な幼稚園を開設している。区長の管理のもとにおかれ、区長が園長を兼ねた。1年保育が原則であったが、2年保育の園児もいた。

大北では、戦後、大北区幼稚園が公民館とサーター屋跡に建てられた。園舎といっても雨露を凌ぐほどのバラック建てで、区民の奉仕によるものであった。設備はベンチ、ブランコ等の遊具だけで、これも父母の手作りであった。一区で二箇所の幼稚園舎を持ちながら、配置された保母は一人であった。5歳児を原則としながらも、事情によっては、3～4歳児も許容されていた。1969（昭和44）年4月、名護教育区立名護幼稚園が開園され、小学校就学

一年前の5歳児は名護幼稚園に入園する。その後は、大北区幼稚園は、公民館内に3～4歳児の幼児園として存続した。

大南区は、1947（昭和22）年9月、区幼稚園を設立し、翌年、海岸近くの青年会館の向かいに茅草の幼稚園を建築し、幼児教育の充実を図った。1956（昭和31）年には、幼稚園にミルク室を増築し、ミルク給食を始めた。

以上のことから、羽地村、久志村、名護市（旧名護町）内の字公民館で保育活動が広くみられた。これは、村落共同体意識が色濃く残る北部地区では、戦後早い段階から字公民館内で幼少児を預かり、保母兼任の事務所書記が保育活動を行っていた。預かる幼少児の年齢は5歳児を基本としながらも3～4歳児の保育も行っていたといえる。保母の多くは無資格者であり、給料に相当する手当は字費と保育料（保護者負担）であるため、不安定な立場にあったのである。

### (3) 公立幼稚園の設立

地域では、公民館幼稚園が幼少の子どもの保育・教育活動を支えていたが、沖縄の日本復帰が政治日程にあがり、本土並みの保育・教育保障が本格的になると、公立幼稚園は矢継ぎ早に設立された。沖縄では、1960年代後半から1970年代初頭にかけて公立小学校に附属園という形で公立幼稚園が設置され、北部地区においてもほぼ同じ時期に公立園の設置がみられた。公立園の設置に伴い、地域の子どもはそこに吸収され、字公民館幼稚園は廃園となる場合が多くみられたが、久志村辺野古、名護市大北では、幼稚園対象児以外の3～4歳児対象の保育施設（幼児園）をあらためて成立させている。これは、公教育制度の対象として5歳児の幼児教育が制度保障されたのに対して、その枠外に置かれた幼少児の教育保障をどのようにすべきかが問われ、各集落で「幼児園」という教育組織を誕生させたのである。また、字公民館幼稚園の職員の呼称は、「保母」または「教諭」と称されている。沖縄幼稚園協会『会員名簿（1969年6月現在）』をみると、幼稚園教諭免許状を含む有資格者は「教諭」として記載されているが、無資格者の場合は「保母」と称されている場合がある。当時の字公民館幼稚園の職員の名称は混同して使用されていた。

公立幼稚園の制度化により、その対象の5歳児は、新設された公立幼稚園に通うことになったが、地域では、幼稚園の対象にならない幼少児についての保育・教育活動をどのように保障すべきか問われ、それは、結局、各集落の対応に任されたのである。こうして名護市（旧名護町）の各字では、幼少児の保育の場として幼児園の成立をみるのである。

### (4) 宮里区の幼児園

1970（昭和45）年8月、旧名護町、羽地町、久志村、屋部村、屋我地村の町村が合併し、名護市制を施した。名護市は、旧町村の区分に基づけば、名護15字（区）、羽地15字、屋部7字、久志13字、計50字からなり、名護地区には、喜瀬、幸喜、許田、数久田、世富慶、東江、城、





名護市の行政区域

港、大東、大中、大西、大南、大北、宮里、為又の字（区）がある。

ここで注目する宮里区は、名護の市街地に隣接する住宅地域として人口の急増地であり、名護地区では最大の人口である。戦後の宮里区の人口推移をみると、1964（昭和39）年から急増し、1985（昭和60）年には、5,000人に達している。名護市の幼少児（0～4歳）の人口推移をみると、1975（昭和50）年にピーク（4,779人）を迎え、以後、ゆるやかに微減している。市内の幼少児人口は、復帰前後に大幅増となったため、行政内部では就学前教育を保障する立場から公立保育園や幼稚園の設置が検討された。1972（昭和47）年復帰時の名護市内の公立保育園数は2園であり、この間、矢継ぎ早に市内保育所が増設されると同時に、公立幼稚園も相次いで設立される経過を辿る。名護市初の公立園・大宮幼稚園は、1968（昭和43）年4月に創立された。翌年の1969（昭和44）年には、名護幼稚園と東江幼稚園が創立され、以後、復帰前までに、屋我地、安和、屋部、三原、久志、羽地、久辺の公立7幼稚園が設置された。復帰後は、稲田、源河、真喜屋、瀬喜田、大北の5園が設立され、市内の公立幼稚園の整備は一定程度の前進がみられた。大宮幼稚園は、大宮小学校附属園として位置づけられ、宮里区はその校区の一角である。そのため、字宮里公民館幼稚園の5歳児は大宮幼稚園への入園になり、字宮里幼稚園は閉園の危機に面した。同園では、5歳児以外にも3～4歳児の幼児も預かっていた事情もあり、3～4歳児の保育保障を継続すべきかどうか、

区民は、問われたのである。字宮里の出した結論は、宮里幼稚園を「宮里幼稚園」として改称し再発足させたことであり、字宮里公民館の補助機関としての位置づけを明確にして園存続の方針を採ることにした。

初代園長は区長が兼ね、保母は、大城恵美子である。大城は、1968（昭和43）年から1984（昭和59）年までの17年間にわたり、字宮里幼稚園を支えた。字宮里幼稚園が開設された当時は、市内の保育園・幼稚園数は未だ整備中であり、幼少児を抱える保護者の幼稚園開設に対する期待も大きかった。大城は、幼稚園対象児を除いた幼児の世話の必要性を痛感し、当時の区長から宮里幼稚園の施設設備の再利用のためにも幼稚園の開園を要望され、幼稚園の保母を引き受けたのであった。当時の状況について大城は、①市内の幼稚園保母相互の情報交換のために幼稚園会が発足したこと、②戦後一貫して劣悪な保母の待遇改善のためにも市の補助金確保が重要であると保母のなかで共通認識され、合同運動会を開催して幼稚園活動をアピールし、鉢巻をして市役所へ陳情したことを語っている。つまり、市幼稚園会は、幼稚園保母の労働条件改善のために結成された団体であると同時に、市内保母相互の情報交換を主な目的とする親睦的な団体であった。なお、結成された名護市幼稚園会は、旧名護町内の幼稚園から構成され、旧名護町以外で運営されていた幼稚園は入会していない。

#### (5) 名護の幼稚園の合同運動会

公民館幼稚園は、沖縄の日本復帰を迎える頃には、公私立園の急速な整備もあって、次々と姿を消した。公民館幼稚園の中には、複数の園が統合され地域の公立幼稚園として設立された。また、公民館幼稚園の保母が資格取得を条件に公立幼稚園の幼稚園教師として採用されたりした。地域において相互扶助の形態で存在していた公民館幼稚園（就学前教育）に代わって、公立の幼稚園が公教育の装いをもって沖縄の5歳児幼稚園教育を担い始めたのである。一方、公立幼稚園に入園できない5歳児以下の子どもは、近郊の公私立園に入園したり、あるいは、地域によっては公民館幼稚園の後身として字幼稚園が設立され、そこに入園したりした。字幼稚園は、公民館幼稚園を前史にもち、対象年齢を引き下げて子どもを預かる場と再生し、地域の保育・教育要求のもとであらためて成立したのである。ここで名護の事例を紹介すれば、字仲尾次を校区に含む、真喜屋小学校に幼稚園が設置され（設置は1976年4月）、字仲尾次の公民館幼稚園がなくなるが、「総会で幼稚園にかわるべき幼稚園の開設を決め、引き続き上地（上地富子―筆者注）さんに子供たちの世話を頼んだ」としている。字仲尾次では、地域の保育・教育ニーズに対して、集落が主体的に幼稚園の設立を決めたのである。

旧名護町の場合、復帰後の1970年代末には、13の字幼稚園が活動していた。しかも、地域の保育・教育要求に応じながら、市内の字幼稚園の保育士は、自身の資質向上を目的にした学習会を積み重ねたり、幼稚園の環境整備のために行政に要望を出したりして、自覚ある主体的な保育士として活動していた。その中でも特に注目されるのは、名護の字幼稚園の保育士、子ども、保護者が一堂に会した合同運動会や「にんぎょうげき」の実践である。これら

の実践は、旧名護町内の幼稚園から組織化された「名護幼稚園会」による発案であり、それぞれの園行事を実践しながら、特に、広域の一大行事としての合同運動会を開催していた。これは、地域共同実践と呼べるものであり、しかも、名護の就学前教育を担っていた字幼稚園の存在を市民へアピールする格好の行事であった。名護町の合同運動会は、町内外に知られる地域実践であった。

第1回名護幼稚園会運動会は、沖縄の日本復帰前年の1971（昭和46）年10月17日、名護小学校の運動場にて開催された。前年の1970（昭和45）年8月に町村合併があり、名護市が誕生していたが、この合同運動会は、旧名護町内の幼稚園の合同行事として位置づけられていた。第1回に参加した幼稚園は6園（大東、大中、大西、港、大南、宮里）である。第2回の合同運動会のプログラム（1972年実施）



第5回合同運動会  
（1975年、於：名護小学校、宮城勝子提供）

には、保護者向けの合同運動会の目的が3つ記され、①今まで身につけた集団での行動を運動会に参加することによって協調性を養い行動を機敏にし、今後の集団生活を高める、②遊戯やフォークダンスを通してリズム感を養うと共に友達といっしょに表現を楽しむ、③親子の楽しい一日をもつ、である。1975（昭和50）年開催の第5回から北区の幼稚園が参加し、翌年には、喜瀬、東江の幼稚園も参加して全体で9園となっている。

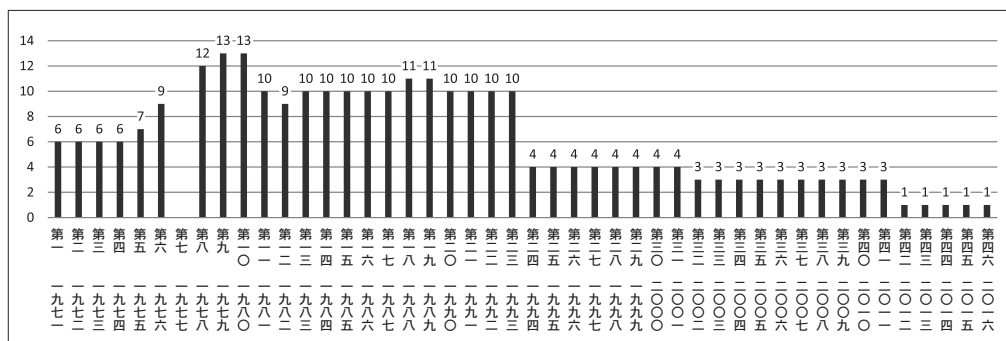
名護幼稚園運動会の最盛期は、1979（昭和54）年の第9回と1980（昭和55）年の第10回であり、13の幼稚園（大東、大中、大西、港、大南、宮里、北区、喜瀬、東江、数久田、たんぼぼ、許田、城）が合同運動会に参加した。奥原峯子の記録によると、第9回の参加園児数は477名である。こうした幼稚園の合同運動会への参加の増加は、名護市の幼少児（0～4歳）人口が1975（昭和50）年にピーク（4,779人）を迎えていることが背景にある。1981（昭和56）年から1993（平成5）年までは、参加園は9～11で推移し、1994（平成6）年からは、4園（大東、大南、宮里、東江）に激減している。4園の合同運動会は、2001（平成13）年まで継続され、2002（平成14）年から2011（平成23）年までは、3園（大南、宮里、東江）、2012（平成24）年以降は、宮里幼稚園単独の運動会となっている。なお、宮里幼稚園は、2016年度末の閉園に伴い、2016年度の運動会が最後となった。

名護幼稚園会の合同運動会は、個々の幼稚園（保育士）の交流と保育実践の検証につながるものであり、名護町（現在の名護市）の幼児教育の保障の一角を字幼稚園が担い、その存在感を町民へアピールする場でもあった。また、同時に、名護町の字幼稚園の一体感を育む機会となった。こうした合同運動会を契機とした保育士相互の交流は、その後の名護幼稚園会主催の「にんぎょうげき」の実践や保育に関わる学習会の実施につながった。復帰前の字

幼稚園、とりわけ、前身の公民館幼稚園は個々の集落で独自の活動が行われてきたが、名護町内の字幼稚園が相互につながることで就学前の地域の子どもを支援していたことは特筆される。なお、昨今の少子化を背景に、名護市内の幼稚園数は激減し、合同運動会の実施も困難になった。名護幼稚園会運動会は、1971（昭和46）年の第1回から2011（平成23）年の第41回までの41年間の実践であった。

資料1. 名護幼稚園会運動会の参加園数

※1977年は資料散逸のため、参加園数は不明



奥原峯子提供資料をもとに作成

#### 4. 復帰後の幼稚園と保育所

名護の就学前の教育・保育は、公民館幼稚園や公私立の保育所等によって支えられ、復帰前後には、公立幼稚園の設立により地域の公民館幼稚園は吸収・統合され、公的な教育・保育保障による幼少児の教育環境は整備された。しかしながら、2000年代に入ると、名護の少子化も進み、公立幼稚園や保育所の再編・統合が行われ、住民の教育・保育ニーズに対応した就学前教育の在り方が問われるようになってきた。本節では、上記の事情をふまえて、復帰以降の幼稚園と保育所の変遷について述べる。

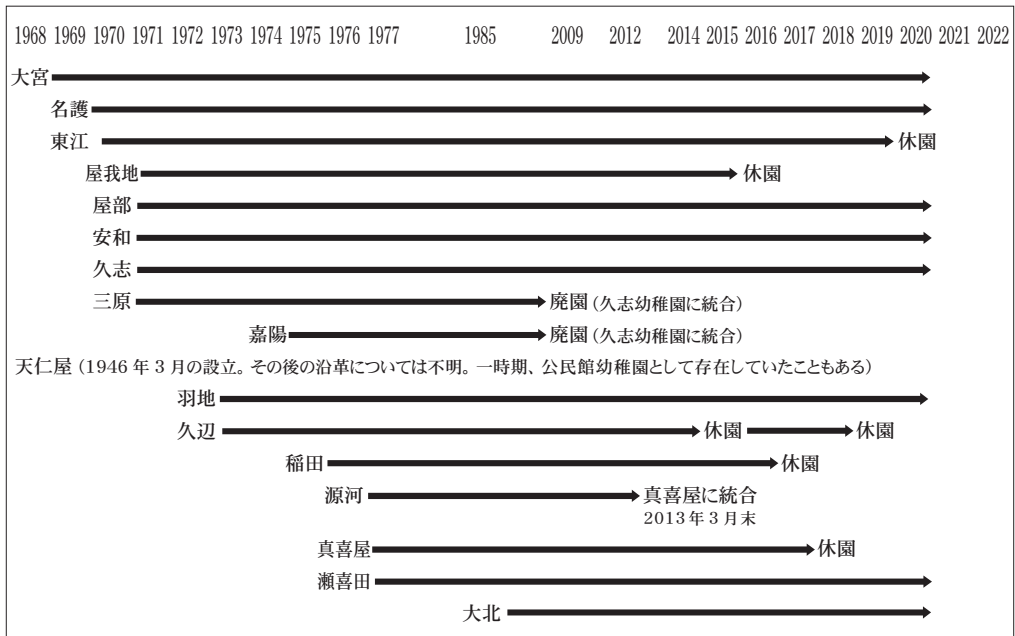
##### (1) 公立幼稚園の設立

資料2は、1968（昭和43）年度以降の名護の公立幼稚園の沿革をまとめたものである。この資料から、名護の場合、1968（昭和43）年から1972（昭和47）年にかけて、公立幼稚園の整備が急速に始まり、市街地の公立園の設置のみならず、市内の広域にわたっての幼稚園の整備は、就学前の子どもの保育・教育事業が進展したものとといえるであろう。その背景には、幼稚園教育振興法（1967年立法第49号）の成立をあげることができる。同法は、幼稚園教育の振興促進や幼稚園教育の諸条件の拡充整備を図ることを目的として、全小学校区に幼稚園を設置すること、そして、「全琉的な設置促進を図るため当分の間五歳児教育に重点をおく」ことを謳っていた。1968（昭和43）年10月1日現在で、公立84園、私立12園を数え、幼稚園教員への給料50%の補助、園舎建築費の50%補助及び備品購入のための経費の一部を行政による負担とした。

名護の場合、大宮幼稚園（1968年）、名護幼稚園（1969年）、東江幼稚園（同年）の開設に続き、屋我地幼稚園（1970年）、屋部幼稚園（1971年）、安和幼稚園（同年）、久志幼稚園（同年）、三原幼稚園（同年）の開設をみている。続いて、羽地幼稚園と久辺幼稚園は、1972（昭和47）年の4月に開設された。その後、1975（昭和50）年に稲田幼稚園と嘉陽幼稚園が設立され、翌年の1976（昭和51）年には、源河幼稚園、真喜屋幼稚園、瀬喜田幼稚園が設立された。大北幼稚園の設立は1985（昭和60）年のことである。久辺幼稚園は2015（平成27）年度休園し、2016（平成28）年度から再園したが、2019（平成31）年度以降、休園している。屋我地幼稚園は2016（平成28）年度から休園、稲田幼稚園は2017（平成29）年度から休園、真喜屋幼稚園は2018（平成30）年度から休園、東江幼稚園は2020（令和2）年度から休園している。

なお、名護市教育委員会所蔵の天仁屋小学校職員の資料綴りには、富川春（明治44年生）の履歴書が残され、職歴には、「一九四六年三月三十一日 天仁屋初等學校附属幼稚園保育官補ヲ命ズ 沖縄民政府」、「一九四九年三月三十一日 保育官補ヲ退職ス」とある。天仁屋では、戦後いち早く公立の幼稚園活動が行われたことがうかがえるが、同附属幼稚園の廃園年等については、関連資料の散逸により確定できていない。

資料2. 名護の公立幼稚園の沿革（1968年度～）



名護市こども家庭部提供資料をもとに作成

さて、復帰前後から、名護の公立幼稚園の整備は図られ、活動は継続されたが、それは、2000年代の初頭までである。以降、少子化に伴う園児数の減少や保護者の保育所等への選択により、公立幼稚園への入園者数の減少がみられ、統合に伴う廃園又は休園が続く。まず、



2009（平成21）年3月、三原幼稚園、嘉陽幼稚園は、久志幼稚園に統合され、2013（平成25）年3月、源河幼稚園も真喜屋幼稚園に統合された。これらは、公立幼稚園を附属とした各小学校の統廃合とも関連している。こうした公立幼稚園の廃園は、名護の場合だけではなく、県域でもみられ、現在も検討が続いている自治体はある。

ところで、資料3は、沖縄県の5歳児の幼稚園の就園率を示したものである。これによると、5歳児就園率は、全国平均よりも高率であるが、次第に減少していることがわかる。沖縄では、「5歳になったら小学校に附属した幼稚園に入園すること」が当然視されていたが、保育所の5歳児の教育・保育を拡充してきたことや2年保育又は3年保育等の他の選択肢を取る保護者（幼児）が増えてきたのであろう。こうした保護者の就学前の教育・保育に対する関心やニーズの変化をとらえて、名護市教育委員会は、2016（平成28）年3月、「名護市立幼稚園今後の在り方について（方針）」を通知した。同方針によると、公立幼稚園の教育・保育については、①2年教育・保育の実施、②保育を必要としている地域においては、一時的に預かり保育を拡充する、③公立幼稚園の認定こども園への移行や学童施設として活用を検討する、等を明らかにした。また、幼稚園の適正人数は20～30人、1学級の園児数が10人以下の場合は集団教育が困難であるため、近隣に民間の就学前施設がある園については休園を検討する、保育所、私立・公立幼稚園と小学校との交流を図ること等を列記した。これ以降、2017（平成29）年度から大宮幼稚園で2年教育・保育が試行され、預かり保育については、2015（平成27）年度から、名護、大北、屋部の3つの幼稚園で実施され、継続中である。公立幼稚園の認定こども園への移行については、2021（令和3）年度又は2022（令和4）年度に向けて、久志幼稚園と瀬嵩保育所を統合する形で公立の認定こども園の設置に向けて調整が行われている。ちなみに、2020（令和2）年2月10日現在、屋我地幼稚園、真喜屋幼稚園は学童保育、稲田幼稚園は子どもの家、久辺幼稚園は隣のやまびこ久辺保育園の多目的室として活用されている。幼稚園のクラス数の減少により、一時的空き教室となった部屋を学童として活用している園（名護幼稚園、羽地幼稚園）もある。

資料3. 5歳児の幼稚園就園率（単位：％）

区 分	1990年	1995年	2000年	2001年	2005年	2010年	2012年
沖縄県	91.5	86.7	84.9	84.2	81.6	80.5	80.4
全 国	64.0	63.2	61.1	60.6	58.4	56.2	55.1

浅井春夫・吉葉研司編著『沖縄の保育・子育て問題』明石書店、2014年

なお、沖縄県内においても、待機児童対策の受け皿や3歳からの複数年保育の実施、多様な保育ニーズへの対応の必要性から、公立幼稚園の民営化及び認定こども園への移行が進んでいる。例えば、認定こども園の設置状況をみると（公立、私立、公私連携の合計数）、那覇市47、宜野湾市6、糸満市16、宮古島市4、石垣市5、豊見城市12、南城市3、うるま市2、浦添市11、沖縄市2となっている（2019年4月1日現在）。

屋我地幼稚園は2016（平成28）年3月に休園し、真喜屋幼稚園は2018（平成30）年3月、久辺幼稚園と稲田幼稚園は2019（平成31）年3月に休園した。2020（令和2）年4月現在、市内の公立幼稚園は、8園（羽地、安和、屋部、大宮、名護、大北、瀬喜田、久志）、2つの私立幼稚園（うみのほし幼稚園、名護栄光幼稚園）である。

## （2）公私立保育所の設立

次に、名護の公私立保育所の推移に注目してみよう（「資料4. 名護市公私立保育所、無認可保育園数の推移」参照）。保育所は、保育に欠ける乳児又は幼児を保育すること、育児不安や育児の困難を解消するため、地域において乳幼児等の保育相談及び助言を行うこと等の役割を担い、地域における子育て支援の中心的機能・役割を有している。市の保育事業は、1965（昭和40）年から1976（昭和51）年にかけて設置された公立の7保育所によって主に担われた。社会福祉法人による保育事業は、1977（昭和52）年から1984（昭和59）年にかけて設立された9つの保育所によって展開された。1972（昭和47）年の時点では、公立保育所3、私立幼稚園1である。公立保育所は、復帰後、毎年設立され、1976（昭和51）年以降は7保育所を数えている。私立幼稚園は、1976（昭和51）年までは1園のみであったが、1977（昭和52）年からは増加している。無認可幼稚園は、1975（昭和50）年までは1園を数えていたが、1976（昭和51）年からは増加している。これらの推移から、1976（昭和51）年頃から、名護の公私立保育所や幼稚園等は、増加に転じていることがわかるが、当然、これは、入所者数の増加が背景にある。

資料4. 名護市公私立保育所・幼稚園、無認可保育園数の推移

	1972年 (昭和47)	1973年 (昭和48)	1974年 (昭和49)	1975年 (昭和50)	1976年 (昭和51)	1977年 (昭和52)	1978年 (昭和53)	1979年 (昭和54)	1980年 (昭和55)	1981年 (昭和56)
公立保育所	3	4	5	6	7	7	7	7	7	7
私立幼稚園	1	1	1	1	1	3	4	5	6	9
無認可保育園	0	1	1	1	2	3	8	11	12	12
合計	4	6	7	7	10	13	19	23	25	28

名護市福祉事務所編『福祉の概要（昭和56年版）』1981年、52～55頁をもとに作成  
無認可保育園数に、字公民館幼稚園数は含まれていない

## （3）公立保育園の私立（社会福祉法人）保育所への移管

名護市は、「公立（市立）保育所の運営は、効率性が低く、高コスト」であり、保育所の通常の保育サービスは、「児童福祉施設最低基準」や「保育所保育指針」により提供されているため、その差異はないとして、2004（平成16）年度から公立（市立）保育所を段階的に社会福祉法人へ移管することを決定した。この移管作業の背景には、保育ニーズの増大（保育所の新增設）と保育ニーズの多様化（延長保育の拡充・夜間保育の実施等の特別保育事業）に対応するためである。なお、定員割等の運営基盤が弱く、社会福祉法人の参画が見込めな

い保育所については、公設民営等の別の運営形態を検討することになった。また、移管に伴う市立保育所職員の処遇は、定年退職等による退職不補充や一般事務職への配置換え、市立幼稚園への配置換え等により対応した。こうした名護の保育行政の転換により、市内の公立保育所は、法人化に移管し、2019（平成31）年4月1日現在、公立保育所1、法人認可保育所30園（分園含む）、認定こども園7、小規模保育事業所4である。また、名護市の幼保助成事業対象となる認可外保育施設8、これ以外の認可外保育施設2である（2019年10月10日）。

### <参考文献>

- ① 浅井春夫・吉葉研司編著『沖縄の保育・子育て問題』明石書店、2014年。
- ② 一色哲著『南島キリスト教史入門—奄美・沖縄・宮古・八重山の近代と福音主義信仰の交流と越境—』新教出版社、2018年。
- ③ うみのほし幼稚園創立30周年記念誌部会編『学校法人カトリック学園うみのほし幼稚園創立30周年記念誌』学校法人カトリック学園 うみのほし幼稚園創立30周年記念事業期成会、平成10年3月、発行。
- ④ 沖縄県教育委員会編『沖縄の戦後教育史（資料編）』1978年。
- ⑤ おきなわ・保育の歴史研究会編『復帰40周年記念 沖縄保育のあゆみ』2013年。
- ⑥ 嘉納英明著『沖縄の子どもと地域の教育力』エイデル研究所、2015年。
- ⑦ 嘉納英明「沖縄の集落における子育ての共同組織に関する研究（その5）—名護市・仲尾次幼稚園の元保育士からの聞き取り—」沖縄大学地域研究所紀要『地域研究』第23号、2019年4月。
- ⑧ 川田文子「やまびこ保育園園長 比嘉春子さんに聞く 戦前・戦後の沖縄保育所運動を生きる」『季刊女子教育もんだい』61号、1994年。
- ⑨ 湯川嘉津美著『日本幼稚園成立史の研究』風間書房、2001年。
- ⑩ 日本保育学会編『戦後の子どもの生活と保育』相川書房、2009年。
- ⑪ 服部団次郎著『沖縄から筑豊へ その谷に塔を立てよ』葦書房、1979年。
- ⑫ 名護市『市民のひろば』NO.361、2001年12月号。



## 法学の講義 (2)―2

新城将孝\*

### An Introduction to Law (2)―2

SHINJO Masataka

#### 要旨

「国際法主体性と琉球（沖縄）」に着眼し、琉球（沖縄）における国際秩序と近代国際法、現代国際法上の琉球（沖縄）の地位と潜在（残存）主権について考えることとします。また、戦後、米国（米軍）統治下での琉球（沖縄）における戸籍の編成、琉球（沖縄）返還後の沖縄の米軍基地と財産権の侵害についても考察を行います。

なお、本稿は、沖縄大学法経学部在職中における法学概論の講義ノート、準備ノートに補筆・訂正、加筆等を加えるものですが、これらのことをスタートとして、時の経過とともに、大幅な加筆・訂正等を行います。本稿に先立つ、「法学の講義」は法経学部紀要第27号（平成29年9月）において掲載しています。

キーワード：国際法主体と琉球（沖縄）、琉球（沖縄）の地位と潜在（残存）主権、琉球（沖縄）における戸籍編成、米軍基地と財産権の侵害

#### 目次

1. はじめに
2. 国際社会における法主体（国際法主体）
3. 国際法主体性と琉球（沖縄）
  - (1) 国際法主体としての「人民」、そして、「琉球（沖縄）人」
  - (2) 近代化と琉球（沖縄）の歴史 （以上、前号）
  - (3) 現代国際法上の琉球（沖縄）の地位と潜在（残存）主権
    - (i) 現代国際法の成立
    - (ii) 戦後における琉球（沖縄）の国際法上の地位

\* 松蔭大学教授・沖縄大学名誉教授

(iii) 対日講和条約と琉球（沖縄）の地位

(a) 戦傷病者戦没者遺族援護法の適用等

（以上、本号）

4. 沖縄にとっての自決権

5. おわりにかえて

(3) 現代国際法上の琉球（沖縄）の地位と潜在（残存）主権

(i) 現代国際法の成立

ここで、現代国際法の成立についてみていくことにします。

国際法について、特に、第二次世界大戦後、多くの変化を見ることができます。一つは、主権国家以外への国際法主体の拡大です。二つに、人権の国際的保障への飛躍的な進展です。具体的には、国際連合の設立（1945年）、集団安全保障体制の導入、国際組織の増加、そしてその機能の強化等です。また、環境問題、経済秩序様々な分野での国際協力の拡大が図られていきます。国際社会の全体利益、国際共同体実現へとその歩みを見て取ることができます。

近代的国際法は西欧文明を基礎とした単一的・同質的な国際社会、国家観から、多文化社会への対応へと根本的変化を求められます。自決の権利、天然資源等の人類共同遺産性、新たな経済秩序等々です。勿論、近代国際法の基本的性格、そして、国家間の法としての国際法は、その性格が全く失われたということではありません。近代国際法の基本的性格は維持しつつ、新たな国際的課題への対応、そして、国家（国内）法規範との整合性等、創造的で、柔軟な対応が、現代国際法には求められて行きます。

これらは、第二次世界大戦後の植民地（信託統治地を含む）等の独立、自決権の確立、国際法主体の拡大等々へと繋がっています。とはいうものの、戦争後の領土処分における「分離」は一般的に「領土の割譲」を意味すると思えますが、信託統治は(1) 旧委任統治地域、(2) 新たに征服し、現存国家から取得した領域、(3) 施政国が信託統治に付す用意のある領域に対するものとなります<sup>42</sup>。

(ii) 戦後における琉球（沖縄）の国際法上の地位

戦後における琉球（沖縄）の現代国際法上の地位は当初、ハーグ陸戦条約に基づきます。1945年3月26日、米軍（連合軍）は沖縄県の慶良間列島に、同年4月1日、沖縄島中西部海岸（嘉手納・北谷）に上陸します。そして、ニミッツ布告を公布します<sup>43</sup>。米軍による軍事占領のスタートです。米軍（連合軍）は、沖縄を軍事占領下に置きます。大日本帝国の主権は及ばず、沖縄の人々は如何なる権利も主張できなくなってしまう。

1945年（昭和20年）、米軍は琉球列島米軍政府（United States Military Government of the Ryukyu Islands）を設置します。琉球列島米軍政府は、1950年（昭和25年）まで存続します<sup>44</sup>。1945年8月、琉球列島米軍政府は、諮問機関としての沖縄諮詢

会 (Okinawa Advisory Council) を設置します。沖縄諮詢会は、住民統制を行うための行政機構です。1946年 (昭和21年) に設置された沖縄民政府 (Okinawa Civilian Administration) ができるまで存続していました。1946年、大日本帝国と南西諸島 (奄美・沖縄・先島・大東) の行政分離が行われます。1950年8月、米国軍政府布令第22号「群島政府組織法 (The Law Concerning the Organization of the Gunto Governments)」が出されます。同年9月、群島政府知事選挙 (奄美群島・沖縄群島・宮古群島・八重山群島) が実施されます<sup>45</sup>。

1950年 (昭和25年) 12月、米国政府の出先機関である琉球列島米国民政府 (United States Civil Administration of the Ryukyu Islands: 略称 USCAR) が設置されます。軍政は、この琉球列島米国民政府に移管されます<sup>46</sup>。琉球の統治は、琉球列島米国民政府長官 (後に、高等弁務官 (1957年 (昭和27年) から) の指揮の下に置かれます。1951年4月、琉球臨時中央政府が設置されます。1952年3月、立法院議員選挙が行われます。琉球政府のスタートは、1952年 (昭和27年) 4月1日のことです。

1952年 (昭和27年) の対日講和条約 (日本国との平和条約) により、日本国は米国による軍事占領から脱します。日本国は、独立を果たしました。一方で、沖縄・奄美・小笠原諸島は対日講和条約第3条に基づき、ないし解釈運用等に基づき特別の地位が設定されます。

この間、琉球 (沖縄) 等は、米軍 (米国) による直接統治にありました。大日本帝国 (日本国) 本土は、大日本帝国政府 (日本国政府) を通しての間接統治にありました<sup>47</sup>。

ちなみに、日本国憲法の公布文は、「枢密顧問の諮詢及び帝国憲法第73条による帝国議会の議決を経た帝国憲法の改正を裁可し、ここにこれを公布せしめる」としています。これに対し、琉球 (沖縄) 等は連合軍による軍事占領で始まり、大日本帝国から政治上・行政上の切り離しが行われました。そして、米国は対日講和条約第3条に基づく特別の地位の設定から、琉球等における行政、立法及び司法上の権力の全部及び一部を行使する権利を持つこととなります。行政、立法及び司法上の権力は、米国大統領の指揮監督の下、国防長官がこれを行うこととなります。国防長官は、その権限を国防省職員又は機関に委任することができます。ここでの国防省職員又は機関は、琉球において高等弁務官又は琉球列島米国民政府となります。高等弁務官は、琉球列島の民政府の長となります。琉球の高等弁務官は立法機関であるとともに、行政機関であり、司法機関となります。三権の掌握者となります。これは、三権分立のない琉球を意味します<sup>48</sup>。琉球政府は、その下での、住民統治機構となります<sup>49</sup>。

### (iii) 対日講和条約と琉球 (沖縄) の地位

琉球では、戦時中から、米軍の統治の下、住民統制に当たる行政機構・自治組織の構築として、沖縄諮詢会の設置、群島政府の設置、臨時中央政府、琉球政府の設置が行われています。その中で、臨時中央政府の設置、琉球政府の設置は、対日講和条約

等への対応とその準備にあったといえます。琉球政府には行政主席が置かれ、立法部としての立法院が置かれ、司法部として琉球政府裁判所の設置が行われます。

対日講和条約第3条は、沖縄・奄美・小笠原諸島等の信託統治の可能性を示すものです。信託統治は、国際連合の監督の下における信託統治国による信託統治に関する制度のことです（広辞苑）。この信託統治は厳格に理解すれば、日本国の主権放棄をも帯有します。大日本帝国はポツダム宣言を受諾し、終戦を迎えました。対日講和条約は日本国の独立と、ポツダム宣言八の日本国の領域権範囲の具体化にもつながるものです。対日講和条約第3条を素直に読めば、米国は国際連合における信託統治の手続を取る、日本国はこれに同意するということとなります。そして、琉球（沖縄）は、国際連合の監督の下において、独立への道を歩むということに、基本的にはなっけてきます。国連憲章第75条は国連の信託を受けた国（米国）に対して、旧植民地等の信託統治地域の自治、独立に向けた施策を行うことを求めます。

ただ、信託統治制度は国連加盟国となった地域には適用されません（国連憲章78条）。日本国が国連に加盟することになりますと、琉球（沖縄）の信託統治はなくなってしまいます。言い換えれば、日本国の国連加盟により、対日講和条約第3条に基づく琉球（沖縄）の信託統治はなくなります。別の言い方をすれば、同条に基づく、琉球（沖縄）の信託統治までの暫定的規定との関係理解は極めて困難となってきます。対日講和条約第3条規定の無効論です。

いずれにしても、対日講和条約第3条でいう信託統治であれば、日本国に主権は認められません。沖縄（琉球）は米国による信託統治の下、独立（国家）へと向かっていく道しかありません。一方、日本国に琉球（沖縄）に対する主権が存在するとすれば、米国は琉球（沖縄）統治に関する国際法上の根拠を失います。これに対して、日本国は、「沖縄の法的地位に関する政府統一見解」（1965年（昭和40年）9月1日）を出しています。この中で、日本政府は、米国が国連に信託統治の提案をしなくても、沖縄の統治に関し根拠がないとは言えないとしています<sup>50</sup>。

さて、1952年（昭和27年）4月、対日講和条約が発効しました。この対日講和条約の発効によって、日本国は独立をしました。国家主権の回復をしました。沖縄・奄美・小笠原諸島等は、上記の特別の地位を持つこととなります。もう一度繰り返します。対日講和条約第3条は、(1) 日本国は北緯29度以南の南西諸島（奄美・沖縄・大東諸島等）、南方諸島（小笠原諸島等）、並びに沖の鳥島、南鳥島等（以上総称して、南方地域）について米国を唯一の施政権者とする信託統治制度の下におきます。(2) 日本国は、国際連合に対する米国のいかなる提案にも同意するとします。そして、(3) このような提案が国際連合に対して行われ、かつ可決されるまで、米国は、これらの諸島の領域、住民に対して、行政、立法及び司法上の権力の全部及び一部を行使する権利を持つとします。

ただ、そこに至る間、対日講和条約に関係する会議や共同声明等において、日本国に琉球（沖縄）に対する潜在（残存）主権があることの見解をみることができます<sup>51</sup>。

結局のところ、米国による、国際連合に対する対日講和条約第3条に基づく南方地域を信託統治地域とする具体的な提案は行われませんでした。ただ、これら南方地域は、第3条後文に基づき米国が統治を継続します<sup>52</sup>。勿論、日本国は、琉球（沖縄）と小笠原諸島の国際法上の地位について、潜在（残存）主権が日本にあることを主張します<sup>53</sup>。この論（上記論）に従いますと、対日講和条約3条により、米国は行政、立法、司法権の行使をできます。ただ、日本国は潜在（残存）主権があるところ、米国が施政権を放棄等することによって、琉球（沖縄）の主権を完全に回復できます<sup>54</sup>。そこから、琉球（沖縄）の住民は、米国の施政権下においても日本国籍を持つとの説明になってきます<sup>55</sup>。

ところで、大日本帝国には、外地法（外地の法）というのがありました。その下においては、内地と外地の概念があります。用語の使用は、植民地という用語が妥当でないとの理由からといわれます<sup>56</sup>。第二次世界大戦前、大日本帝国の領域にあった台湾、朝鮮、関東州、南洋諸島が外地で（共通法1条：準国際私法）、それ以外の領域（北海道、本州、四国、九州、沖縄、小笠原等）が内地となります（南樺太は、昭和18年に内地に編入）。外地は当該地域にある制度や慣習等の事情から、内地と同一法令の適用は困難との理解にあったようです。外地の事情に応じた、内地とは異なる内容の法体系の必要性の指摘です。大日本帝国一国内において、その地域の特殊性から、外地独自（特有）の法の存在を認めます。これは、同一国内における異法地域の存在に繋がります。内地法（本国法）的にみますと、外地の法は大日本帝国内の異法地域の法（植民地の法）となります<sup>57</sup>。外地において、本国憲法（大日本帝国憲法）は適用されません。

異法地域は、一般に、国家の併合、征服、領土の割譲、租借地、信託（委任）統治等によって発生します。わが国の場合、台湾は日清条約（1892年（明治28年）：下関条約）による割譲に基づきます。南樺太は、ポーツマス条約（1905年（明治38年））による割譲に基づきます。関東州は、ポーツマス条約による露国租借権の譲受けです。韓国併合は、日韓併合条約（1910年（明治43年））に基づくものです。南洋諸島は旧独領下にあったマリアナ、カロリン、マーシャルの群島の総称で、ベルサイユ条約（1934年（大正9年））に基づく委任統治です。

外地統治は法事情が異なりますので、命令による統治が一般的です。例えば、台湾の場合、「台湾総督はその管轄区域内に法律の効力を有する命令を発することを得」（「台湾に施行すべき法令に関する法律」（明治29年法律第63号）第1条）とし、立法権が台湾総統へ付与されます<sup>58</sup>。

これは、大日本帝国が不統一法域にあることを意味し、その中で、準国際私法とし



ての共通法（大正7年法律39号）が制定されます。法例（明治31年法律第10号。現「法の適用に関する通則法」（平成18年法律第78号））は、国際私法として法抵触問題を解決していきます<sup>59</sup>。

琉球（沖縄）、小笠原の統治は、米国大統領行政命令に基づきました。横道にありますが、1953年（昭和28年）12月、奄美諸島は日本国へ返還されました。奄美諸島は琉球（沖縄）なのか、鹿児島なのか。当時、琉球（沖縄）は、北部琉球と南部琉球とがあったといわれます<sup>60</sup>。

先ほど、琉球（沖縄）に対する日本国の潜在（残存）主権についての話をしました。この話は、琉球の住民は日本国籍を持つとの説明につながっていました。琉球の住民が日本国の国籍を持つというのであれば、本来は、日本国は琉球住民の戸籍編成権と外交的保護権を持つと理解されそうです。少なくとも、日本国はこの点、不統一法国としてその施策を講ずべきであったと思えます。しかし、日本国は琉球（沖縄）住民の統治等についての具体的な施策をもっていなかったといえます<sup>61</sup>。実態として、米国政府の統治権が圧倒的に強い存在感を示します。日本国の影響力は、基本的に排除されていました。ここに、日本国の潜在（残存）主権と米国政府の統治権との間隙、すなわち、対日講和条約第3条規定なのか、または潜在（残存）主権に関する法規定の具体化の不作為なのか<sup>62</sup>、琉球の法的実態は、言われていることとの間に大きな乖離が生まれました。正しくは、日本国は米国に琉球統治に関する全権を認め、米国の徳治に全てを委ねます。米国は、琉球に対するフリーハンドとなる全権（極東に脅威と緊張が存在する限りの全権）を持ちます。そして、琉球の国際法上の地位を日米の二国間事項とし、国連憲章第76条が求める信託統治制度の基本目的から、また現代国際法の趣旨から、大きく沖縄（琉球）を離れさせていきます<sup>63</sup>。

一方、ポツダム宣言（1945年7月）八は、「日本国ノ主権ハ本州、北海道、九州及四国並ニ吾等ノ決定スル諸小島に局限セラレルベシ」としています。対日講和条約第2条は領土権の放棄を定め、第3条は南西諸島及び南方諸島（小笠原群島等）等の信託統治の可能性に触れています。規定の配置等からは、第2条地域と第3条地域は異なる地域にあると理解できます。しかし他方で、第3条は琉球等に対する日本国の領土権の放棄を内包させ、琉球がポツダム宣言八の地域にはないとの理解をも示唆します<sup>64</sup>。

1957年（昭和32年）6月、日米間における共同声明は「潜在（残存）主権」の用語を使用します<sup>65</sup>。繰り返しますが、琉球（沖縄）の帰属は日米間の二国間事項とされ、潜在主権論の展開が行われます。しかし、「潜在（残存）主権」の具体的内容、その理解（解釈）については長い間、日米間に合意はなかったとされます<sup>66</sup>。

以下、琉球（沖縄）における日本国法令の適用の例、戦傷病者戦没者遺族等援護法の適用の事例と国籍・戸籍に関する事例を見ていきます。

(a) 戦傷病者戦没者遺族等援護法の適用等

1952年（昭和27年）4月、日本国は、戦傷病者戦没者遺族等援護法（以下、援護法とする。）を制定、施行します。南方連絡事務局設置法の制定・施行も行います。援護法は遺族年金や障害年金等の支給に関する法律です。軍人、軍属、準軍属が戦争中（公務上）に受傷、罹病、死亡したとき、遺族年金等の支払いの根拠となる法律です。本人や遺族を援護するために制定された法律で、国家補償の性格を持つ法です。南方連絡事務局設置法は一言で、日本国が南方（南方地域）に関する事務を行うための法律です<sup>67</sup>。

南方連絡事務局設置法第1条は、南方（南方地域）についての定義づけをしています。同条によると、①北緯29度以南の南西諸島（琉球諸島及び大東諸島を含む）と②壩婦岩の南の南方諸島（小笠原群島、西之島及び火山列島）、③沖ノ島及び南鳥島が南方（地域）となります。同法第2条は、南方（地域）に日本国は日本国政府南方連絡事務所を設置し、①本邦（日本国、以下同じ。）と南方地域間の渡航に関する事務、②南方地域に滞在する日本国民の保護に関する事務、③本邦と南方地域わたる身分関係事項その他の事実についての公の証明に関する文書の作成、④本邦と南方地域との間において解決を要する事項の調査、連絡、斡旋、処理、⑤本邦と南方地域間の貿易、文化交流、南方地域に関する事務に関する関係行政機関の事務の総合調整、推進を図ることとしています。同事務所の管轄は北緯29度以南の南西諸島（琉球諸島及び大東諸島を含む）とし、日本国は米国の政府機関との連絡を行うとします（第5条）<sup>68</sup>。

この援護法と南方連絡事務局設置法は、日本国の国内法です。当該二法の施行すべき区域である、南方地域は米国の統治権下にあります。南方地域は当該二法の適用区域外となりますが、琉球（沖縄）との関係でいえば、日本国は南方連絡事務局設置法に基づき那覇日本政府南方連絡事務所を設置しますということになります（1952年（昭和27年）7月）。1953年（昭和28年）、日本国は琉球において援護法の適用を行い、琉球政府は援護課を設置し、同法に基づく援護業務を開始します<sup>69</sup>。

1953年といえば、終戦から8年、対日講和条約から1年、米国統治下の琉球は、日本国（本土）の状況とは全く異なっていました。日本国（本土）では復員処理がほぼ終わろうとしていました。連合軍による間接統治も終焉し、独立国（主権の回復）となっていました。琉球は、復員処理も未処理のままです。民法も旧民法（大日本帝国民法）のままで、戦後の新しい民法（日本国の昭和22年改正民法：新民法）の適用もなく、琉球における立法も行われていない頃です。勿論、日本国政府による琉球（沖縄）住民の戸籍編成も行われていません。

その中、日本国は厚生省事務官を琉球に派遣し、復員処理の調査に着手します。第二次世界大戦における沖縄での地上戦による戸籍の焼失、事務の複雑さ等は、その

作業を大きく遅らせる要因となっていた模様です<sup>70</sup>。

援護法は、先ほど指摘しましたように戦争犠牲者に対する補償法です。国家補償の見地から、戦傷病者、戦没者遺族等に対して障害年金、遺族年金等の支給について定めます。連合軍（占領軍）による軍人恩給の停止指令（1945年11月、1946年2月）に伴って制定されました。その基底には恩給法思想があり、国籍条項がありません（同法11条2号、3号、14条2号）。援護法の適用において、国籍（戸籍）のある者が受給資格者となります。日本国の国籍を持つ者が年金の受給要件となり、日本国の国籍のない者、日本国の国籍を失った者は資格喪失者となります。

ここでは、国籍と戸籍の関係が関心事となってきます。

日本国憲法第10条は、「日本国民たる要件は、法律でこれを定める」としています。この規定に基づき、国籍法が制定され、日本国の国籍の取得等に関する規定が設けられます<sup>71</sup>。そして、戸籍法は、日本国の国籍を有する者の届出を義務づけます（第25条第1項）。戸籍事務は、市町村長が管掌します（戸籍法第1条）。唐突ですが、ただ、当時、琉球に、日本国憲法の適用はありません。日本国の国籍法、戸籍法の適用はありません。

それでは、戸籍とはどのようなものでしょうか。例えば、パスポートは、国籍を証明する公文書です。

パスポートは、旅券法に基づき発効されます。パスポートは、日本国の国民（日本国の国籍保有者）の公式な証明書です。その発給申請には、添付書類として戸籍謄本または抄本の添付が求められます。パスポートの発給には、戸籍が必要となります。戸籍がなければ、パスポートは発給されません。戸籍と国籍は、このような繋がりをもっています。

戸籍法については、属地法と理解するのか、それとも、属人法と理解するのかとの議論もあります。法の適用対象に関する議論です。戸籍法が属地法であれば、人の国籍・戸籍に関わりなく、適用されることとなります。属人法であれば、人の国籍・戸籍に基づき適用されることとなります。わが国の戸籍法は、属人法と理解されています。となりますと、対日講和条約第3条に基づく潜在（残存）主権論の下で日本国国籍のある琉球（沖縄、奄美大島）、小笠原諸島等の南方地域の住民は、理論上は、戸籍法の適用及び援護法の適用を受けることになりそうです。しかし、統治権は米国にあります。日本国の法律（戸籍法、援護法）は適用されないこととなります。日本国在住の南方地域出身の日本国戸籍保有者は日本国の国籍を持ちます。これらの者は、日本法の適用が認められることとなります。何か、日本国の戸籍法が属地主義にあるような感になってきましたが、そうではなく、南方地域が異法の地域にあり、この南方地域への日本国法である戸籍法・援護法等の適用のため、南方連絡事務局設置法等、その法整備が行われたということとなります。しかし、これらの



法律も日本国内法です。南方地域において、その具体的適用・施行を行っていくには統治権を持つ米国政府の協力を必要とします。

一方、援護法による、この国籍条項は、日本の外地にあった朝鮮や台湾の人々への適用を、日本在住者も含め否認します。1953年に本土（日本）へ復帰した奄美諸島の住民は、奄美諸島の日本国への返還の時点で、当然南方地域の住民とはなりません。琉球（沖縄）在住の奄美戸籍の人々も南方地域の住民でないことになってきます（属人主義）。琉球在住の奄美の人々は、多くの苦難を経験することになります。

以下、戸籍と国籍について概観し、戦後琉球（沖縄）における戸籍編成について見ることにします。

（続く）

## 注

<sup>42</sup> 入江啓四郎「沖縄諸島の法的地位」国際法学会編『沖縄の地位』有斐閣（1955年（昭和30年））64頁。国連憲章第77条参照。国連憲章第77条は、信託統治協定のあることを求めています。

<sup>43</sup> ニミッツ布告：米国海軍政府布告第1号「米国軍占領下の南西諸島及び其の近海の居住民に告ぐ」日付不明。国際法学会編『沖縄の地位』有斐閣（1955年（昭和30年））262頁—265頁。琉球政府立法院事務局法制部立法考査課『1969年版 琉球法令集（布告・布令編）』大同印刷株式会社（1969年）344頁は日付不明となっていますが、同書467頁は沖縄島上陸の日の1945年4月1日となっています。太田教授は、沖縄戦の始期は1945年3月26日、終結の日は同年9月7日であるとしています。太田 前掲39 387頁。ニミッツ布告（第1号から第10号：権限の停止、戦時刑法、特定軍事法廷、紙幣・両替・外国貿易及び外国貿易、金融機関の閉鎖及び支払停止、麻酔剤、財産の管理、一般警察及び安全に関する規定、公衆健康及び衛生、民間連絡の規定、）については、太田 前掲39 402頁—449頁参照。「若干の外郭地域を政治上行政上日本から分離することに関する覚書」については、後掲45参照。

<sup>44</sup> 米国（米軍）統治下での沖縄は、布告、布令、指令等による統治が行われました。「法令の解釈について 琉球列島米国民政府 沖縄民政官府 米民冲行法 副官軍務団大尉 ルイス・P・オーア」では、「一、布告 布告は民政副長官が署名公布し、占領政策の最も重要なものに関し発布する。…但し、1945年に制定した米国海軍布告と称する諸布告は、特に廃止しない限り、現在なお、その効力を有す」、「二、布令 布令は全琉球人若しくは一部琉球人に効力を有する立法的性格を帯びた規定からなり、次の如き題目は、概して、立法的権能を必要とす」としています。ここでの「次の如き題目」は、①人民、政府若しくは他の機関に対する立法、②刑罰規定の制定、③税法の制定、④現行制定法の改廃で、⑤布令は、民政副長官が署名公布することとなっています。「三、民政府指令 民政府指令は、民政長官が（琉球政府行政主席）に発布し、首席若しくは（琉球列島）内の各機関並びに個人の行為を指示する立法的性格を有しない行政命令である」とされます。そして、「四、命令 命令は布令若しくは指令に付随し、布令或は指令の広範に亘る規定

の限度において、特殊手続、制限、事件若しくは活動に係るものを規律す」としています。琉球政府立法院事務局 前掲43。

<sup>45</sup> 太田 前掲39 450頁—451頁。米軍占領期における統治形態と4群島知事選について、櫻澤誠『沖縄現代史』中公新書（2015年）6頁—9頁、16頁—20頁。行政分離については、連合最高司令官総司令部から、(1)「若干の外廓地域を政治上行政上日本から分離することに関する覚書」（1946年1月29日）、(2)「若干の外廓地域を政治上行政上日本から分離することに関する件」（1946年3月22日）、(3)「若干の外廓地域を政治上行政上日本から分離することに関する件」（1951年12月5日）が出されました。その中で、日本（帝国）の範囲から除かれる地域としての、当初北緯30度以南の琉球（南西）列島（口の島含む）、大東群島から（上記（1）1946年1月29日）、修正を受け、北緯29度以北の琉球（南西）諸島は日本と定義されました（上記（3）（1951年12月5日））。総理府特別地域連絡局監修『沖縄関係法規総覧』第一法規（昭和45年（1970年）5頁—7頁。国際法学会 前掲43 242頁—246頁。

<sup>46</sup> 琉球列島米国民政部布告第1号（琉球列島住民に告ぐ 1950年）は、以下をその内容とします。「①極東軍司令官の命に基づき琉球列島米国民政府を設立し、陸軍司令官ダグラス・マッカーサーが民政長官となる。副長官には、陸軍少将ロバート・エス・ピートラーがなる。②琉球列島軍政長官の発した布告、布令、指令は引き続き効力をもつ。③これまでの「軍政府」及び「軍政長官」の語句は、「民政府」及び「民政長官」に読み替える。」国際法学会 前掲43 266頁。

<sup>47</sup> 「降伏後に於ける米国の初期の対日方針」（1945年（昭和20年）9月22日）第2部 一 軍事占領では「日本国本土ハ軍事占領セラルベシ（略）占領軍ハ米国ノ任命スル最高司令官ノ指揮下ニアルモノトス」とし、二 日本国政府トノ関係では「天皇及日本国政府ノ権限ハ（略）最高司令官ニ従属スルモノトス（略）最高司令官ハ米国ノ目的達成ヲ満足ニ促進スル限りニ於テハ 天皇ヲ含ム日本政府機構及諸機関ヲ通ジテ行使スベシ」としています。「帝国憲法第8条1項ニヨリ「ポツダム宣言」ノ受諾ニ伴ヒ発スル命令ニ関スル件（緊急勅令第542号）、「昭和天皇・マッカーサー第1回会見録（1945年（昭和20年）9月27日）」、「人権指令：政治的、公的及び宗教的自由に対する制限の除去に関する指令部覚書（1945年（昭和20年）10月4日SCAPIN93）」、「マッカーサー元帥の幣原首相に対する五大改革指示（1945年（昭和20年）10月11日）」についても参照。藤田・吉井 前掲40 154頁—158頁。

<sup>48</sup> 琉球列島米国民政府（海軍政府または陸軍政府）は占領中から組織され、1950年には琉球列島米国民政府が設置されました。民政長官は米国民政府極東軍司令官であり、民政副長官は琉球軍司令官でした。入江 前掲42 79頁。軍政機構については、櫻澤 前掲45 7頁参照。「琉球列島米国民政府に関する指令（極東軍総司令部発、琉球軍司令官宛、1952年4月30日）」（1950年指令の廃止、1951年指令の修正）については、国際法学会 前掲43 266頁—279頁参照。琉球列島の管理に関する行政命令（米大統領行政命令第10715号（1957年6月5日））については、琉球政府立法院事務局 前掲43 1頁—6頁。総理府特別地域連絡局 前掲45 67頁—72頁参照。

高等弁務官は、武官として国防長官に対して責任を負います。国務省に対して負うものでなく、

武官による統治は表現を変えれば、軍事統治・植民地統治といえるものです。

- <sup>49</sup> 琉球中央政府は米国大統領行政命令に従うこととし（同命令第10715号（1957年6月5日））、琉球政府の設立（米国民政府布告第13号（1952年2月29日））は、琉球政府は琉球における政治の全権を行うとするも、琉球列島米国民政府の布告、布令及び指令に従うとします（第2条）。総理府特別地域連絡局 前掲45 68頁、74頁。
- <sup>50</sup> 井端正幸「サンフランシスコ体制と沖縄―基地問題の原点を考える―」立命館法学2010年5・6号134頁（[ritsumei.ac.jp/acd/cg/law/lex/10-56/ibata.pdf](http://ritsumei.ac.jp/acd/cg/law/lex/10-56/ibata.pdf)）。「潜在主権（残存主権）」に関する公表・声明等については、後掲51参照。潜在（残存）主権に関する国際法上の合法性については、かなりの苦慮を強いられていた模様です。連合軍は大日本帝国政府に朝鮮人、中国人、琉球人、台湾人の登録を求めます（総司令部覚書 SCPIN-746、1946年）。大日本帝国は外国人登録令（勅令207号、1947年）を出し、連合軍は琉球人の引揚に関する覚書（SCAPIN-1864、1948年）を出し、琉球（沖縄）人の移動の自由を制限します。大日本帝国も、沖縄県の選挙区を全県一区とし、定数を二人と定めるも、その附則により選挙の停止を行います（衆議院議員選挙法改正法（1945年12月））。古関彰一・豊下橋彦『沖縄 憲法なき戦後』みすず書房（2018年）37頁―40頁。外国人登録令は「当分の間、外国人とみなす」とし、植民地出身者の選挙権は「外登令発布・施行の前の1945年12月に停止されていた」とします。丹野清人「外国人の『シテイズンシップ』―行政運用と社会運動の間に生まれる市民権」社会科学研究16号19頁（[jstage.jst.go.jp/article/jws/16/0/16\\_13/\\_pdf](http://jstage.jst.go.jp/article/jws/16/0/16_13/_pdf)）。
- <sup>51</sup> 1951年（昭和26年）9月5日、サンフランシスコ調印会議第二回全体会議における米国全研団代表説明、英国全権団代表説明、同51年9月7日の吉田首相の演説については、総理府特別地域連絡局 前掲45 9頁―10頁）参照。「在東京日米協会におけるシーボルト氏の演説（抜粋）（1951年9月28日）」、「対日講和に関する合衆国の対印回答（抜粋）（1951年8月15日）」、「アメリカ国会議事録（1952年3月14日）」については、国際法学会 前掲43 234頁―236頁、241頁―242頁参照。「対日講和に関する合衆国の対印回答（抜粋）（1951年8月15日）」は、米国政府が南方地域（同文書では、「千島列島及び琉球諸島」）は、初めて外交文書で日本に主権が残ることを表明したものとされます。入江 前掲42 66頁―67頁。(1) 岸総理・アイゼンハワー大統領共同声明（1957年（昭和32年））、(2) 池田総理・ケネディー大統領共同声明（1961年（昭和36年））、(3) 佐藤総理・ジョンソン大統領共同声明（1965年（昭和40年））等では、琉球（沖縄）と小笠原諸島における残存主権の存在またはその返還についての言及が行われています。総理府特別地域連絡局 前掲45 37頁―42頁。
- <sup>52</sup> 米国大統領行政命令前文（同命令第10715号（1957年6月5日））参照。琉球政府立法院事務局 前掲43 1頁―6頁。総理府特別地域連絡局 前掲45 67頁―72頁。
- <sup>53</sup> 「第11回国会における内閣総理大臣演説（抜粋）（昭和26年（1951年）8月16日）」、「第12回国会における内閣総理大臣演説（抜粋）（昭和26年（1951年）10月12日）」、「領土に関する決議（衆議院決議第44号昭和27年（1952年）7月31日）」。国際法学会編 前掲43 237頁―239頁参照。

- <sup>54</sup> 潜在（残存）主権を保持したままの施政権の委譲は、領土主権を日本国が保持するというもので、施政権国は対人主権を行使することを意味し、施政権国が一方的に領土上の処分をすることはできない意にあると理解される、とされます。入江 前掲42 71頁。潜在主権を巡る国会での論議等について、古関・豊下 前掲50 24頁—29頁参照。
- <sup>55</sup> 外務省条約局長発、南方連絡事務局長宛回答「北緯29度以南の南西諸島の地位に関する件」（昭和27年（1952年）9月12日）は、対日講和条約第2条が所定の領域についてその放棄を規定しているものの、第3条はその放棄について規定していない。したがって、日本国はこれらの地域に対する領土権を保有し、その住民は日本国籍を保有するとします。国際法学会 前掲43 332頁。「沖縄関係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に関する政令（昭和23年（1948年）9月30日、改正昭和27（1952年）年1月19日）第1条第1項は、南西諸島、小笠原諸島等地域に本籍を有する者の戸籍及び住民登録事務で、本籍地の市町村長の管掌し、又は管理すべきものは、……法務事務官で法務大臣の指定する者が管掌し、又は管理するとします。国際法学会 前掲43 323頁—327頁
- <sup>56</sup> 向 英洋『旧外地法』日本加除出版（2007年）6頁—7頁。
- <sup>57</sup> 向 前掲56 6頁—7頁、29頁—37頁。
- <sup>58</sup> 古関・豊下 前掲50 6頁—7頁。
- <sup>59</sup> 仲西康・北澤安紀・横溝大・林貴美『国際私法』有斐閣（2018年）91頁—92頁。木棚照一編著『国際私法』成文堂（2016年）38頁—39頁。横山潤『国際私法』三省堂（2015年）8頁—9頁。共通法は、異法地域の法令の適用範囲の確定、異法地域間の法抵触連絡に関する法です（同法2条参照）。
- <sup>60</sup> 米国民政府は奄美諸島に関する日本協定に基づき、琉球列島米国民政府及び琉球政府の地理的境界を再指定するため、米国民政府布告第27号（琉球列島の地理的境界）を布告します。琉球政府立法院事務局 前掲43 24頁。
- <sup>61</sup> 個人と国家との関係ですが、個人と所属国家の間には色々な権利義務関係が発生します。個人は当該国家を構成し、特定の地域に身分上の所属（戸籍）を持ちます。当該国の憲法の適用もあります。しかし、潜在主権論から、日本国は琉球の人々に日本国憲法の適用を保障したのでしょうか。琉球の住民に戸籍を保障したのでしょうか。国政の最高決定権者（国民）の地位を保障したのでしょうか。日本国政府は潜在主権の主張はするも、その保障はしませんでした。古関・豊下 前掲50 22頁—23頁参照。
- <sup>62</sup> 河野康子「平和条約以後の沖縄と日本外交」『外交史料館報』第29号（2016年3月）41頁参照。
- <sup>63</sup> 国連憲章は、信託統治国は国際連合の目的（憲章第1条）に従い、信託地域の施政および監督をするものとします（憲章第75条、76条）。国連憲章は、信託統治地域を①現に委任統治の下にある地域、②第二次世界大戦の結果として敵国から分離される地域（憲章77条1項b号）、③統治について責任を負う国によって自発的にこの制度の下に置かれる地域としています（憲章77条）。琉球は、上記のどの地域なのでしょう。仮に、信託統治に付されるすれば、憲章第76条の基本目的に従うこととなります。しかし、日本国の国連加盟との関係からみて行くと、琉球は

信託統治とすることができません（憲章78条）。そこで、日米両国は、潜在主権論を唱えたといえます（憲章第76条の適用回避）。その下で、琉球は米国統治となります。琉球の実態は米国による軍事優先の地、法の支配のない地域、日米両国の植民地（日本国の外地及び米国の外地）となります。

住民の国籍と戸籍との係りについては、矛盾を顕現させることとなります。上沼八郎「戦後沖縄教育の歴史と現状」教育学研究30巻1号21頁22頁参照。（[jstage.ist.go.jp/article/kyoiku/932/30/1/30\\_1\\_21/\\_pdf](http://jstage.ist.go.jp/article/kyoiku/932/30/1/30_1_21/_pdf)）

<sup>64</sup> 琉球（沖縄）に関する米国内の対立、対日講和条約第3条の成立過程については、古関・豊下前掲50—42頁—85頁参照。

<sup>65</sup> 岸総理・アイゼンハワー大統領共同声明（1957年（昭和32年））、前掲51参照。河野 前掲62—41頁。

<sup>66</sup> 河野 前掲62—41頁。施政権事項と残存主権事項との関係は、①施政権委譲地域は、依然委譲国の領土である。外国でない以上、②残留主権国が(a)地域事項に対し、法律事項を及ぼすのか、(b)公的機関をその土地にとどめるのか、(c)本土と委譲地域との関係は外交事項とするのか、(d)同一領土内の違法地域関係事項とするのか、これらの課題は施政権設定に関する条約および条約に基づく慣行によるとされます。入江 前掲42—77頁—78頁。

<sup>67</sup> 外務省回答口上書（昭和27年（1952年）6月25日）、南方連絡事務局設置法（昭和27年（1952年）6月30日法律第280号、改正昭和29年（1954年）法律第201号）、南方連絡事務局組織規程（昭和27年（1952年）7月1日総理府令第36号、改正昭和29年（1954年）総理府令第18号）、琉球諸島における日本政府連絡事務所の所掌事務（1953年（昭和28年）5月21日在東京米国大使館）については、国際法学会 前掲43—316頁—324頁、久保岩太郎「沖縄に関する準国際私法問題」国際法学会編 前掲43—144頁参照。

<sup>68</sup> 南方連絡事務局は沖縄（南西諸島）の主権が日本国にあり、住民は日本国籍を持つとの理解の下で設けられています。久保岩太郎「沖縄に関する準国際私法問題」国際法学会編 前掲43—144頁参照。南方連絡事務局設置法は昭和33年の総理府設置法の改正で廃止され、南方連絡事務局は奄美大島の返還に伴い、名称を特別地域連絡局に改め、北方地域に関する事務も所管します。1968年（昭和43年）、那覇日本政府南方連絡事務所は日本政府沖縄事務所となり（名称変更）、1970年（昭和45年）、特別地域連絡局は沖縄・北方対策庁となります。日本政府沖縄事務所は沖縄・北方対策庁沖縄事務局となり、1972年（昭和47年）、沖縄・北方対策庁は廃止され、沖縄開発庁が設置されます。2001年（平成13年）、沖縄開発庁は内閣府に統合され、沖縄担当部局が設置され、沖縄担当大臣が置かれます。

沖縄問題を語るに、南方同胞援護会についても留意が必要です。南方同胞援護会は、1956年（昭和31年）、沖縄・小笠原問題を解決するために財団法人として設立されました。翌年（1957年：昭和32年）、南方同胞援護会法に基づく特殊法人となります。沖縄（琉球）への援護事業、日本国政府への提言、日米交渉の根回し等を所掌します。南方同胞援護会は、沖縄の返還運動に大きな役割を果たしました。1972年（昭和47年）、解散し、その事業の一部は沖縄協会に引き継がれます。



沖縄協会は内閣府所管の財団法人として出発し（昭和47年）、平成6年、財団法人沖縄平和記念公園建設協会の権利義務を承継します。2011年（平成23年）、公益法人認定を受け、公益財団法人沖縄協会となります。南方同胞援護法（昭和32年6月1日法律第160号）については、総理府特別地域連絡局 前掲45 530頁—535頁参照。

<sup>69</sup> 仲本和彦「沖縄戦における新資料の紹介～援護業務関係文書を中心に～」沖縄県公文書館研究紀要1-13（2016年）1頁。援護法の適用対象は軍人軍属等で、戦闘参加者である①国家総動員法による総動員業務協力中の者、②陸軍、海軍の要請による戦闘参加者、③防空法による防空任務担当者等です（第2条3項）。沖縄では、沖縄戦が地上戦という事情から、特例として適用範囲の拡大が行われたようです。この枠組み拡大は、沖縄戦に対する認識に大きな影響を与えたともいわれます。桜澤 前掲45 74頁—75頁。

<sup>70</sup> 仲本 前掲69 1頁。沖縄関係残務処理要綱（昭和23年（1948年）9月7日閣議決定）は、一 沖縄県事務所はこれを廃止し、残務事務は左の如く（以下のように）関係各省において処理するとし、(1) 戸籍事務は戸籍法の特例を設け、法務省管下の官署において取り扱うこととする、(2) 恩給事務は恩給法を改正し、恩給局において取り扱うこととします。また、二 右処理に伴って次のような法令上及び予算上の措置を講ずるとし、(2) 戸籍法の特例を設ける法規及び恩給法の改正法規の制定は、本件処理の特殊性に鑑み、連合国最高司令部の指示に基き、ポツダム政令をもってこれを規定するとします。沖縄関係事務整理に伴う恩給の特別措置に関する政令（昭和23年（1948年）9月30日政令第306号）は、前文で、「内閣は、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件（昭和20年勅令第142号）に基づき、沖縄関係事務に伴う戸籍、恩給等の特別措置に関する政令を制定する」とします。そして、沖縄関係においては、恩給法の規定にかかわらず国庫負担とし、裁定事務は総理府恩給局長が行うとします。

<sup>71</sup> 国籍法は日本国の国民の要件を定め、国籍の取得、出生による国籍の取得（第2条）、帰化による国籍取得（第4条以下）等について定めます。国籍の変動は、これ以外に、国際法（条約等）に基づき発生することもあります（憲73条3号）。わが国の場合、戦前、台湾、朝鮮、南樺太（完全領土）の人々は大日本帝国の国籍にありました。旧国籍法（明治32年法律第66号）は内地、台湾、樺太には適用されています。その後、わが国は対日講和条約で台湾、朝鮮、千島・樺太、南洋群島に対する権利を放棄しています（第2条）。領域の帰属関係に変更をもたらし、日本国の主権は及ばず、身分上の本拠に変更が生じました。遠藤正敬『戸籍と国籍の近現代史』赤石書店（2015年）166頁—186頁。

## 沖縄県における障がい者のスポーツ実施状況 —2021年アンケート調査の分析—

中山 健二郎\*・手登根 雄 次\*\*

### Sport participation among people with disabilities in Okinawa —A questionnaire analysis in 2021—

NAKAYAMA Kenjiro, TEDOKON Yuji

#### 要 旨

本稿は、2021年の沖縄県における障がい者のスポーツ実施状況に関するアンケート調査の結果報告、および課題の検討を目的とする。調査結果の分析から、「入所型」の福祉サービス利用者に対する運動・スポーツ活動推進体制の整備や、障がい者スポーツ指導者の育成に関する課題などが示唆された。

キーワード：障がい者スポーツ、沖縄県、スポーツ実施率、社会調査

#### 1. はじめに

2021年に開催された東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会は、ビジョンの1つに「多様性と調和」を掲げた大会であった。「ポスト五輪」時代における日本のスポーツ振興については、上記ビジョンを引き継ぐ大会の遺産（レガシー）として、多くの人々が自分の体や心の状態に合わせてスポーツに親しめる社会の構築が求められている。

とりわけ、障がい者スポーツの振興に関しては、2022年3月に文部科学省が策定した「第3期スポーツ基本計画」で、その重要性が改めて提示されている。具体的には、「障害者がスポーツを通じて社会参画することができるよう、障害者スポーツの実施環境を整備する」「一般社会に対する障害者スポーツの理解啓発に取り組むことにより、人々の意識が変わり、共生社会が実現されることを目指す」（文部科学省、2022, p.56）ことが明記され、数値目標

\* 沖縄大学人文学部福祉文化学科 沖縄県那覇市字国場555番地 k-nakayama@okinawa-u.ac.jp

\*\* 一般社団法人琉球スポーツサポート 沖縄県浦添市安波茶2-20-5 西原アパート105 info@ryukyuss.net

として、障がい者<sup>注1)</sup>(成人)の週1回以上スポーツ実施率を40%程度に向上させる(2026年度までの目標値)ことなどが示されている。障がい者(成人)の週1回以上スポーツ実施率は、2017年度20.8%、2019年度25.3%、2021年度31.1%(笹川スポーツ財団, 2018; リベルタス・コンサルティング, 2020, 2022)と、近年上昇傾向にある。上述した目標値達成に向け、今後更なるスポーツ振興施策の展開が期待される。

障がい者スポーツの振興については、施設・環境の整備状況、関係組織・団体のネットワーク、指導者の数などが地域によって様々に異なるため、各地域がそれぞれ固有の課題を把握し、その課題に即して優先順位を定め施策を展開することが望ましい。しかしながら、障がい者スポーツに関する実態調査を行政が継続して実施している地方自治体はあまりみられず、多くの地域において、固有の実態に即した施策の計画・展開に課題が残る。沖縄県においては、県が策定した「沖縄県スポーツ推進計画【改定計画】」および「沖縄県障害福祉計画(第5期)」の双方において、障がい者スポーツ振興の必要性が謳われている(沖縄県, 2019, 2018)ものの、県内の障がい者スポーツ実施状況に関する実態調査等は行われていない。

そこで、沖縄大学地域研究所「沖縄県における障がい者スポーツ振興に関する研究班」では、2021年の沖縄県における障がい者のスポーツ実施状況や課題の把握を目的とし、県内の障がい者を対象にアンケート調査を実施した。本稿では、当該調査の結果を報告し、県内の障がい者スポーツ振興に関する課題を検討する。

## 2. 調査概要

### (1) 対象・方法・時期

県内に在住する障がい者<sup>注2)</sup>を対象に、郵送法によるアンケート調査を実施した。調査にあたっては、障がい種別(身体障がい、知的・発達障がい、精神障がい)の統括団体を3団体選定し、当該団体や関連する福祉事業所等がアプローチできる対象者(無作為抽出)に配布する作業を委託した。回答は、障がい当事者による本人回答の他、家族や支援者による代理回答も可とした。2022年1月～3月にかけて700部のアンケートを配布し、有効回答数は232部(回収率33.1%)であった。

### (2) 質問項目の構成

スポーツ庁や東京都が実施する障がい者のスポーツ実施に関する調査(笹川スポーツ財団, 2018; リベルタス・コンサルティング, 2020; 東京都オリンピック・パラリンピック準備局, 2021)、および県内健常者の健康・スポーツに関する調査(沖縄県文化観光スポーツ部スポーツ振興課, 2020)の質問項目を参照し、基本的属性、スポーツ実施頻度、スポーツ活動に関する意識、行った運動・スポーツ、スポーツ活動に関して期待する支援などの質問項目を設定した。



## (3) 倫理的配慮

本調査は、沖縄大学「人を対象とする研究倫理審査」の承認を得て実施した（承認番号2021-13）。対象者には、アンケートの目的、個人情報の保護、回答は任意であること、回答は統計的に処理され研究目的以外で使用されることはないこと等を書面で説明し、アンケートの回答・返送をもって同意を得たものとした。

## 3. 調査結果

## (1) 回答者の属性

回答者の性別、年代、居住地、本人・代理回答の別は、表1～4に示すとおりである。「男性」および「沖縄本島南部」の者が多く、属性にやや偏りがみられた。

表1 性別

n=232

性別	回答数	比率 (%)
男性	148	63.8
女性	82	35.3
その他	2	0.9

表2 年代

n=232

年代	回答数	比率 (%)
19歳以下	2	0.9
20～29歳	17	7.3
30～39歳	33	14.2
40～49歳	39	16.8
50～59歳	47	20.3
60～69歳	61	26.3
70歳以上	32	13.8
未回答	1	0.4

表3 居住地

n=232

居住地	回答数	比率 (%)
沖縄本島南部	105	45.3
沖縄本島中部	78	33.6
沖縄本島北部	20	8.6
離島／その他	25	10.8
未回答	4	1.7

表4 回答者

n=232

性別	回答数	比率 (%)
本人の回答	157	66.7
代理回答	82	27.2
未回答	2	5.2

また、回答者の障がい種別、および福祉サービス利用状況は、それぞれ図1、2に示す通りである。主に「肢体不自由」、「知的障がい」、「精神障がい」がある者が中心であり、半数以上が「通所型」の福祉サービスを利用していた。

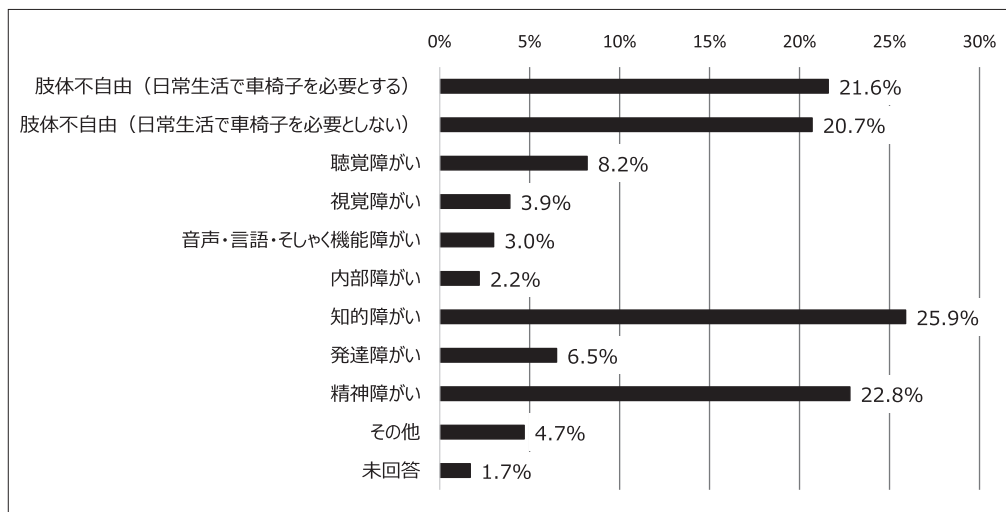


図1 障がい種別（複数回答可） n=232

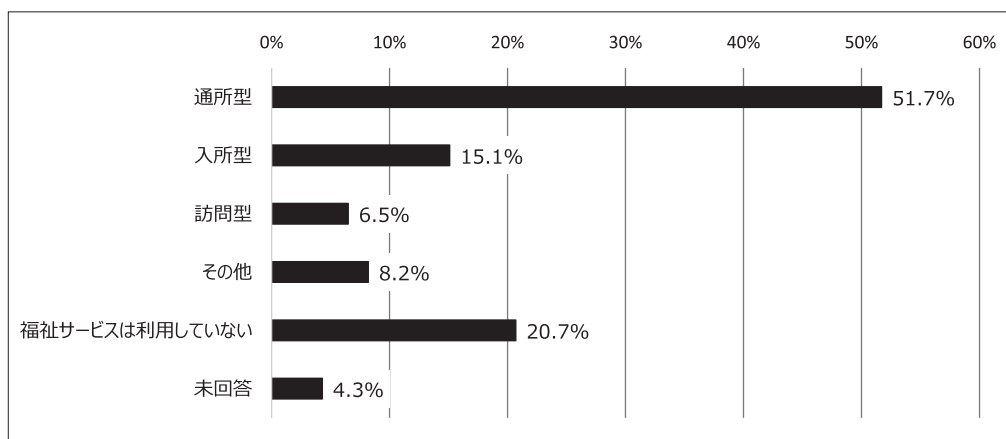


図2 利用している福祉サービス（複数回答可） n=232

(2) 2021年のスポーツ実施頻度

2021年の1年間におけるスポーツ実施頻度に関する分析結果を、図3に示す。週1回以上スポーツ実施率は61.7%となり、2021年度の全国調査値（31.1%）より大幅に高い数値を示した。

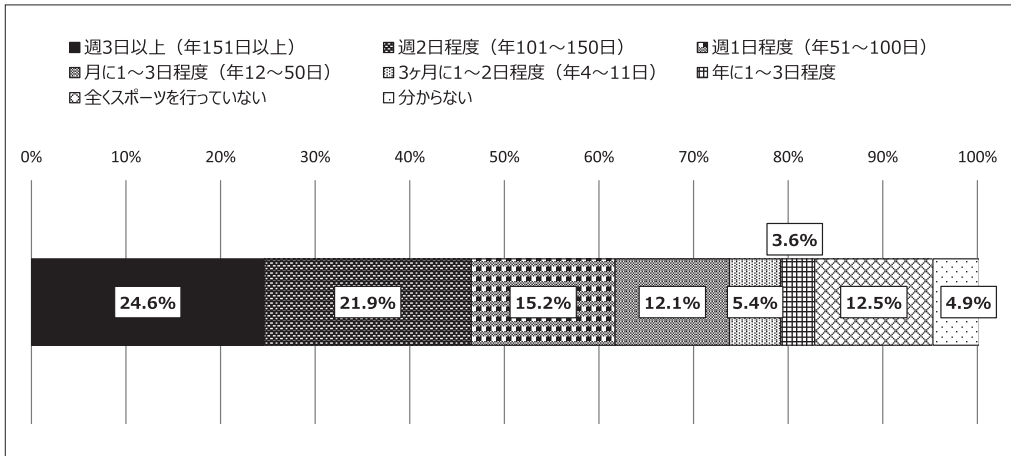


図3 2021年のスポーツ実施頻度 n=224

スポーツ実施頻度について、性別、年代別（3区分）、居住地別に分析した結果を図4～6に示す。週1回以上のスポーツ実施率は、ほぼ全てのカテゴリーで50%を超えていた<sup>注3)</sup>。ただし、週3回以上の実施率をみると、「沖縄本島北部」在住者の割合（15.0%）が相対的にやや低い傾向もみられた。

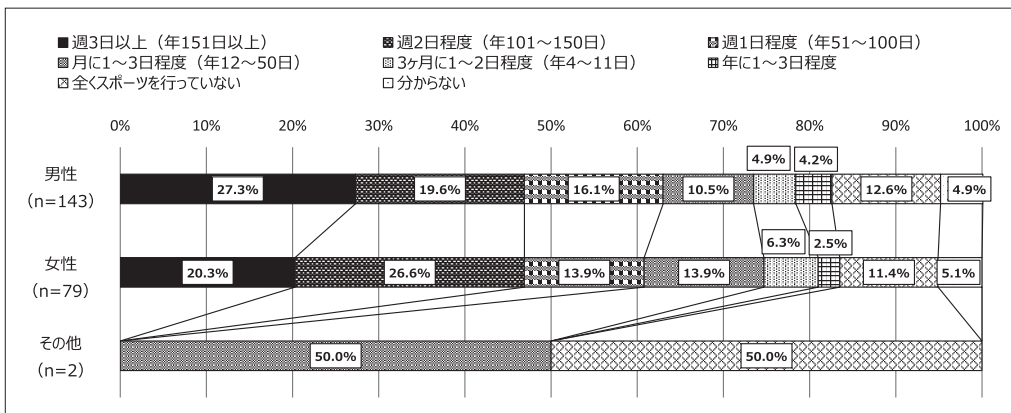


図4 2021年のスポーツ実施頻度（性別）

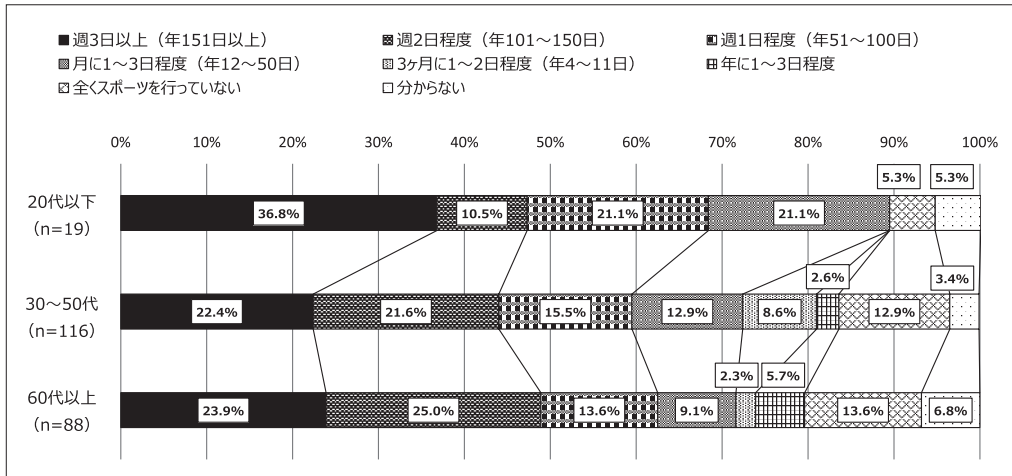


図5 2021年のスポーツ実施頻度 (年代別)

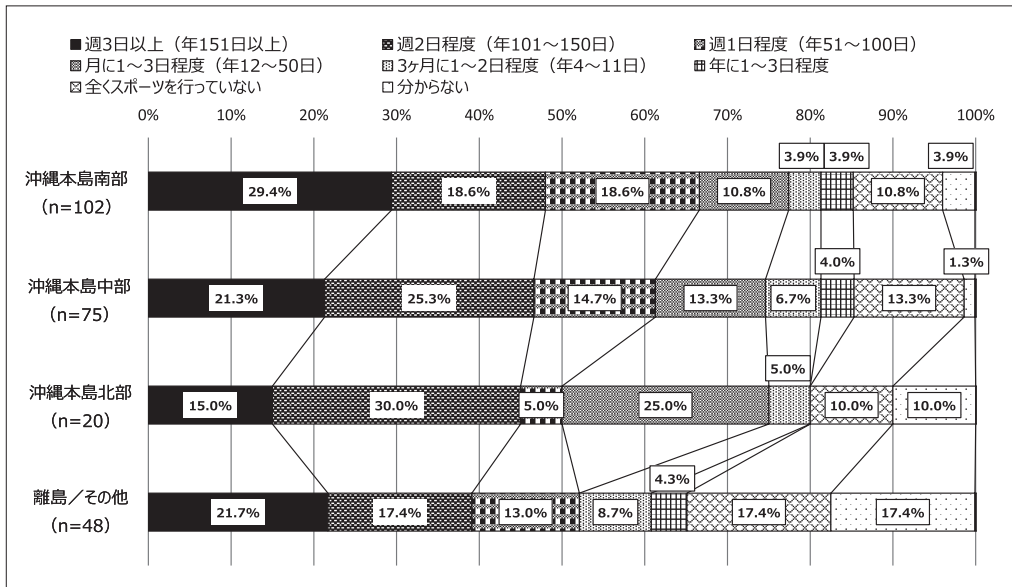


図6 2021年のスポーツ実施頻度 (居住地別)

また、スポーツ実施頻度に関する障がい種別（3区分）<sup>注4）</sup>、利用する福祉サービス別の分析結果を、図7、8に示す。「入所型」のサービス利用者は、週3回以上スポーツ実施率が高い（34.3%）一方で、まったく行っていない者の割合（20.0%）も相対的にやや高い傾向がみられた。

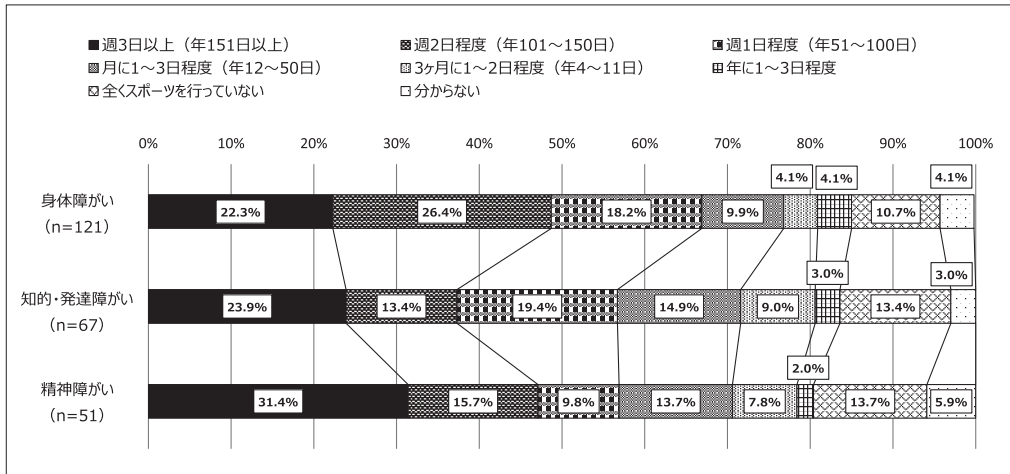


図7 2021年のスポーツ実施頻度（障がい種別）

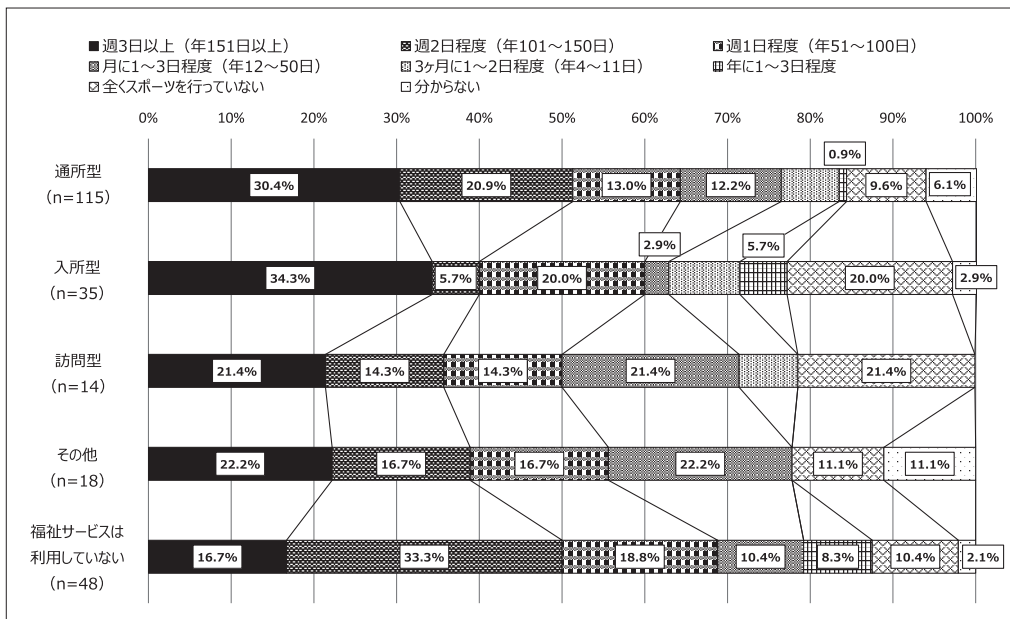


図8 2021年のスポーツ実施頻度（福祉サービス別）

### (3) スポーツ活動に関する意識

次に、スポーツ活動に関する意識についての分析結果を図9に示す。「スポーツや運動を行っており、満足している」者の割合（18.3%）に対し、「スポーツや運動を行っているが、もっと行いたい」者の割合（37.9%）が2倍以上となり、スポーツ活動欲求の高さが示唆された。また、「スポーツや運動を行いたいと思うができない」者が全体の3割近く（32.0%）みられるという点は、県内での更なる障がい者スポーツ振興の必要性を示す重要な結果であるといえる。

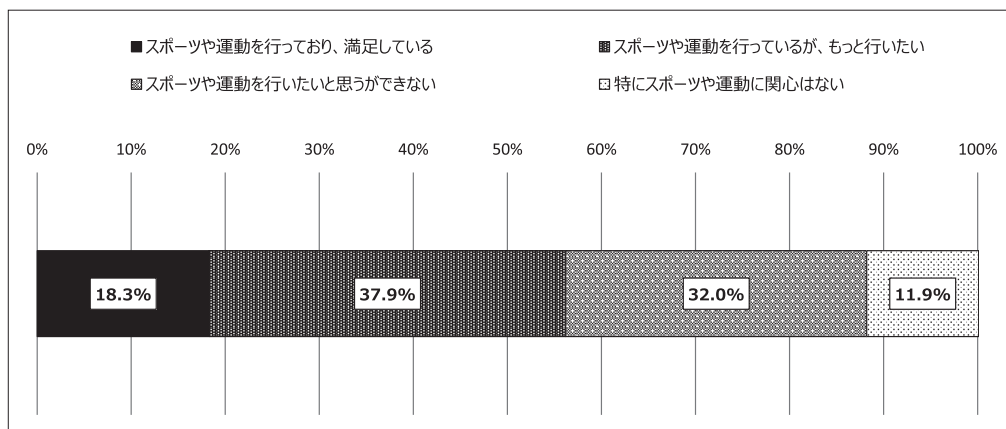


図9 スポーツ活動に関する意識 n=219

スポーツ活動に関する意識について、性別、年代別（3区分）、居住地別に分析した結果を図10～12に示す。「スポーツや運動を行っているが、もっと行いたい」者は、特に「20代以下」に高い割合（52.6%）でみられ、「スポーツや運動を行いたいと思うができない」者は、「沖縄本島北部」居住者に比較的高い割合（42.1%）でみられた。

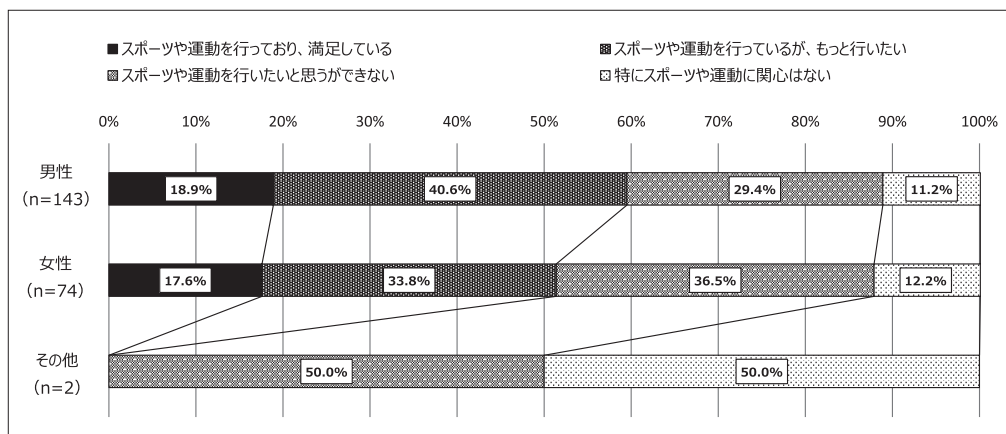


図10 スポーツ活動に関する意識（性別）



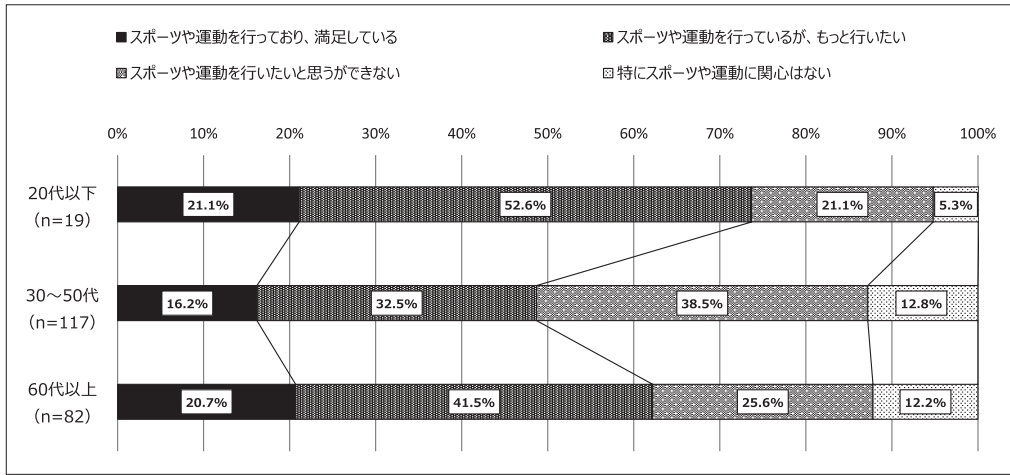


図11 スポーツ活動に関する意識（年代別）

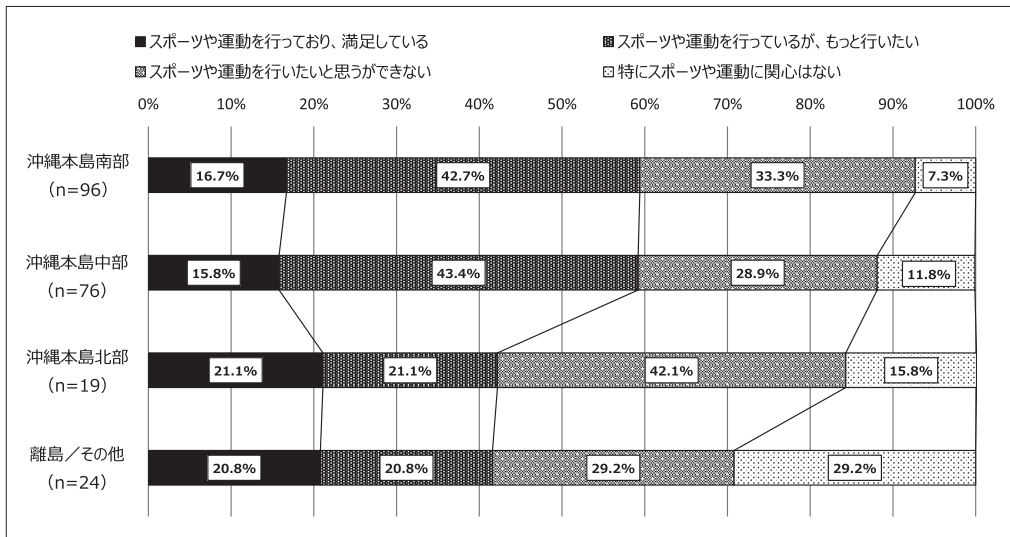


図12 スポーツ活動に関する意識（居住地別）

また、スポーツ活動に関する意識についての障がい種別、利用する福祉サービス別の分析結果を、図13、14に示す。「スポーツや運動を行っており、満足している」者の割合は、「知的・発達障がい」がある者（10.8%）、および「入所型」（11.4%）「その他」（5.6%）のサービス利用者では相対的に低い傾向がみられた。特に、「入所型」のサービス利用者は、「スポーツや運動を行いたいと思うができない」者の割合が半数を超えていた（51.4%）。

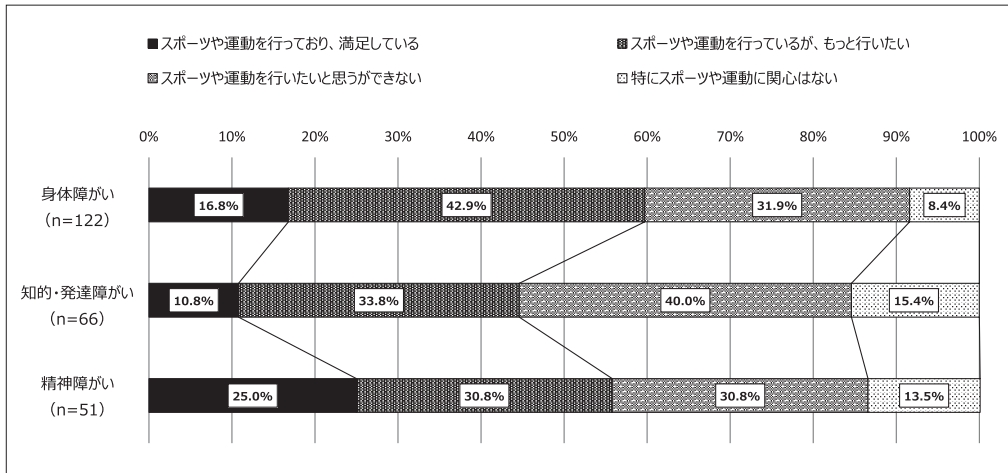


図13 スポーツ活動に関する意識（障がい種別）

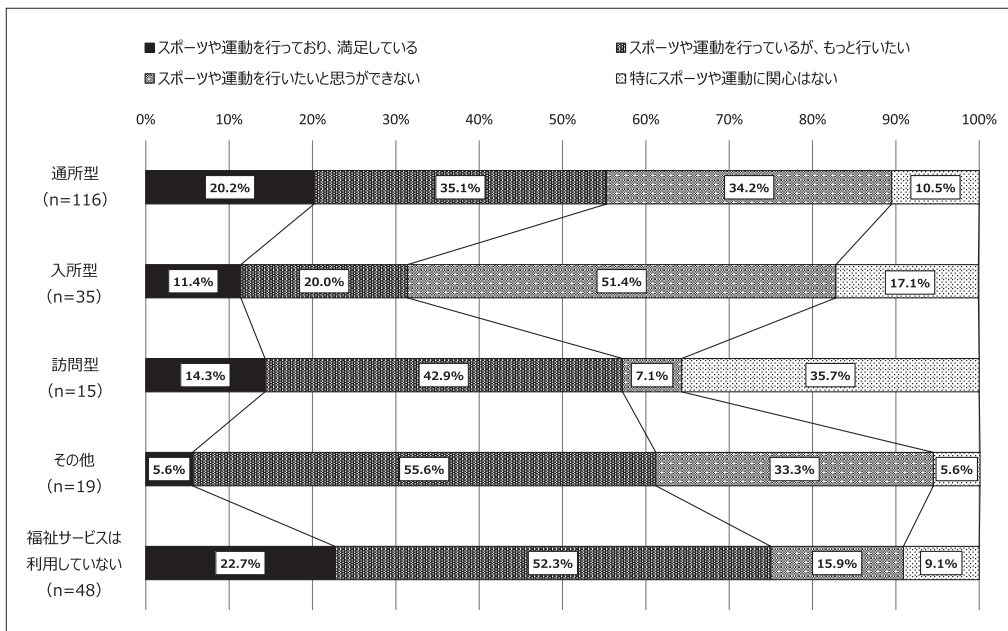


図14 スポーツ活動に関する意識（福祉サービス別）

#### (4) 2021年に行った運動・スポーツ

次に、2021年に行った運動・スポーツについての分析結果を図15に示す。「ウォーキング・散歩」(60.1%)が最も多く行われており、次いで「体操・ストレッチ」(32.0%)、「室内運動器具を用いる運動」(23.7%)など、個人で手軽に取り組める運動が上位であった。スポーツ競技種目としては、「ポッチャ」(16.7%)が比較的多く行われていた。

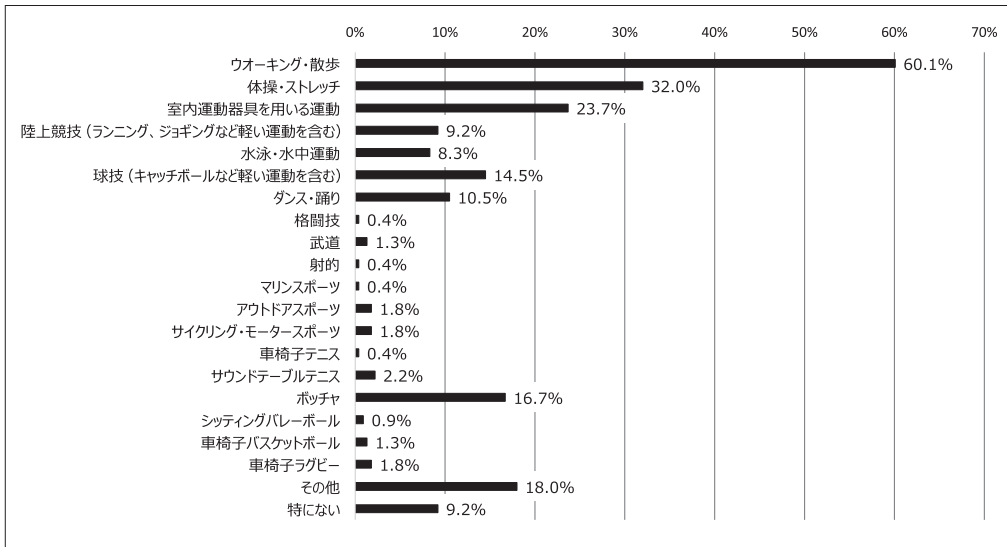


図15 2021年に行ったスポーツ・運動（複数回答可） n=228

(5) スポーツ活動に関して期待する支援

次に、スポーツ活動に関して期待する支援についての分析結果を図16に示す。「一緒に行う仲間」(30.7%)、「適切な指導者」(28.9%)など、「ヒト」に関する課題が上位であった。

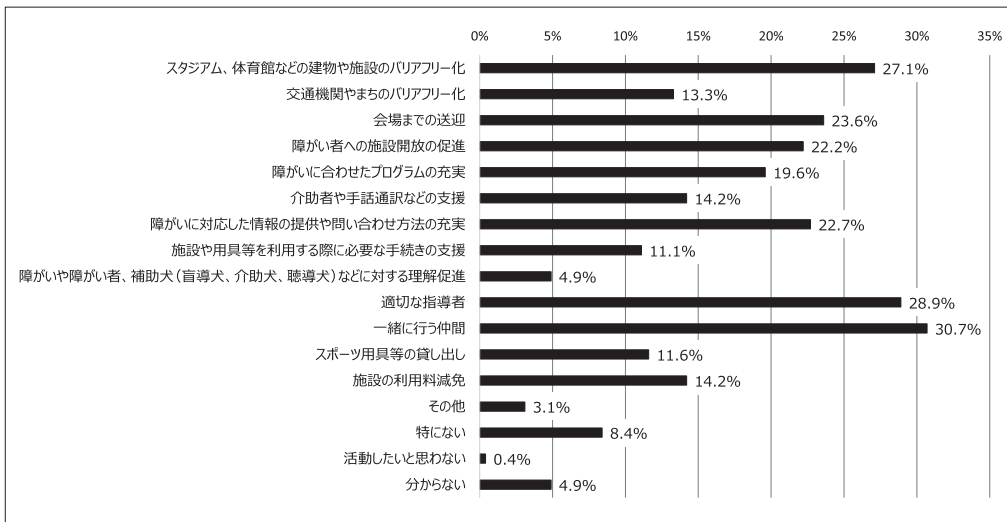


図16 期待する支援（3つまで回答可） n=228

#### 4. まとめ・課題の検討

本調査で示された沖縄県の障がい者におけるスポーツ実施状況について、改めて以下に整理する。

- ・ 週1回以上スポーツ実施率は全国調査値と比較して大幅に高い。より高頻度なスポーツ実施（週3回以上）については、「沖縄本島北部」在住者が相対的にやや低い。「入所型」のサービス利用者は、高頻度なスポーツ実施の割合も高いが、スポーツ未実施の割合も高い（二極化傾向）。
- ・ 現状のスポーツ活動状況に満足している者よりも、もっと行いたいと考えている者が多い（倍以上）。行いたいができないと感じている者も3割程度存在する。「沖縄本島北部」居住者、「入所型」のサービス利用者は、行いたいができないと感じている者の割合が相対的に高い。
- ・ 運動・スポーツは、「ウォーキング・散歩」、「体操・ストレッチ」、「室内運動器具を用いる運動」など、個人でも手軽にできるものが多く行われている。競技種目としては「ボッチャ」が比較的多く行われている。
- ・ 「一緒に行う仲間」の充実や「適切な指導者」の配置など、「ヒト」に関連する課題に対する支援が比較的多く望まれている。

週1回以上スポーツ実施率の高さは、県内の障がい者スポーツ振興に関する状況としてポジティブに評価できる結果であろう。しかしながら、現状の活動に満足している者よりも、もっと行いたい、あるいは、行いたいができないと感じている者の方が多数であるという結果から、たとえ実施率が高いとしても、当事者のスポーツに対するニーズを十分に満たしている状態には至っていない現状も推察される。また、実施率（＝スポーツをしているか）という指標に過度に囚われず、スポーツ実施の質（＝どのような活動ができているのか）に着目してスポーツ振興施策を検討する必要性も指摘できる。こうした観点を踏まえ、本調査の結果から推察する県内の障がい者スポーツ振興に関する課題について、若干の考察をしておきたい。

まず、県内唯一の障がい者スポーツ専用施設が本島南部に位置する<sup>注5)</sup>ことを踏まえれば、「沖縄本島北部」在住者において高頻度なスポーツ実施率がやや低く、スポーツを行いたいができないと感じている者の割合が高いという結果は、施設・環境の整備状況に関連する課題であるとも捉えうる。専用施設への気軽なアクセスが難しい者が、手軽な運動を超えて高頻度で競技スポーツ活動を行うためには、公共スポーツ施設や学校施設の活用が必要となろう。その意味で、県内公共施設や学校施設の障がい者利用に関する調査などを行い、施設・環境面での課題をより詳細に分析することは、今後の課題であるといえる。

また、特に「入所型」のサービス利用者で、スポーツ実施率が二極化傾向にあり、行いたいができないと感じている者の割合が多いという点も、重要な課題を示している。「入所型」

施設におけるスポーツ活動は、施設のプログラムのあり方に左右される面が大きいといえる。そのため、実施率の二極化傾向は、施設側が運動・スポーツのプログラムを積極的に提供している施設と、あまり提供していない施設に二分されている状況を示唆していると思われる。この点を踏まえ、現在、運動・スポーツプログラムを提供していない施設に対して、利用者のニーズや施設の業務状況等に応じ、出張教室や職員に対するスポーツ研修・指導者育成などの施策を検討していくことも大切であろう。また、本調査では「障害者手帳」に関する情報を収集していないため、障がいの程度（軽度～重度）による差異を分析できていない点に課題が残るが、「入所型」のサービス利用者により重度な障がいがある者の割合が多いと想定した場合、重度障がい者に対応した運動・スポーツプログラムの検討とノウハウの蓄積も重要であるといえる。

これらの課題に対する施策を検討するあたり、仲間や指導者などの「ヒト」に関する側面を、当事者がスポーツ活動に対する支援として多く求めている点に留意しておきたい。特に、指導者に関しては、沖縄県の「障害者手帳」保有者数に対する「初級・中級障がい者スポーツ指導員」<sup>注6)</sup>の数が全国平均に比べ少数であることが明らかにされている(中山, 2021)。また、当該資格については、離脱率の高さや、取得後の有効活用に関する課題も指摘されている(稲葉・青山, 2019; 保井ほか, 2003)。県内の指導者資格取得者数の増加、および有資格者が継続してスポーツ現場で活躍し、上述した課題に対応する施策の担い手となるサイクルを整備することも、重要な課題であるといえる。

最後に、本調査はあくまで、沖縄大学地域研究所「沖縄県における障がい者スポーツ振興に関する研究班」および委託先の統括団体がアプローチできる範囲でのアンケート配布によって実施されたものである。そのため、県内の障がい者におけるスポーツ活動状況について、一定程度の傾向性を示唆することに寄与しているとしても、正確な状況を把握するためには、より大規模で精緻な社会調査が必要とされる。したがって、県が定めた「沖縄県スポーツ推進計画」および「沖縄県障害福祉計画（第5期）」に明記された県内の障がい者スポーツ振興に正面から取り組むためには、例えば、行政主導で「障害者手帳」の情報に基づき一定のサンプル数を確保したアンケート調査を行うなどにより、正確なエビデンスに基づく施策の計画・展開が重要であることを指摘しておきたい。

## 注

- 1) 本稿では、「障害（がい）」の表記について、「害」の漢字を用いることに否定的な見解がある（内閣府, 2010, pp.6-7）ことに鑑み、基本的に「障がい」の表記を用いる。ただし、公文書で扱われる固有名詞や引用文については、参照元の表記に従う。
- 2) 「障害者手帳」に関する情報は収集しておらず、障がいの有無・種別の判別はアンケートの質問項目「障がいの種類」に対する回答に基づいている。
- 3) 性別「その他」の週1回以上スポーツ実施率は0%であるが、サンプル数が2名である

点に留意する必要がある。

- 4) 「障害者手帳」の区分を参照し、「身体障がい」「知的・発達障がい」「精神障がい」の3種でカテゴリー化した。
- 5) 浦添市に所在する障がい者スポーツ・文化活動施設「サン・アビリティーズうらそえ」。
- 6) (公財) 日本パラスポーツ協会が認定する障がい者スポーツ指導者資格。「初級・中級障がい者スポーツ指導員」には、主に地域の障がい者スポーツの普及・振興を支える現場サポートやスポーツ指導、行事の運営などの役割が期待されている(日本障がい者スポーツ協会, 2020, p.4)。

## 引用・参考文献

- 稲葉慎太郎・青山将己(2019) スポーツ権の視点によるわが国の障害者スポーツの現状と課題。天理大学人権問題研究室紀要, 22:45-59.
- リベルタス・コンサルティング(2020) 障害者スポーツ推進プロジェクト(障害者のスポーツ参加促進に関する調査研究) 報告書。 [https://www.mext.go.jp/sports/content/20200519-spt\\_kensport01-300000786-2.pdf](https://www.mext.go.jp/sports/content/20200519-spt_kensport01-300000786-2.pdf) (2022年7月30日閲覧)。
- リベルタス・コンサルティング(2022) 障害者スポーツ推進プロジェクト(障害児・者のスポーツライフに関する調査研究) 報告書。 [https://www.mext.go.jp/sports/content/20220609-spt\\_kensport01-000013088\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/sports/content/20220609-spt_kensport01-000013088_1.pdf) (2022年7月30日閲覧)。
- 文部科学省(2022) スポーツ基本計画。 [https://www.mext.go.jp/sports/content/000021299\\_20220316\\_3.pdf](https://www.mext.go.jp/sports/content/000021299_20220316_3.pdf) (2022年7月30日閲覧)。
- 内閣府(2010) 「障害」の表記に関する検討結果について。 [https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kaikaku/s\\_kaigi/k\\_26/pdf/s2.pdf](https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kaikaku/s_kaigi/k_26/pdf/s2.pdf) (2022年7月30日閲覧)。
- 中山健二郎(2021) 「中級障がい者スポーツ指導員」資格取得認定校における実践事例—大学と外部団体の連携による学生の活動実績充実に向けた取り組み—。第33回九州レジャー・レクリエーション学会福岡大会一般発表。
- 日本障がい者スポーツ協会編(2020) 障がいのある人のスポーツ指導教本(初級・中級)—2020年改定カリキュラム対応—。ぎょうせい。
- 沖縄県(2019) 沖縄県スポーツ推進計画【改定計画】。 <https://www.pref.okinawa.jp/site/bunka-sports/sports/documents/kaitei.pdf> (2022年7月30日閲覧)。
- 沖縄県(2018) 沖縄県障害福祉計画(第5期)、沖縄県障害児福祉計画(第1期)。 <https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kodomo/shogaifukushi/keikaku/fukushikeikaku5ki.html> (2020年7月30日閲覧)。
- 沖縄県文化観光スポーツ部スポーツ振興課(2020) 令和元年度県民の体力・スポーツに関する意識調査報告書。 <https://www.pref.okinawa.jp/site/bunka-sports/sports/documents/r1tyousa.pdf> (2022年7月30日閲覧)。



笹川スポーツ財団（2018）地域における障害者スポーツ普及促進事業（障害者のスポーツ参加促進に関する調査研究）. [https://www.mext.go.jp/prev\\_sports/comp/a\\_menu/sports/micro\\_detail/\\_icsFiles/afieldfile/2018/05/16/1404475.pdf](https://www.mext.go.jp/prev_sports/comp/a_menu/sports/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2018/05/16/1404475.pdf)（2022年7月30日閲覧）.

東京都オリンピック・パラリンピック準備局（2021）令和2年度障害者のスポーツに関する意識調査報告書. [https://www.sports-tokyo-info.metro.tokyo.lg.jp/pdf/awareness\\_survey\\_r02.pdf](https://www.sports-tokyo-info.metro.tokyo.lg.jp/pdf/awareness_survey_r02.pdf)（2022年7月30日閲覧）.

保井俊英・永田隆子・田中美紀・藤原進一郎（2003）「障がい者スポーツ指導員」資格取得者の現状について. 武庫川女子大紀要（人文・社会科学）, 51:49-55.

## 謝 辞

本調査の実施にあたっては、「沖縄県身体障害者福祉協会」、「沖縄県手をつなぐ育成会」、「沖縄県精神保健福祉連合会」の皆様にご多大なご協力を賜りました。ここに深く御礼申し上げます。



## Covid-19パンデミック下におけるWWFサンゴ礁保護研究センター (しらほサンゴ村) における環境教育の実践

盛 口 満\*

### Practice of environmental education at WWF Japan Coral Reef Conservation Center (Shiraho-sangomura) under the Covid-19 pandemic

MORIGUCHI Mitsuru

#### 要 旨

沖縄大学盛口ゼミでは2011年より継続して、WWFサンゴ礁保護研究センター（しらほサンゴ村）において、地域の子どもたちを対象とした環境教育の実践を続けている。2020年初春より世界各地に広がったCovid-19パンデミック下において、遠隔と対面のハイブリッド型環境教育実践を行ったので報告をする。

キーワード：WWFサンゴ礁保護研究センター（しらほサンゴ村）、環境教育、Covid-19

#### はじめに

沖縄は日本の中でも固有の生態系を保持し、生物多様性の高い地域としても知られる。こうしたことから、2021年には、沖縄島北部及び西表島が世界自然遺産に登録されたのは耳目に新しい。しかし、その一方、沖縄の自然の保全に関してはさまざまな問題が存在している。地球温暖化といった世界的な環境問題に加え、米軍基地の新建設、および米軍基地からの環境汚染物質の流出など、地域固有の問題がある。また、沖縄島中南部は急速に都市化が進み、かつての伝統的な人と自然の関係は忘れ去られつつあり、そこに暮らす若者、子どもたちは自然体験が圧倒的に不足している。

石垣島・白保はかつて空港建設問題で揺れた集落である。その白保集落前には豊かな珊瑚礁が広がっており、2000年にWWFがサンゴ礁保護研究センター（愛称：しらほサンゴ村）を開設して今に至っている。なお、しらほサンゴ村は、「地域の自然を保全する主役は地域

\* 沖縄大学人文学部こども文化学科教授 沖縄県那覇市字国場555 kamage@okinawa-u.ac.jp

の人たちである」という方針の元、2021年にWWFから白保公民館に委譲された。なお、このような方針は委譲に当たる以前から明示されており、委譲に先立ち、すでに2012年にはしらほサンゴ村内にNPO夏花が設立され、地域の自然を保全する諸活動や村づくり活動を担ってきた（沖縄大学地域研究所 2015）。

沖縄大学人文学部こども文化学科・盛口ゼミは、2011年より、しらほサンゴ村、およびNPO夏花と協働で白保の子どもたちへの環境教育活動の一端に関わってきた。こども文化学科は、2007年に開設された、定員50名の学科である。こども文化学科の理念は「地域に根ざし、地域で活動できる、子どもに関わる人材を広く育成すること」となっている。こども文化学科の学生のほとんどは沖縄県内のしかも沖縄島中南部出身者であり、卒業後は県内の小学校教員になることをめざしている。一方、白保のある石垣島には大学がない。このようなこともあり、島の子どもたちの多くは、高校卒業後、島を後にする。地域の子もたちが、ゆくゆく島に戻り、島の自然を保全してゆくようになるには、島を離れる以前に島の自然や文化を十分に体験、理解することが必要であるとの考えから、盛口ゼミへの環境教育実践への協力が依頼されたわけである。また、この環境教育実践は、県内で小学校教員をめざす学生にとっても、離島の自然を体験し、また子どもたちへの環境教育を実践してみる貴重な機会となっている。

2011年以降、毎年9月の大学の夏季休暇期間の土日を利用して、白保で子どもたちとキャンプ（やまんぐうキャンプ）を実施してきた。このキャンプの日程の中で、刺し網漁の体験や、海遊びといった自然体験に加え、盛口ゼミの学生たちが島の自然・文化に関わる授業を2～3コマ実践するというのが恒例となっている。参加するのは、NPO夏花が呼びかけ集めた、白保の小学校4年～中学2年生の子どもたちである。

ところが2020年初春よりCovid-19パンデミックが世界的に広がった。このため2020年度は、日程を設定し、学生たちによる授業案などもすべて準備したのだが、キャンプは中止せざるを得なくなった。2021年度においても、沖縄県内は5月の連休明けより9月までという長期にわたり緊急事態宣言が発令されたままという厳しい状況が続いた。このため、当初10月に予定していたキャンプは中止となった。しかし、NPO夏花と協議の結果、いざという場合は中止、または遠隔での実施も視野に入れ、12月に再度の日程を設定して、プログラムを執り行うこととなった。本報告は、Covid-19パンデミック下において、遠隔と対面のハイブリッド型による環境教育実践例の報告である。

## 1. 実践報告—日程

2021年度の盛口ゼミ（こども文化学科3年8名 沖縄島出身5名、宮古島出身3名）では、NPO夏花と相談の元、9月または10月の土日にやまんぐうキャンプを行うという予定を立て準備を始めることにした。しかし、5月以降のCovid-19の蔓延状況から、9月の実施をあきらめ、10月の土日に日程を設定、その後、10月も感染状況の明らかな改善が見込めないと

いうことで、さらなる延期を決定し、結局のところ12月25日土曜日、一日だけの日程で授業と交流の場を設けることとなった。

直前まで感染状況が読めないということもあり、いざとなった場合は遠隔での実施も見込む必要があった。また、感染状況が緩和されていた場合であっても、リスク軽減の面から、現地へ行く人数は最低限に絞ることとした(現実問題として、例年は大学からのゼミ旅行費を学生たちの旅費補助にあてていたが、Covid-19パンデミック下ではゼミ旅行費の補助も中止されていたため、全員分の旅費の補助を見込めないということもあった)。そのため、6名が大学から遠隔での授業、交流を行い(遠隔班)、2名の学生と著者が白保に行くこととした(対面班)。

当日の日程(1~5のプログラムは午後1時~4時の間に実施)は以下のようであり、この日程にあわせ、対面班は日帰りで石垣島と那覇を往復して主にワークショップを担当し、遠隔班は沖縄大学アネックス共創館から授業の配信をおこなった。

- 0・会場設営、接続テスト
- 1・ゼミおよびメンバー紹介(動画による紹介も含む)
- 2・授業とワークショップその1
- 3・授業とワークショップその2
- 4・交流(クリスマスにちなんだビンゴゲーム)
- 5・まとめ(感想発表)など
- 6・現地反省会

## 2. 実践報告—授業とワークショップ

盛口ゼミ3年生に対しては4月の授業開始にあたり、これまでの白保での授業実践(沖縄大学地域研究所 2015、盛口 2018など)について説明を行った。先に少しふれたように、こども文化学科の学生は沖縄島中南部出身者が多く、石垣島を訪れたことがない学生も少なくない。そのような学生が白保の子どもたちに、白保や石垣の自然や文化についての授業をするというのは、一見、困難なことのように思える。しかし、ゼミの中で「石垣島やサンゴ、海といったことをキーワードとして、自分なりに授業を考えるように」という課題を出すと、毎年、学生たちはそれぞれに個性的な授業案を提出する。むろん、そのままでは実践するのは難しいので、個々の学生の考えた授業案をゼミ内で検討し、2つまたは3つの授業案にセレクトしなおして実践の場に望むのである。

この数年の授業実践例は以下のようなになる。

- ・ 16年度「サンゴの形」「海岸の砂を使った砂絵づくり」
- ・ 17年度「サンゴの分類」「八重山の歴史」

- ・ 18年度「台風」「サツマイモの歴史と郷土料理」「漂着物から楽器を作る」
- ・ 19年度「虫とカニのからだ」「パイナップルの観察」「砂くらべと砂時計づくり」
- ・ 20年度「食べられる野草」「紫外線と生き物」「石灰岩と水」

なお、20年度は上記のようなテーマで授業案を作成したものの、Covid-19のために実施できなかったものである。

上記授業案をみてわかるように、「砂絵づくり」や「楽器作り」のように、ワークショップを組み込んだプログラムが散見できる。テーマをみただけではそれとわからない授業であっても、実物標本を見せたり、絵を描いてもらったり、実験を組み込んだりと、いずれも何らかの体験を含んだ授業となっている。これはキャンプのおりに行う授業なので、何より楽しんでもらいたいと思っているからである。また、参加する子どもたちは小学4年～中学2年と幅広い学年にまたがっているため、学年による知識差が生じない授業内容とするためという面もある。そして、「環境を学ぶ」という身構えなしに、自然と地域の自然や文化に興味を持つきっかけをつくってほしいという思いがあることが一番の理由である。

2021年度においても、このような先行例の紹介をおこなったのち、各自に興味ある授業テーマの設定を課題としたところ「クラゲの一生」「天気」「貝」「バイオミネラリゼーション」「チョウとガの違い」といった、様々なテーマが提出された。このテーマにそって、各自で考えた内容による模擬授業を発表し、その授業を盛口ゼミの4年生（前年度、白保の授業案を作成したメンバー）も含めて相互評価を行い、3つのテーマに絞った。結果は、「チョウとガ」「貝」「クラゲの一生」というものであり、このテーマに肉付けを行い実際の授業案を練り上げていくこととした。

ところが、当初予定していた、学生たち全員が参加した1泊2日のキャンプでの授業実践が不可能であることがはっきりし、半日のみ、しかも遠隔を中心とした授業実践をすることとなり、当初の授業案を大幅に変更することが余儀なくされた。また、遠隔の授業だけでは、子どもたちの満足度が下がることが予測され、遠隔授業に対面によるワークショップも組み込んだハイブリッド型の授業実践を試みることにした。

結果、作り上げた授業案は次のようなものである。

P…パワポを利用した遠隔授業

D…動画の配信

T…対面でのやりとり

W…ワークショップ

授業①「硬い生き物 柔らかい生き物」

- 1・動物の骨を見て何の動物かをあてる (T)



- 2・硬い「骨」を持つ動物はいろいろいる (P)
- 3・海の中には体の柔らかい動物もいる (P)
- 4・クラゲの赤ちゃんの姿を予想して絵に描く (W)
- 5・クラゲの一生の紹介 (D)
- 6・クラゲとサンゴは同じ仲間 (P)
- 7・貝の仲間にも殻がないものがある (P)
- 8・体の硬い部分は化石になって残ることがある (P)
- 9・アンモナイトの化石のレプリカの作り方 (D)
- 10・アンモナイトの化石のレプリカ作り (W)

## 授業②「チョウとガ」

- 11・子どもたちとやりとりしながら、好きな虫を聞く (T)
- 12・石垣島の虫を紹介する。(P)
- 13・種類の多い生き物のグループは何？ (T)
- 14・虫の種類が多いわけ (P)
- 15・虫の天敵 (P)
- 16・鱗粉のあるチョウはクモの網につかまらない (D)
- 17・鱗粉転写標本の作り方 (D)
- 18・鱗粉転写標本をつくる (W)

学生たちは日ごろ教員養成に関する授業を受けているとはいえ、実際の子どもたちを相手とした授業やワークショップに慣れているわけではない。加えて、遠隔での授業実践という事態を迎えて、正直、どのようなことになるのか不安があった。が、学生たちの工夫、対応は著者の予想を超えたものであった。例えば子どもたちが飽きないように、クラゲの一生(5)やチョウがクモの巣にかからないわけ(16)を、劇仕立ての動画にして(それもおもしろく)、授業者の話がつづくといった一本調子の授業にならないような工夫をしていたのである。また、ワークショップに取り掛かる前にも、ワークショップの手順をやはり動画にして配信し(9)(17)、子どもたちのモチベーションを高めていた。また、この動画には、失敗事例の紹介なども含めるなどの細やかな気配りもなされていた。

沖縄大学アネックス共創館で実施した遠隔の授業においては、パワポを手許のパソコンから操作するとともに、その様子をカメラで配信した。しらほサンゴ村の会場では、沖縄大学から送られてくる映像をスクリーンに投影すると同時に、会場全体の様子をパソコンのカメラで映し、沖縄大学へ配信、また子どもの様子(子どもの画像、子どもの発言内容)は学生スマホを活用して、遠隔担当の学生へ通信した。

ワークショップとしては、アンモナイトのレプリカづくりとチョウの鱗粉転写を行った。

アンモナイトのレプリカづくりは、アンモナイトの化石の実物をいくつか用意し、子どもたちそれぞれが油粘土にアンモナイトの化石を押し付けて型を取り、その型の周囲に画用紙で枠をつくったのちに、その枠内に水で溶いた石膏を流し込み固めるというものである。アンモナイトは直径5センチほどの、あまり大きすぎもせず、小さすぎもしないサイズのものを用意する。また、アンモナイトは表面の構造がよりはっきりしたもののほうが、レプリカを作った際に見栄えが良い。アンモナイトのレプリカづくりにおいては、型を作る油粘土の選択には注意が必要で、油粘土の種類によっては、流し込み固めた石膏ときれいにはがれない場合がある。また、石膏の型取りに適した油粘土は硬く、低学年の子どもたちが型を取る際に柔らかくする際、時間がかかる場合がある。

チョウの鱗粉転写は以下のような作業工程となる。まず、事前準備として、チョウを採集し、よく乾燥させ、そののち、翅を根元からハサミで切り取り、片方ずつ三角紙の中に保存しておく。鱗粉転写に使用するチョウの種類は問わないが、モンシロチョウなどの白一色のチョウは適さず、アゲハチョウの仲間などを使用したほうが見栄えがいい。当日は、子どもたちが各自、白い紙にまんべんなくロウを塗ったあと、紙の上に切り取られたチョウの翅を置き、紙を二つ折りにしてから、紙の上からスプーンでよくこする。ロウを塗った紙に鱗粉が転写されたら、鱗粉がはげおちたチョウの翅をピンセットで紙から取り除く。

なお、上記のような対面での授業中のやりとり、およびワークショップに使用するものとして、以下のものを準備し、当日、白保まで対面班が運んだ。

頭骨標本（リス、タヌキ、ワニ）

化石レプリカ用（アンモナイトの化石6個、油粘土人数分、プラスチックコップ人数分、  
割りばし、石膏人数分、画用紙、）

鱗粉転写用（チョウの翅人数分、紙人数分、ロウ人数分、スプーン人数分、クリアファイル人数分）

そのほか（紙、交流会のビンゴ大会用賞品）

### 3. 結果

幸い、2021年12月は県内の感染者数が一時的に減少・安定しており、予定通り2名の学生と著者が白保に飛ぶことが出来た。一方、プログラムの実施日を土曜日に設定し、それがクリスマスと重なってしまったため、例年参加していた小学校の高学年、中学生といった、やまぐうキャンプの対象者の子どもたちの参加が少なくなってしまった。そのため急遽、地域の学童に通う小学校低学年の子どもたちを呼び集めての授業実践となった（当日参加したのは、小学校高学年以上が4名、低学年が7名）。授業案自体は低学年を想定して考えられたものではなかった。また低学年の子どもたちにとって、このプログラムに参加するのは初めてであり、プログラム冒頭時は騒然とするような雰囲気も見受けられた。ところが授業者や対面班の学生の、子どもたちへのていねいな声掛けや、プログラムの内容自体が徐々に子

どもたちをプログラムに引き付け、結局、飽きることなく3時間のプログラムに参加する子どもたちの姿をみる事ができた。クリスマス時期ということがあったので、授業だけでなく、ビンゴ大会といったお楽しみ要素を組み込んであったのも功を奏したといえる。ちなみに、ビンゴの賞品も、海洋生物のフィギュアや、生物のイラストが描かれたTシャツ、ゼミ生自作の生き物をモチーフにしたアクセサリなど、できるだけ自然環境・生物にかかわる品々を苦心の末そろえた(子どもたちの何人かは、海洋生物のフィギュアに特別な興味をみせていた)。

プログラムの終了時に、子どもたちに感想を聞いたところ、予想以上に多くの子どもたちが手をあげ、感想を口にしてくれた。中でも「最初は気乗りしなかったけど、とてもおもしろかった」といった感想を、低学年の子どもが口にしてくれたのが印象深かった。

今回のプログラムの内容が、すぐに子どもたちの地域や環境への意識を変えるとは思わない。しかし、地域の自然・文化に興味を持つ、あらたな何かのきっかけになるのではないか。また、一回のプログラムだけでははっきりしないが、プログラムを継続する中で、なにかが生み出されていくものがあるのではないかとも思う。

プログラム終了後の反省会の中で、NPO夏花のスタッフからは、「このような形で実施ができて本当によかった。つながりが確保できた。それに遠隔というあらたな手だてをもつことで、今後、もっとプログラムに幅をもたせることができるかもしれない」という声をかけていただいた。

Covid-19のパンデミックにより、盛口ゼミでも従来通りのフィールドワークやワークショップが実施できなくなっている。そのような中、こうした形で白保のプログラムを実施することが出来たのは大変貴重だった。また、このような状況下であるからこそ、あたらしい挑戦ができたこともあると思う。この実践をまた次につなげていくこととしたい。

なお、以下に授業者となった学生から寄せられた感想を紹介する。

K. T (遠隔授業実施者)

「白保では授業者を担当しました。実際に白保に出向き、子ども達と直接やりとをしながら授業を行いたかったが、今回はかなうことができませんでした。しかし、遠隔で授業をするという新しいことに挑戦でき、とてもいい経験ができました。子ども達の反応がわかりにくかったり、声がききとれなかったりなど、多少のやりにくさはあったものの、授業を受けての子どもたちの感想に“楽しかった”“来てよかった”という言葉もあり、遠隔と言う形であれ、授業をできたことにやりがいを感じました。たくさんの方たちにも授業をやりやすいようにサポートしていただき、私自身も楽しむことが出来た一日でした」

Y. N (白保対面班)

「授業の準備では、チョウを捕りにいたり、クラゲの成長の劇を動画に撮ったりなど、結構大変でした。また、大学の簡単な紹介やゼミの紹介の動画も作りました。今回はコロナの関係でゼミの全員が石垣に行くことが出来ませんでした、初めて自分たちで遠隔授

業を行いました。遠隔授業がどれだけ大変か身に沁みました。リモートで授業をしている先生方の変さもわかった気がします。当日集まってきたのは、当初の予定になかった、小学生低学年の元気もりもりの子ども達でした。授業に飽きたのか、途中、話を聞いてくれなかったりして大変でしたが、ワークショップでチョウの鱗粉転写を行った時、子ども達の目がきらきらと輝き、一気にひきつけられている様子を目の当たりにして、本物に触れることのすばらしさを実感しました。この授業を通して、私も子どもを引き付ける、びっくりさせられるような授業づくりを目指していこうと思いました」

## さいごに

2021年度の沖縄大学の入学者の一人に、やまんぐうキャンプに長年参加してくれていた男子学生がおり、彼は入学式の後、わざわざ著者のところへ挨拶をしにきてくれた。しらはサンゴ村を会場とした、やまんぐうキャンプでの環境教育の実践の試みは、当初は思ってもいなかったことであるが、すでに10年を超える長期的な取り組みとなっている。実は今回の低学年の子どもの中に、一人、2011年のプログラム開始時に強力なサポートを行ってくれた地域の青年の長男がいることに、プログラムの途中で気づくことが出来、このことからこのプログラムが、思っていた以上に長期的に継続されていることを自覚することになった。この子らが成長していく過程を今後、プログラムの中で見ていくことが出来たら望外の喜びであると思っている。

## 謝 辞

当日は、アネックス共創館に地域研究所特別研究員・後藤亜樹さんが学生たちの授業配信のサポートを行った。また、地域研究所職員の方々のほか、通信環境に手間取ったためマルチメディア研究センターの職員の方にもお世話となった。白保においてはNPO夏花の山口美樹さんに会場設営、運営、旅費の助成の手続き等々で大きなお世話になった。記して感謝したい。

なお、本実践は沖縄大学地域研究所・共同研究班「離島地域における大学の関わる授業実践の創出と実践、及び地域拠点の運営の在り方について」（代表：盛口）の研究活動の一部であり、本実践の教材費の一部に関しては共同研究班の予算を利用した。

## 引用文献

- 沖縄大学地域研究所 石垣島白保における環境保全および地域社会維持に関する共同研究班・盛口ゼミ 2015 「石垣島白保における環境学習の実践・暮らしと文化の調査についての5年間のとりくみ」 沖縄大学地域研究所
- 盛口満 2018 「2018年度・石垣島における教育実践（盛口ゼミ）の記録」 『こども文化学科紀要』 5:21-41

## 「平成28年（2016年）熊本地震」の5年後を読み解く —益城町における復興課題—

齋 藤 登<sup>\*1</sup>・圓 田 浩 二<sup>\*2</sup>

### Unraveling 5 years' situation after the 2016 Kumamoto earthquake —Reconstruction issues in Mashiki Town—

SAITO Noboru, MARUTA Koji

#### 要 旨

2016年4月に発生した熊本地震は、震度7を記録し、熊本県と大分県に甚大な被害をもたらした。特に、被害の大きかった益城町でフィールドワークを行った。地元区長、役場職員、地元飲食店経営者に話を聞いた。震災から5年の益城町の復興状況を調査・分析した。震災の記憶が薄れていく中、復興状況とその課題を追った。

キーワード：熊本地震、熊本県益城町、災害復興、住民意識

Keywords：Kumamoto earthquake, Mashiki Town, Kumamoto, disaster revival, inhabitants consciousness

#### 1. 熊本地震の概要

平成28年（2016年）4月14日午後9時26分、熊本県熊本地方を震源とするM6.5の前震が発生し熊本県益城町で震度7を観測した。その約28時間後の16日午前1時25分、M7.3の本震が発生し熊本県西原村と熊本県益城町で震度7を観測した。短期間で2度も震度7が観測されたのは、気象庁の観測史上初めて<sup>\*3</sup>のことであった。2回目の震度7では、連続し



画像1 大きな荷物を運ぶ女性  
2016. 4. 16 熊本日日新聞

<sup>\*1</sup> 沖縄大学地域研究所特別研究員

<sup>\*2</sup> 沖縄大学経法商学部教授

<sup>\*3</sup> 気象庁技術報告第135号(2018年)より。

た地震に耐えられなかった家屋が倒壊して多くの死者が出た。特に被害の大きかった益城町では、4月16日未明の本震で死亡した12人のうち、少なくとも6人は一度避難していながらも自宅に戻り死亡していた<sup>\*4</sup>。

益城町は連続して2度の震度7<sup>\*5</sup>を観測したこともあり、特に宮園地区の状況はTVや新聞等でたびたび報道された。画像1のように電柱が根元から折れ、道路には段差や陥没した跡、屋根瓦が殆ど飛び散って無残な姿をさらす民家、その背景には屋根の一部を残す家屋があり、付近で家財を持ち運びする住民が見られた<sup>\*6</sup>。また、警察・消防・自衛隊・消防団による救出活動にも係らず直接死20名と他市町村と比べ最も多く、最大避難者数は16,050人、被災家屋は全半壊約6,259棟を含め全体の約98%にあたる10,584棟が被災した。公共施設では、役場庁舎・議会棟や総合体育館等が解体対象となった。

地震直後は、災害時緊急輸送道路（主要道路）が沿道家屋の崩壊による瓦礫が散乱して遮断されたため、救助活動や物資運搬に支障が生じ、さらにほぼ全ての住民が避難者になったため、避難所は大混乱を極めた。

## 2. 調査目的

「熊本で大地震はない…いつのころからか、多くの県民はそう思い込んでいました。」<sup>\*7</sup>。東日本大震災が起こった当時、「熊本には大きな地震がないから安心だ」と話す友人も多くいたが、そういう点でも全く無警戒の中で起こったのが熊本地震であった。令和3年（2021年）4月14日で熊本地震から5年が経過した。

令和3年（2021年）4月6日付熊本日日新聞は、記憶が風化していると感じている人が全体の6割を超えたことを伝えた。比較的被害の少なかった地域で風化を感じている人の割合が多く、被害の大きかった益城町や南阿蘇村などでは5割未満にとどまっており、地域により災害記憶に対する差が生じていた。

同じく4月10日付同新聞では、平成28年（2016年）4月に住宅被害を受けた被災者150人を対象に行った調査結果から、インフラ復旧などを背景とした復興を実感する人が増えていた（81%）。一方で、自宅再建などで生じたローンやコロナ禍の影響も加わり、「全く実感できない」と「あまり実感できない」を合わせると11%（12人）で、前回調査から半減し、今の生活や将来の不安を抱える人が一定数いた。益城町の自営業の男性（71才）は区画整理事業の影響を受けて「仮設住宅暮らしが続き、復興は夢のまた夢」と訴えていた。

4月11日付同新聞では、県内小中学生を対象に実施したアンケート結果を公表した<sup>\*8</sup>。震

<sup>\*4</sup> 平成28年（2016年）5月12日（木）朝刊1面より。

<sup>\*5</sup> 平成28年（2016年）4月16日までに震度7-2回、震度6強-2回、震度6弱-3回を観測した。平成28年熊本地震 益城町による対応の検証報告書（平成29年11月熊本県益城町）のP11より。

<sup>\*6</sup> 特別報道写真集「平成28年熊本地震発生から2週間の記録」（熊本日日新聞社編）より。

<sup>\*7</sup> 特別報道写真集「平成28年熊本地震発生から2週間の記録」（熊本日日新聞社編）の発刊にあたってより。

<sup>\*8</sup> 令和3年（2021年）4月11日（日）熊本日日新聞紙面「熊本地震小中学生アンケート」より。



災から5年経過して59% (970人) が地震への不安や怖さは今も続いているが、復興を95% (1,564人) が感じていると回答した。その理由は阿蘇大橋開通や熊本城復旧、益城町の街並みがきれいになったことや、屋根にブルーシートを見かけなくなったことを挙げていた。これに対して、復興を感じられないとする声には、「道しか新しくならない」(益城町、小6)、「まだ仮設住宅に住んでいる人がいる」(荒尾市、小6)、「心の傷が治らない」(熊本市東区、中3) などがあった。

このように記憶の風化や復興に関しては、地域や世代間で少なからず温度差が生じている。熊本地震で特に甚大な被災地となった益城町に着目し、町役場職員や宮園地区等で生活する方々からの聞き取りを通して、震災後の5年の歩みから見えてくる課題を読み解いた。

### 3. 調査対象と方法

調査は、震災の体験と地区の復興状況等を宮園地区区長H(72才)氏(以下、H氏という)から、2日間にわたってインタビューを行った。震災直後の様子、復旧・復興への取り組みについては、益城町復興整備課まちづくり室のS氏(以下、S氏という)にインタビューを行った。同じく同地区で被災した店主らが入居する仮設商店街「いくばい益城笑店街」に入居している食堂店長W(67才)氏(以下、W氏という)からは、食堂を始めた経緯のほか、震災後の出来事や復興問題等についてインタビューを行った。なお、調査実施場所は、S氏、H氏とは、H氏自宅前の駐車場で、W氏には、店長を務める食堂にてそれぞれ行った。

### 4. 調査・震災の体験談等について

#### 4-1. H氏の体験談

「その日は、早めに布団に入って小説を読んでいたら、ドォ〜ンと地鳴りが響き、物凄い揺れと、屋根瓦が音をたてながらどんと落ちる音がした。前震だった。この周辺には自衛隊の西部方面総監(第8師団)や航空隊(高遊原)などの重要施設や熊本空港も近いから、北朝鮮の標的にされてテポドン<sup>\*9</sup>でも撃ち込まれたかと思った。震度3や4の地震は今まで何度かあったが、それらとは全く違った。揺れ方といい、音といい、天変地異で何が起きたか全くわからず、ミサイルが撃ち込まれて飛行機が落ちた音のように思った。

嫁さんはベッドで寝ていたが、30cm位飛び上がったそう。おとうさん、おとうさんと呼ばれたが、タンスが体の上に被さっていたため返事が出来ないでいたら、亡くなったかと思われる程だった。直ぐに屋外に出たら「近くの〇〇さんがまだ家に残っているから、助けに行ってください」と言われて、余震が続く中、車イスの人を助けだした。

その後、停電の中、茫然となりながら外にいと近所の皆が集まってきた。息子から「直

<sup>\*9</sup> テポドンとは北朝鮮が開発した弾道ミサイルの通称。弾道ミサイル発射基地が北朝鮮の東部海岸の大浦洞(テポドン)にあることからこのように呼ばれる(百科事典マイペディアより)。平成28年(2016年)4月15日(金)熊本日日新聞によれば、日本政府が発射に備え3月から自衛隊に「破壊措置命令」を発出し、地对空誘導弾「PAC3」やイージス艦を配備した態勢について報じている。

ぐに避難して」と促され、その晩は、はびねす（町立健康管理センターで避難所として開設）に、犬と子供たちと避難したが朝まで眠れなかった。TVやラジオも無かったので情報が何も無かった。

本震の時は、保健福祉センターの「はびねす」に居た。揺れは、前震の時より長く凄かったが、前震を自宅で被災した時ほどではなかった。自宅はこの時に潰れて全壊したが、避難せず自宅に留まっていたら死んでいた。

はびねすには3日間お世話になった。その後、ここから見える体育館に2週間ばかりいた。犬が2匹いたため仮設への入居は無理だろうと考え、娘がインターネットでアパートを探して西原村に見つけてくれた。みなし仮設として家賃6万円全額補助で2年半いた。自宅から車で20分位、犬と家族全員で移った。自宅再建の時には、毎日見に来ることができた。自宅は、震災から3年目の1月（2019年）に完成した。費用は坪60万円で約1800万円。退職金と300万円の補助で再建することができた。公務員（県警警察官）で定年退職だったからできたが、お金が無く再建できない方も沢山いる。」

#### 4-2. W氏の体験談

「震災の前は、昼はパート、夜は居酒屋を営んでいた。この食堂は、震災の9か月後の平成29年（2017年）1月から始めた<sup>\*10</sup>。震災から半年が経過したころ地元の商工会が出店募集をしていることを知った。その頃はスーパーもコンビニもなく、新聞やマスコミ、TV関係の人、長期滞在の解体業者やボランティアの方々も多くいたので、温かな物を食べたいだろうし、気楽に出入りできる場所がよいだろうと思って始めた。当時は仮設で暮らす地元の方々も多く来ていたが、そうした方々が復興住宅に入った後は見なくなった。今は、民間のアパート（家賃6～7万位）から復興住宅（3万）に入居した方が来ている。

避難生活は当初体育館に行ったが健康だからと断られた。8月に町がプレハブ住宅<sup>\*11</sup>を作るまでテント生活、そして体育館で暮らした。体育館では、朝早くに、朝ごはんはと昼ごはんを貰って仕事に行き、帰るとご飯があった。中には、余るほど貰って、それを売っていた人もいて、そんなこともあって配給カード<sup>\*12</sup>が作られたと聞いた。

<sup>\*10</sup> 商業者の町外流出による町の活気の喪失を防ぐため、町、商工会および地元事業者で構成される一般社団法人まちづくり益城の三者が連携する形で、震災から2か月後の6月には仮設商店街「益城町復興市場屋台村」をオープンし、被災店舗の営業場所を確保した。その後、テクノ仮設団地内および木山地区にもそれぞれ仮設商店街を整備し、町内3カ所にて被災店舗による商店街を整備した。平成28年熊本地震益城町震災記録誌（令和2年4月熊本県益城町）のP120より。

<sup>\*11</sup> 仮設住宅の建設は5月から始まった。6月14日の赤井仮設団地、津森仮設団地、広崎仮設団地への入居を始めとして、順次入居が進んだ。応急仮設住宅の最終的な建設戸数は18団地・計1,562戸となり、2021年9月末時点の入居状況は25戸（78人）となっている。平成28年熊本地震益城町震災記録誌（令和2年4月熊本県益城町）のP95等を参考。

<sup>\*12</sup> 食事カードのこと。避難所では5月中旬から食事の入庫、出庫、残食を管理した。食糧配給は、指定避難所入所者以外の在宅被災者等にも配給を行ったが、ライフラインの復旧後もなかなか配給者が減少しない、急に余剰が発生するなど、必要数を把握するのが困難だったが、食事カード制の導入により、必要数が把握できるようになった。平成28年熊本地震益城町震災記録誌（令

避難所には芸能人も来たが、一般の避難者と会わない人もいた。それなのに有名な芸能人が来ると、それを見たい人も多くいて、道路まで混雑した。TV局のキャスターも、予め相手方と「このように話して下さい」といった打合せを行い、間違ったことは話していないけど、流れに合わないところはカットしていた。

いわゆる火事場泥棒や、解体屋のふりをしてバイクとか湯沸かし器、日用品、クーラーの部品を売ったりする人もいた。通り向いの文房具屋では、解体屋から家に入るのは危険と言われ、そのままにしていた大切な指輪を誰かに持っていかれたそうだ。

回覧とかチラシは、自分で避難した人(自主避難)には回って来なかった(畑のビニールハウスの中にテントを張った人も当時は多かった)が、赤十字の寄付募金は回ってきた。

区画整理に掛かる地区で家を再築した人には、なぜ建設許可を出したのかと納得できない方もいる。ここは年寄りが多い。復興計画は住民ニーズにとっても無理があり、道路の区画整理に反対している人も多い。」

#### 4-3. 震災直後と復興に向けた困難な状況

S氏からは「平成28年熊本地震からの復旧・復興に向けた取組み(益城町2021.9.30)」をもとに説明を受けた。当該資料の写真には、倒壊した家屋をすり抜けながら歩く住民、落石で閉ざされた道、無残な姿を見せる民家と道の真ん中で肩を寄せる住民、一夜で一変した町の風景、庁舎の外に設置された災害対策本部等のほか、車中泊する避難者、避難者で一杯となった避難所、炊き出し行列とその足元に残る地震の痕跡などがあり震災直後の混乱と困難な状況が明確に伝わるものであった。

前震直後は、職員の参集状況を把握できず、初動対応の遅れに繋がったとの話があった。度重なる余震の影響で、災害対策本部の移転を何度も強いられ、主要道路が被災した家屋の倒壊等で利用できなくなり、青空避難者や車中避難者が町内全域に存在したため、避難者の全容把握も困難だった。さらに、要配慮者のための福祉避難所には多くの健常者が押し寄せたため利用できない事態となり、トレーラーハウスやユニットハウスを避難所として活用した事例が紹介された。

また、大量に届いた支援物資の仕分け・配分などで現場が混乱し、物資の偏りをなくすためにも適切なオペレーションが必要との説明があった。

公共施設等の復旧状況では、避難路・避難地整備事業の工事契約率が60%に満たないが、これは住民との合意形成が遅れているためである。画像2のように益城町では道路の拡張工事が進んでいる。地域の避難路が広がるのは賛成だが、自分の土地がかか



画像2 拡張された道路  
2021.10.24 筆者撮影

和2年4月熊本県益城町)のP66、P71より(抜粋)。

ると「うちの土地は取らんで」となり、総論賛成で各論反対のような状況に陥っているとのことであった。県道熊本高森線の4車線化の供用開始は令和7年度末としているが、用地交渉が必要となる所には4車線化と区画整理地区が重複する所もあって未だに見通しがたっていない。区画整理が地震から2年半後に決まり、その間に既に家を再建した人もいる。その場合、再建した家を壊して道路に合わせてずらして再建しなければならず、大きな問題点の一つとなっている。また、地域の中で被害の大きい所と、そこまでない所があって、うちは区画整理が必要はないとかの意見もあり、できるだけ再建された方の家屋にも配慮して道路計画を進めているものの、震災復興の難しい局面の話があった。

## 5. 考察・調査を通して見えた課題

甚大な被災地となった益城町について、町役場職員、宮園地区、木山地区で被災され方からの聞き取り調査を通して、震災後5年を経て見えた課題を、1. 震災直後の状況、2. 震災直後の混乱の中で、3. 最近の状況、4. 見えた課題、5. 熊本地震から見てきた沖縄における災害時の課題としてそれぞれ整理した。

### 5-1. 震災直後の状況

熊本地方に活断層（地震の巣）が縦断していることは、多くの県民が承知していた。しかし、誰がこのような大震災が起きると予想していたであろうか。

H氏は、自然災害について水害の話はあったが、地震はないと思っていたと語った。H氏は、前震の体験談で最初に北朝鮮の弾道ミサイル「テポドン」の話をしたが、予兆もなく物凄い轟音と揺れに襲われ、それが何を意味しているのか理解できなかったそうだ。まさに「何が起きたのか一瞬分かりませんでした」と東日本大震災経験者の証言<sup>\*13</sup>と一致する。揺れが収まってやっと我に帰り、床を這うようにして外にでた。そして、冷めやらぬ余震が続く中、近所で助けを求める方の手伝いに奔走した。自宅は本震で全壊したが、仮に家に留まっていたら死んでいたと話した。

W氏は、最初体育館に避難したが、健康だからと断られテント生活を強いられた。

S氏は、震災直後の初動対応についての話をした。何度も災害対策本部の移転が強いられ、車中避難者等の全容把握が困難を極め、障害者等で配慮が必要な方への対応で難しい局面があった。その上に、大量に届いた支援物資の仕分け・配分作業によって、現場が混乱した。

### 5-2. 直後の混乱の中で

H氏は、震災直後の避難所生活について、自衛隊が来てくれたことを一番にあげた。次が町総合体育館のメインアリーナのことで、避難者や報道機関から開放するよう強い要望が多

<sup>\*13</sup> 東日本大震災職員証言(想い)「そのとき、それから、これからあの日を忘れない」(平成24年3月宮城県土木部)のP155等より。

数寄せられていたが、前震で天井パネルの一部落下を確認したことから避難所として利用させなかったことをあげた。本震後天井パネルが崩落しており、仮に開放していたら甚大な人的被害が生じた可能性<sup>\*14</sup>があった。町役場の職員は避難所を良く見ていたし、震災直後の混乱の中で相当苦労した。また、自衛隊のほか、警察や消防の活動に対する気遣いの言葉を多く話した。その後、自宅を再建し2019年(3年目)の1月に移ったが、家を建てたいけどお金が無い方も沢山いるが、そんな中、公務員で定年退職だったからできたと話した。

S氏は、車中泊する避難者を把握できなかったことの話をした。避難者には、余震への恐怖のほか、ペットと一緒にとかプライバシーとか様々な事情が複雑に交錯し、避難所を利用しなかった一定数の人達がいた。

W氏が店長を務める食堂は、震災の9カ月後から営業を始めたが、震災から半年位経過したころ、地元商工会からの出店案内を知ったことが切っ掛けだったと話した。当時、新聞やマスコミ、TV関係の人、長期滞在の解体業者やボランティアの方も多くいて、近くにスーパーやコンビニもなかったので、温かな物を食べたいだろうと考えたそうだ。

### 5-3. 最近の状況

H氏は、地区自治会の重要性を指摘し、回覧板を回したりして近所の方々との絆を創る試みの話をした。被災し全壊した地蔵小屋の仮宿を自宅前の空き地に作って安置し、近隣住民の心の拠り所となるような活動も行っていた。

この地区に住む理由を投げかけると「ここは古里。景色もいいし、地区行事の花火大会などある。自宅の周りは知った人ばかりだし、コミュニティもしっかりしている」と即答した。災害はとても怖いですが、日常の生活を通してそれ以上のものを返してくれるのが古里である。益城町には素晴らしい景観があり、そうした心に刻まれた記憶は、簡単に変えられるものではない。自宅前の駐車場でインタビューを行っている最中も、前を通る多くの方々が、H氏に一言挨拶をしながら通り過ぎるなど、地区全体がひとつの家族のような繋がりが伝わってきた。

S氏は、様々な場面で柔軟な対応が不可欠との認識を示した。具体例として、画像3のような公営住宅への入居に際し、一代限りの条件としてペットと一緒に入居を認めていた。また、避難路・避難整備事業の工事契約率が60%に満たないが、これは地域住民との合意形成の遅れと説明した。地域の避難路が広がるのは賛成だが「うちの土地はとらないで」と総論賛成・各論反対とのことだ。具体的には、県道熊本高森4車線化と区画整理地区が重複する地域



画像3 益城町営住宅宮園第2団地  
2021.10.23 筆者撮影

<sup>\*14</sup> 平成28年熊本地震 益城町による対応の検証報告書(平成29年11月熊本県益城町)のP30~31より。



となるが、町が区画整理を発する前に新築した住宅が約100軒あり、極めて困難な話になっているとした。

W氏は、開店早々の頃は仮設で暮らす地元の方が多かったが、最近は復興住宅が整備されて、そちらに入居した人が来なくなり、民間アパートから復興住宅に入居した方が来るようになった。また、町の復興計画には無理があり、区画整理そのものに反対している人も多いとのことであった。

#### 5-4. 見えた課題

熊本に多くの人は、少なくともここで大きな地震が起きるなどとは考えもしていなかった<sup>\*15</sup>。まず、地震に対する対策が形だけで地震への備えは隙だらけ、震災直後の住民に対するさまざまな行政サービスがあらゆる面で滞った。本来町役場が先頭になって行うべき対応・対策が、職員の参集状況すら把握できず、初動対応からつまづいていた。

次に、W氏は避難所に行ったら健康だから断られたことの話をしたが、これは、福祉避難所に一般の避難者が押し寄せたことで要配慮者等の受け入れがスムーズにできなかったことと関係している<sup>\*16</sup>。避難所には、さまざまな事情を抱えた住民も集まるが、その中で特に留意が必要なのは、支援を必要としているのに自宅等に留まる可能性が高い障害者を含む要配慮者、高齢者、子供、女性たちなどへの対応である。本来、地域コミュニティが大きな役割を果たすのだが、行政側から住民に対して福祉避難所の利用に係る周知がされていなかった。

三点目が、さまざまな場面での意識の差がかいま見られた。S氏は、避難路・避難整備事業に関して合意形成の遅れを指摘した。被害の大きな所とそうでない所では、区画整理の必要性は認めるものの、復興事業そのものに対する温度差として表出していた。また、町への転入者では、若い世代と単身者が増加しているとの感触を示した。これは熊本市内よりも安く家を建てられることも一つの理由だ。H氏は自力で自宅を再建したが、金銭的問題で自宅を建てられない人は数多くいるとし、W氏は、年金生活者は家の再建はできないとした。被害の大小、年代や生活スタイル、経済的な面でも格差が現れていた。

このような温度差は、地震に対する意識の風化の差、地域住民の世代間での意識の差、居住スタイルでは経済的な差となって、熊本日日新聞によるアンケートと同様の結果として読み取ることができた。

最後に、H氏、W氏とも高齢者だが、ソーシャルメディアを駆使して適時有用な震災情報入手していたのであろうか。H氏は、前震で避難した際には情報が何も入らなかった事と

<sup>\*15</sup> 平成28年 熊本地震熊本市消防局活動記録誌 第6章 職員手記～それぞれの熊本地震～2. 各所属職員の手記 P236より。

<sup>\*16</sup> 福祉避難所については、事前の特養施設等と協定を結んでいたが、住民への福祉避難所の周知ができていなかったため、一般の避難者が押し寄せたこと、マンパワーや設備が不足したことや、施設自体が被災したことで、一般の避難所での生活が困難な人の受け入れがスムーズにできなかった。平成28年熊本地震益城町震災記録誌(令和2年4月熊本県益城町)のP56より(抜粋)。



娘がインターネットでアパートを探し見つけたと話した。W氏は避難した際に回覧とかチラシが回って来なかったことの話をした。この内容だけをもって判断はできないが、H氏は娘を介して町役場等の多様な情報を入手し活用できたが、一方、W氏は情報入手が脆弱<sup>\*17</sup>であったと考えられる。

また、復興・復旧には多額の予算が投じられたが、将来の財政に対する懸念について触れたい。益城町の財政資料では、国からの支援もあり、その地方債の発行に対する財政負担に大きな悪化は見られない。しかし、全国の類似自治体と比較すると益城町の職員数が多く、今後いかに抑制するかが課題との指摘<sup>\*18</sup>がある。少なくとも復興・復旧したインフラや新規事業等に係る維持管理などは、新たな支出となることから将来の負債であることを踏まえた財政運営は避けて通れない。

#### 5-5. 熊本地震から見えてきた沖縄における災害時の課題

熊本地震は、H氏の発言「震度3や4の地震は今まで何度かあったが、それらとは全く違った」にあるように、これまでと全く違う地震であった。沖縄本島や琉球弧に属する離島でも、震度1から5までの小さな地震はここ十年でしばしば生じている。近いものでは、平成22年(2010年)2月27日に発生した沖縄本島近海地震は沖縄本島糸満市で震度5を記録した。また、過去にさかのぼると、死者12,000人を数えた1771年4月24日に起こった「明和の大津波」のようなM8.5の大地震が起こる可能性はゼロだと言い切れない。

今回の熊本地震における震災直後の人々の動きと対応、それから熊本地震から5年を経てもなかなか進まない復興計画は、「もしも沖縄で熊本地震規模の震災が起きたら」という仮定の下では、災害発生時の対応と復興計画を考える際に、多いに役立つものとなるだろう。

#### 謝 辞

今回の調査に協力して頂いた益城町役場S氏、M地区区長H氏、K地区食堂店長W氏には、ご多忙中にも係わらず貴重な時間を割いて頂きました。この場をお借りして厚くお礼申し上げます。特にH氏には、体験談の他、現地で復興状況のご説明をして頂くなど、述べ2日間に渡りご協力を頂きました。ありがとうございました。

本研究は、沖縄大学、2021年度地域研究所共同研究班、「沖縄における自然災害・戦争災害等の多様な災害の総合的研究」の研究成果の一部である。

#### 文 献

気象庁 2018『技術報告第135号(平成30年9月気象庁)』

<sup>\*17</sup> インターネットを介して、益城町災害FM(周波数89.0MHz)、益城町ホームページ、広報ましき災害臨時号等へアクセスが可能であった。

<sup>\*18</sup> 令和3年(2021年)4月20日付熊本日日新聞「財政の硬直化 将来に懸念も」より。

熊本日日新聞 2016『緊急出版 特別報道写真集 平成28年熊本地震発生から2週間の記録』  
熊日出版 (2016 (平成28) 年 5月20日)

熊本日日新聞 2016『熊本日日新聞特別縮刷版平成28年熊本地震 1カ月の記録 2016年4月15  
日～5月15日』熊日出版

読売新聞 2016『読売新聞特別縮刷版 熊本地震』読売新聞東京本社

## 資 料

平成28年熊本地震 益城町震災記録誌 (令和2年4月熊本県益城町)

平成28年熊本地震 益城町による対応の検証報告書 (平成29年11月熊本県益城町)

平成28年熊本地震 熊本市消防局活動記録誌 (平成30年3月熊本市消防局)

平成28年熊本地震 学校・幼稚園・保育園からの教訓 (令和2年3月熊本県益城町)

東日本大震災職員の証言(想い)「そのとき、それから、これからあの日を忘れない」(平成  
24年3月宮城県土木部)

## 参考URL

益城町 ([mashiki.lg.jp](http://mashiki.lg.jp)) 閲覧日 (2022/2/1)

熊本県ホームページ ([pref.kumamoto.jp](http://pref.kumamoto.jp)) 閲覧日 (2022/2/1)

熊本市ホームページ ([city.kumamoto.jp](http://city.kumamoto.jp)) 閲覧日 (2022/2/1)

## ベトナム中南部における電源開発と住民の生活環境への影響

吉 井 美知子\*

### Power Development in the Central Southern Vietnam and the Environmental Impact to the Local People's Life

YOSHII Michiko

#### 要 旨

本稿では、電源開発の進むベトナムで、先住民族の居住地域に集中する再エネ開発の生活への影響、原発計画撤回への住民の評価、そして日本資本による石炭火力の問題について調査結果を報告する。

キーワード：ニントゥアン省、再生可能エネルギー、ヴィンタン、ブンアン、チャム人

#### はじめに

##### 1. 調査の背景

2016年11月、ベトナム政府はニントゥアン省での同国初の原発建設計画を白紙撤回した。2009年より計画が進められ、ロシアと日本から2基ずつを導入の予定であった。同省はベトナム南部の海岸に面し、周辺諸省と比べて著しく経済発展が遅れ、また先住民族チャム人7万人が集住する場所でもある。

原発が撤回になったと同時に、太陽光や風力の発電所が林立し始めた。チャム人の村で放牧地を潰し、広大な土地が太陽光パネルと風車で覆われている。また、日本資本も参加して隣接するビントゥアン省の省境近くに巨大な石炭火力発電所が建設された。既設の火力ではすでにチャム人を含む地元住民が健康被害に遭っている。2015年4月には、大規模な抗議行動も起こった。

日本が投資者としてかかわるこれらの石炭火力発電、そして主としてベトナム資本で増え続ける再生可能エネルギー発電施設について、先住民族チャム人の生活環境の側面に着目し、

\* 沖縄大学人文学部

問題点を提示したい。

## 2. 調査の目的

原発が撤回されて再生可能エネルギーが大発展中の南部ニントゥアン省、同省に隣接して建つヴィンタン石炭火力発電所の立地するピントゥアン省、そして2016年に製鉄所から海洋汚染公害を出したフォルモサ社に隣接してブンアン石炭火力発電所を建設中の中部ハティン省、以上の全三省をフィールドとして調査を行う。

省人民委員会資源環境局、県人民委員会資源環境室、社人民委員会それぞれで担当者から聞き取りと現場見学、主としてエネルギー産業関連における住民への環境影響、今後の開発計画の見通し、原発撤回への評価等を明らかにする。また村民への聞き取り調査を通し、生活上の問題点やフォルモサ公害事件の影響について住民目線での現状評価を明らかにしたい。

## 3. 調査の方法

調査は2022年2月25日（金）～3月8日（火）、12日間をかけて実施した。ベトナム国家大学ホーチミン市人文社会科学大学ベトナム東南アジア研究センター長、チャンディンラム教授（開発経済学）、同センター元副センター長、タインファン教授（民俗学）、筆者、の3名の共同研究であり、出張には大学職員と学生各1名も加わった。



写真1：左よりラム氏、ファン氏、吉井  
(TT An撮影)

ニントゥアン、ピントゥアン、ハティンの三省において、省（Tỉnh）、県（Huyện）、社（Xã）レベルの各人民委員会で環境問題の担当者あるいは社主席（Chủ tịch Xã、日本の村長に当たる）を表敬訪問、域内の環境について聞き取りを行ったあと、現場を見学させてもらった。ただしヴィンタン火力、ブンアン火力の地元の人民委員会については、コロナ禍を理由に訪問を拒否された。

## 4. 本報告書の構成

第I章ではニントゥアン省の先住チャム人に太陽光、風力発電が与える環境影響について概説する。続く第II章でヴィンタン、ブンアンの両石炭火力について報告する。第III章で撤回になった原発計画への住民の評価について述べたあと、「おわりに」で結論をまとめる。

## I. ニントゥアン省のチャム人と再生可能エネルギー

### 1. 省内の再生可能エネルギーの現状

ニントゥアン省は格言で「ファンのように風が吹き、ランのように陽が照る」<sup>1</sup>と語られるように、年間を通して風が吹き、陽がよく照る。

調査で入手した資料、ニントゥアン省報告書第115号2021年4月2日付によると、2020年までに25カ所で計1,508MW分の風力発電が開発され稼働している。そのほかに9カ所の計画が申請中である。そして、2030年までに1,429MW分の風力発電が新たに稼働する計画となっている。

また同報告書によると、太陽光発電所は2020年までに63カ所、計4,527MWが稼働しており、今後はさらに79カ所で計9,448MWを開発すると目標を定めている。

さらに今後は洋上風力も計画されている。2025年までに1,220MW規模を4カ所で、2030年までに3,160MW分を追加して計11カ所で発電する計画である。

これらの紙上の数字は、実際に現場を回ってみると具体的に目に入る。前回訪問の3年前と異なり内陸には風車が所狭しと立ち並び、海岸や山沿いの乾燥地はびっしりと太陽光パネルに覆われている。海岸の砂丘にも、山沿いのため池の水上にも設置されているほか、放牧地や野菜栽培と共有する高床の太陽光パネルもあった。

政府の投資推進策を受けて、国内民間企業が陸上風力と太陽光発電に投資している。洋上風力についても、立地の策定を進めるとともに投資を呼び込んでいるという。



写真2：チャム人の村と風車



写真3：太陽光パネルの下で薬草を栽培

(TT An撮影)

### 2. 先住チャム人への影響

原子力や石炭火力に比べて環境影響が少ないとはいえ、あまりに急激な変化に住民への影響が心配になる。しかも投資額を抑えるために、地価のより安い乾燥地を選ぶため、内陸に立地するチャム人の村落が狙われるのである。

<sup>1</sup> 「ファン」は「強い」の意、「ラン」は「炒る」の意で、合わせた「ファンラン」はニントゥアン省の省都の名

省内トゥアンバック県スアンハイ社アンニョン村在住でチャム人共同研究者のタインファン教授によると、同村周辺にも風車が林立するが、村のチャム人は土地を手放して多額の補償金を手に入れた。もともと乾燥地で農地としての価値は低い。生まれて初めての大金を手にして、皆大喜びで家を新築する。しかし牛の放牧地は減り、より遠くなり、結局農業が衰退、次世代は町へ働きに出ることになるという。

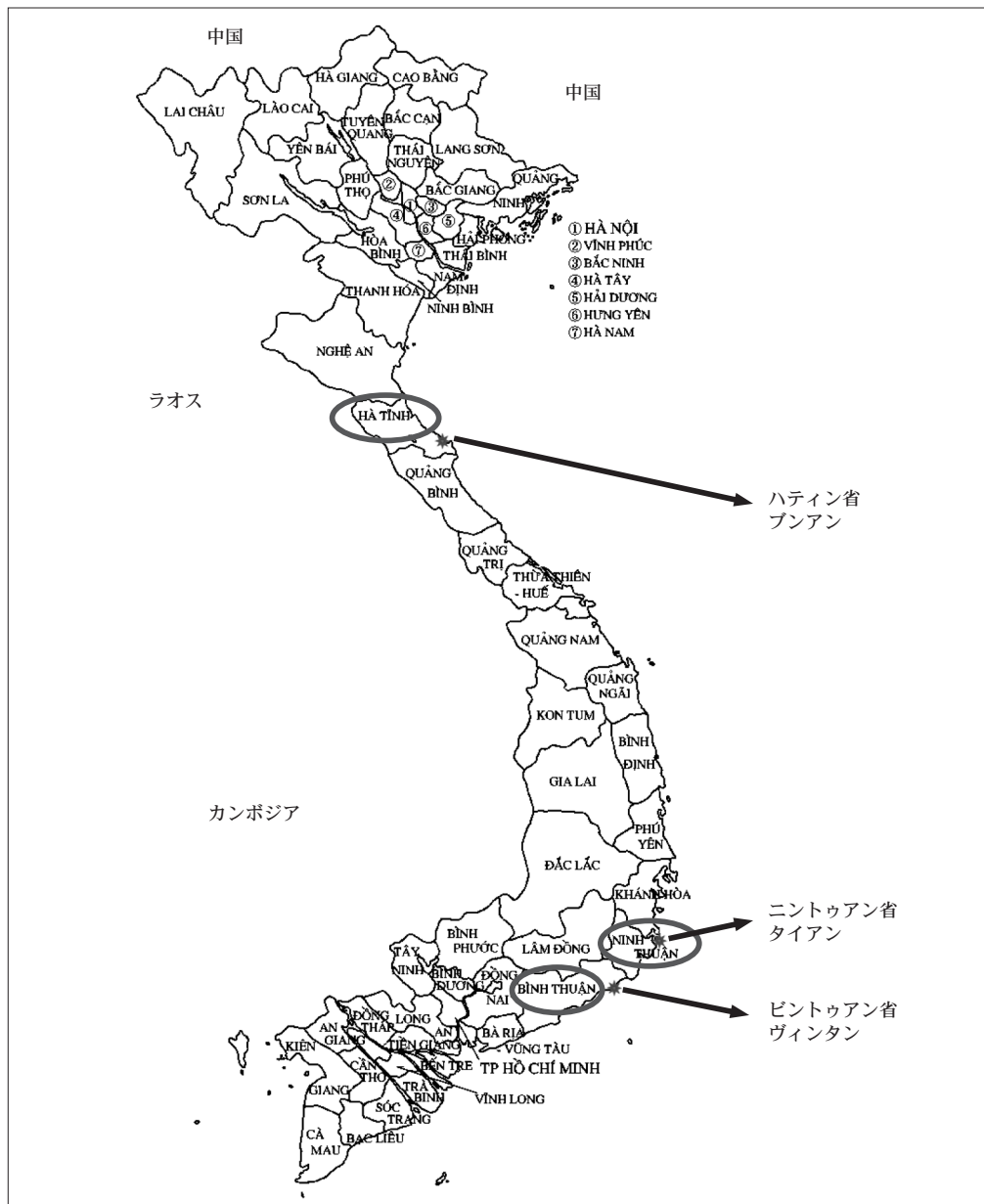


図1：ベトナム全国地図と訪問先  
出典：日本ベトナム交流促進センター HPをもとに筆者作成



チャム人のバラモン教寺院、ポーロメで出会ったチャム人農民女性らは、太陽光発電のために農地を手放したが、補償金をもらえたのでうれしいと語っていた（写真4参照）。

再エネでの健康被害は出ていないという回答が、各人民委員会で聞き取れた。ただしトゥアンナム県人民委員会では、担当者が席を外した際に、別の係官から「風車から3km離れた住民が、夜間の騒音で苦情を言っている」との発言があった。

またアンニョン村では、田んぼの鷺を始めとする鳥類が激減、林立する風車の影響ではないかとティンファン教授は述べる。

ニンフオック県フオックフウ社バゾン池では、国有の池を業者に貸し出して水面で太陽光発電が行われている。村の共有池が柵で囲われ、放牧牛が水飲み場に入れない。農民の苦情で、柵の設計を改変し、自由に水飲み場が使えるように配慮した。

このように、個別に問題点は挙げられるものの、一大反対運動などは存在せず、現在のところチャム人住民は概ね満足してこれらの再エネ施設を受け入れているようである。



写真4：「うれしい」と語ったチャム人女性（真ん中のふたり）とチャム寺院



写真5：放牧の牛と風車（TT An撮影）

### 3. 省資源環境局の心配

省や県の資源環境局担当者は住民の生活への環境影響はないと述べる。最も心配なのが、太陽光パネルの処分問題である。太陽光パネルは主に中国製で、一度に大量に使われ始めたものが20～25年後、同時に寿命を迎える。

新品の納品時にも不良品が混じり、廃棄されている。悪天候等の影響で使用中に破損して廃棄される。少量なので敷地内に放置してあるが、寿命時の廃棄量は省内で数万枚になり、今から頭が痛い。逆に日本ではどうしているのかと尋ねられてしまった。

発電所よりも、廃棄物処理の技術支援が望ましい。

#### 4. ニントゥアン省のチャム人と開発

ニントゥアンにベトナム初の原発立地が決まったのは、多数民族キン人が自分たちの思い入れの少ない、もと外国を狙ったのではないかと考えていた。同省はもとパンドゥランガと呼ばれ、チャム人の立てたチャンパ王国の最後の拠点である。19世紀半ばに王国は滅びた。

しかしこれは逆かもしれない。あまりコメの取れない乾燥地の同省に多数民族キン人は多く住まず、そのためチャム人が居住する空間が残り、周辺諸省に比べて産業が発達せず貧困な同省を開発しようと中央政府が原発立地を決めたとも考えられる。

風力と太陽光は、そのニントゥアン省でチャム人が集中して住む村ばかりが狙われて設置されているように見える。これも始めは弱者を狙ったのではと考えた。しかし調査するうちに、民間企業がなるべく安い土地を求めた結果、最も痩せた乾燥地で放牧を営むチャム人の土地が再エネ投資に最も適していると自然に分かったのであろう。

現状では健康被害等があまり聞かれないが、短期間の集中的開発の状況のなか、今後も影響を注視する必要があると考える。

## II. 石炭火力発電所と住民

### 1. ベトナムの石炭火力

ベトナムでは2020年の統計で、電力の50%が石炭火力で賄われている（海外電力事情調査会）。フランス植民地時代に開発された石炭産出の歴史がある。しかし現在は品質の問題から、石炭はオーストラリアやインドネシアからの輸入に頼る。

2022年4月に発表された「2021～2030年国家電力開発計画及び2045年までのビジョン」では世界的な二酸化炭素排出削減の動きを受け、2030年に石炭火力の比率を25.7%、2045年には9.6%に削減するという（VIETJO, 2022b）。また同計画では建設中の石炭火力発電所は事業を継続し、新たな発電所は設けない（同掲書）となっているが、その「建設中」に滑り込みで間に合った発電所のうちの一カ所が、日本がJBICを通じて資金を投じて支援し、三菱商事が手掛けるブンアンNo. 2である。

また2021年2月には三菱商事が投資を予定していたヴィンタンNo. 3からの撤退を発表した。ヴィンタンとブンアンで日本の関わりという面では明暗が分かれた。

### 2. ヴィンタン

ヴィンタン（日本では「ピンタン」の表記もある）は、ビントゥアン省東部の海岸に位置し、ニントゥアン省との省境からもわずか20km程度と近い。

2000年代より石炭火力発電所建設の計画が進み、ヴィンタンNo. 1からNo. 4までのうち、まずNo. 2（1,245 MW）の建設が2010年に始まった（Global Energy Monitor）。資金の出所も建設工事も中国である。2014年に稼働、現在も発電中である。これが2015年に大公害問題を引き起こす。

同年4月、発電所からの大気汚染被害に怒った住民が国道1号線を30時間に渡って閉鎖、

大混乱となった。公害の原因は石炭灰がトラックで運搬中あるいは近隣のヤードに積まれた後、風で舞い上がったことにある。

省人民委員会の環境局長から聴き取ったところ、その後ヴィンタンNo. 1 (1,200MW) 以外にNo. 4 (1,200MW)、No. 4 拡張 (600MW) が追加で建設されて稼働中であるが(写真6参照)、公害は出ておらず住民の心理は落ち着いているという。No. 2 およびNo. 4 の灰は工場の北、2 kmの山側に36 haほどのヤードが用意されていて、水を撒いたりカバーを掛けたりして飛散を防ぐ。対してNo. 1 のヤードはすでに90%が満杯になっている。灰の60%をセメント材料としてホーチミン市方面まで運搬して再利用し、残り 40%だけを廃棄する。



写真 6：ヴィンタンNo. 4 とNo. 4 拡張  
(TT An撮影)

住民からの聴き取りでは、離れたニントゥアン省でも、夕食の白ご飯に灰が飛んで黒くなったという話、発電所で働く家族が呼吸器系の病気で若くして亡くなった話など、否定的な見解がいくつか見られた。

中国資本で始まり、建設時も中国から大挙して業者や労働者が押し寄せた。単なる公害だけではなく、文化摩擦の側面もある。2018年6月には、中国資本の進出に反対してベトナム全国で大規模な市民運動が起こったが、なかでもヴィンタンに近いファンリーの町では人々が人民委員会の建物に焼き討ちをするなど、沖縄の「コザ事件」を想起させるような騒ぎとなった。ヴィンタン火力での不満が輪をかけたものと思われる。

日本との関係では、No. 4 およびNo. 4 拡張に三菱商事が建設工事を受注しているほか、JBICの融資も入っている。タービンと発電機は東芝製である。省人民委員会環境局長によると、「日本製なので、(中国製と違って) 住民は信頼している」。しかし環境配慮には日本国内より緩い基準を使用しており、住民の健康被害が心配である。灰による大気汚染以外には、海洋汚染による漁業被害、騒音被害等も挙げられている。

2021年2月、三菱商事がヴィンタンNo. 3からの撤退を表明した。

### 3. ブンアン

ブンアンはベトナム中部ハティン省の海岸に位置し、すでに国内投資で建てられたブンアンNo. 1 (1,200MW) が2014年より稼働している（写真7参照）。



写真7：ブンアンNo. 1。No. 2はこの隣に建つ  
(TT An撮影)

周辺は農漁村が点在し、少数派のカトリック教徒が多い。わずか10km離れた場所に、2016年春、一大海洋汚染災害を引き起こした台湾系の製鉄所、フォルモサ・ハティン・スチール社の工場が立地している。

ブンアンNo. 1に隣接する形で、ブンアンNo. 2の建設が2020年に始まっている。世界的な二酸化炭素排出削減の動きのなか、ベトナム政府が新規に建設をしないと宣言する石炭火力発電所の最後の一基になるかもしれない。

英国系銀行は融資を撤回、三菱商事は前項のヴィンタンNo. 3への投資は撤回したが、ブンアンNo. 2については日越国家プロジェクトを理由に続行、そればかりかJBICからの協調融資も決まっている。

ハティン省で工場が建つのはブンアンとフォルモサの一带だけである。フォルモサは単なる一軒の工場ではなく、一工業団地全体を一社に提供したかのような果てしない敷地が広がる。またブンアンでは、火力発電所と小規模な港湾以外に特に目を惹く工場もない。

13km離れた内陸の農村では、以前は工場方面から黒い煤煙が飛び雨水にも混じっていたとの証言があった。フォルモサ製鉄所内の石炭火力かブンアンNo. 1かからの公害であろう。また海岸のヌオックナム生産者は、フォルモサ事件の後、2年間は製品が売れなかったと言う。

フォルモサから国道を南へ走ると、工場のため移転になった真新しい村落がある。リゾート施設を壊して新たな住居を建て、立派な新築教会もあった。現地に行ってフォルモサ事件の悲惨さを五感で体験することができた。

ここにさらなる石炭火力を建てて何になるのだろうか。電力消費地は遙か彼方のハノイで

ある。送電のロスも大きいし、地元には太陽光発電所もできていた。大公害で痛めつけられた地域に、さらなる公害源は不要だと感じる。

#### 4. 石炭火力発電所の問題点

ブンアンNo. 2以外にも、日本企業はベトナム国内でヴァンフォン（カインホア省）、ギソン（タインホア省）といった石炭火力へ投資している。

ヴィンタンNo. 2やフォルモサ製鉄所の例に見るように、これらの石炭火力建設地はすでに過去の汚染で環境が痛めつけられている。中国や台湾の工場に比べて、環境基準は厳しく品質もよいとしても、すでに破壊された環境にさらに負荷をかけることは明白である。

また、石炭は海外から輸入され、発電した後に出る石炭灰の再利用は一部に留まる。立地地元は人口密集地ではないので、電力はホーチミン市やハノイに送られて消費される。地産地消のエネルギーではない。

すでにベトナム政府が今後は新設しないと宣言している以上、たとえ建設中であっても石炭火力を見直す度量が、日本に求められているのではないかと考える。それが最も、日本がベトナムの人々から感謝される方法ではないか。

### III. 原発計画のその後

#### 1. 概要

2009年、ベトナムは国会で同国初の原発建設を決議した。翌年、立地はニントゥアン省2カ所に決定、第一原発をロシアに第二原発を日本に発注することとなる。3.11の福島第一原発事故を経た後も日本の原発輸出計画は続行され、2011年12月にはベトナムと原子力協定を締結、建設準備が進む。

しかし2014年ごろから進展が遅れ、着工予定がずれ込む。そして2016年11月、ベトナム国会が再び決議を行い、原発計画は撤回された。日本に対しては、技術的問題ではなくベトナム側の財政問題が理由である旨が強調された。

日本の二基が建設予定だったのは、省都ファンランの北東20km、人口2,000人の農漁村、タイアン村であった。村全体の移転が実施されないまま撤回となった。先行するロシアの二基は、ファンランの南20kmの漁村で、撤回時にはすでに住民移転、整地、インフラ整備が進んでいた。

#### 2. 再燃

このように一旦は白紙撤回とされた原発計画だが、ニントゥアン省ニンハイ県人民委員会の環境担当者からは、「原発計画はあくまで一時中止であって、完全撤回ではない」との発言があった。

実際、2020年7月には計画再開についての議論が報道され、ロシアの二基が進むのではとの懸念が上がった（Tuổi trẻ online 2020）。結局そのまま沈静化したが、最近では2022年3月、第8期電力計画草案に原発を盛り込むとの商工省の方針が示されたが（VIETJO 2022a）、



結局党中央が同意しなかったと見られ、その後発表された計画から「原発」の文言は消えた (VIETJO 2022b, 2022c)。

ロシアの原発用地はすでに住民移転が完了して道路や送電線のインフラも整備されている (写真8参照)。いつでも原発計画が再開できそうな状態で残っているため、今後も観察を続ける必要がある。



写真8：ニントゥアン第一原発予定地  
(Tuôi trẻ online 2020)

### 3. ニントゥアン省内の人民委員会で

調査ではニントゥアン省内で、省レベル1ヶ所、県レベル3ヶ所、計4ヶ所で地元の環境問題担当者から聴き取りを行った。主として省内、県内の再生可能エネルギーについて質問を投げたが、話が進むうちに、どの担当者も問わず語りに過去にあった計画として原発に言及していた。表2にその内容をまとめる。

表2：省内人民委員会における原発についての発言内容

発言者の所属先	内容
ニントゥアン省	省内には一時原発計画があったが、投資しなくてよかった。太陽光や風力があるので必要ない。
同省トゥアンナム県	県内にロシアの第一原発が建つ予定だったがキャンセルになった。なくてよかった。代わりに太陽光発電を進めている。
同省ニンフオック県	隣県のロシアの原発については、チャム人も含め8割以上の住民が建設に賛成、残りの人々が安全性を心配していた。立場所は砂丘や岬の風景が美しく、原発よりも観光開発したほうがよい。建設工事を見込んでホテル開設を予定していたような業者は残念がっていると思う。
同省ニンハイ県	県内の日本の第二原発が中止になったことで、住民は皆喜んでいる。放射能への恐れと地震など天災への不安、そして計画が伸び伸びになっている間、土地取引や新築工事等すべて禁止され経済活動ができず不満だった。

出典：聴き取りをもとに筆者作成

表2から分かるように、本来国の政策を実施する立場の地元人民委員会内で、たとえ資源環境担当とはいえ今回聴き取った公務員全員がもれなく計画中止に賛同していたことは注目



に値する。特にニンハイ県では30歳前後とみられる若い担当者が対応、個人的意見を尋ねたところ逡巡しながらも、「計画が止まってよかったと思います、子育て中なので。」という発言があったのが印象的であった。

#### 4. タイアン村はいま

タイアン村はニントゥアン省ニンハイ県ニンハイ社にあり、人口2,000人の農漁村である。2009年に日本のニントゥアン第二原発の立地が決まり、全村を1 km離れた場所に移転させ建設する予定であった。省都ファンランから村に通じる道路は格段に整備が進んだが、その後の計画は延期に次ぐ延期で、10年間ほど住民は宙ぶらりんの状態に留め置かれた。

今回訪問してみると、村の特産品のブドウが村内各所で栽培され、以前よりも観光ブドウ園が増えた。コロナ禍のなか国内観光客が次々と訪れ、ブドウ狩りを楽しんでいる。

経営者（30代男性）に話を聞くと、原発で土地を接収されなくて済んだ、原発はないほうが安全でよい、おかげで観光開発ができると、計画撤回を大歓迎していた。周囲の村人も皆、大喜びしているとの由であった。



写真9：タイアン村のブドウ園  
(TT An撮影)

果樹園にはカフェや土産物店も併設し、干しブドウやワインなどの加工品も飛ぶように売っていた。タイアン・ブランドの商品が原発に代わって地域おこしに活躍している。

村の漁港近くのカフェ経営者（50代男性）に話を聞いた。村中で原発がなくなったことを喜んでいる、何度も推進の説明会が開かれたが、フクシマ事故のことを聞いて心配だった、雇用が生まれるなら観光産業のほうがよい、移転先も考えていなかった、とにかくなくなってうれしい、との由であった。傍らの義母（81歳）は、もし原発ができていたらこんなに長生きしていなかったと述べていた。

計画進行中の10年間は家の普請や新增築、道路舗装等が一切できず村民は大変不満だったが、今は真新しい家が見られる。計画中止後にやっと工事ができた。

できなかった原発が、その計画だけで住民に大きな迷惑をかけていたことが浮かび上がる訪問であった。

#### おわりに

本稿を執筆中の2022年4月28日、新聞にベトナムで電力不足の懸念があるという旨の記事が出た（日経 2022）。ロシアのウクライナ侵攻に伴う国際的な石炭価格の上昇が影響しているという。そして、コロナ禍による経済活動の停滞にもかかわらず、ベトナムの電力消費量は2021年で前年より約4%増えている（同掲書）。

しかし本稿第1章で聴き取ったニントゥアン省各人民委員会の環境問題担当者は、「これだけ太陽光と風力に投資をして多くの発電所が稼働しているのに、出力調整がかかって発電量の一部分しか売電できないでいる」と証言していた。送電線の容量不足がたたっているという。一般家庭で家の屋上に設置する太陽光パネルからも、新たな売電は受け付けられていない。

送電線を石炭火力優先で使っていないか。この状況は、例えば九州電力管内で、原発の電気を優先して太陽光や風力を制限している状況にそっくりだ。

ビントゥアン省の奥地で見学した水力発電所では、太陽光が発電できない夜間にだけ水を落としてタービンを回し、発電するという方式が取られていた。太陽光を優先しているのである。

日本からベトナムに協調融資を行うなら、ブンアンNo. 2やヴァンフォンではなく送電線網の整備を支援してはどうか。あるいは、ニントゥアン省の各県で担当者が頭を抱え込んでいた問題に応じて、太陽光パネルの再利用あるいは処分方法について技術協力を提供してはどうだろうか。

今回の調査で回った各地域では、大気汚染公害を出したのは「中国」の石炭火力であり、フォルモサの海洋汚染公害は「台湾」の製鉄所であった。それぞれ出所のレッテルが貼られて、「だから中国製は…」 「だから台湾製は…」 と不評になっていたが、日本製はどこでも大変に評判が高かった。それはこれまでベトナムで実績のある高品質のバイクであったり、カメラであったり、さまざまな「日本製」が残してきた功績であろう。

同様にヴィンタン石炭火力は、大公害を出した中国製ばかりが目立って、後から参加する日本の作った部分は「安心」となるのだろう。

しかし、どんなに優秀な火力発電所であっても、ないよりはあったほうが公害を出す。そして廃棄処理に困る太陽光パネルであっても、太陽光そのものはベトナムに降り注ぐので、世界のどこかで戦争があってもあまり影響は出ない。風力に至っては、ニントゥアンの通常の気候では、およそ不足することは考えにくい。

やれ戦争だ、やれ電力不足だと騒ぐ前に、今ある資源が十分に生かされているのか、無駄がある場合はそれをどうしたら無くせるのか、そしてなるべく外的要因に左右されない方法で、しかも地元住民の生活環境を悪化させないで電力を得ていく方法を考えていくべきであろう。それはベトナムに限らず、私たちが暮らす日本でも同じことである。

そして投資先で政権を持つ多数派が少数の弱者に公害を出す迷惑施設を押し付ける構図に、先方の国内問題だからと眼をつむって加担することは、これまで築き上げられてきた日本ブランドへの信用を失うことになりかねない。国民の税金を使ったODA資金はもちろんのこと、民間企業においても地元住民への環境影響を十分に考慮した支援や投資が求められる。

## 謝 辞

共同研究者チャン・ディン・ラム教授（ベトナム国家大学ホーチミン市人文社会科学大学）およびタイン・ファン教授（同大学）、同じく共同研究者で研究発表の場を主催して下さった木口由香氏（メコン・ウォッチ）、報告書にコメントを下さった遠藤聡子氏（同団体）に心よりお礼申し上げます。

本研究は特定非営利活動法人「非営利・協同総合研究所いのちとくらし2019年度研究助成」、および公益財団法人「平和中島財団2021年アジア地域重点学術研究助成」をもとに実施した。ここに記して貴重な支援にお礼申し上げます。

## 参考・引用文献

- 朝日新聞 DIGITAL (2021)「成長か環境か、悩むベトナム 電力支援、問われる日本」5月9日付、  
<https://digital.asahi.com/articles/ASP5800KVP42ULFA02L.html> (2022/04/24)
- 海外電力事情調査会「ベトナム」<https://www.jepic.or.jp/data/asia06vtnm.html>  
(2022/04/21)
- 栗原浩英 (2020)「ベトナムが直面する環境問題をめぐって」豊田知世ほか編著『現代アジアと環境問題』花伝社、第5章、pp.128-146
- 日本経済新聞 (2018)「ベトナム製鉄、能力2倍 JFE系出資 第2高炉、今夏稼働」1月22日付、p.5 企業
- 日本経済新聞 (2022)「ベトナム、電力不足の懸念 石炭高騰、代替まならず」4月28日付、p.10 国際アジアBiz
- 日本ベトナム交流促進センター HP、[https://www.jpvn.org/area/prov\\_name.html](https://www.jpvn.org/area/prov_name.html)  
(2022/04/29)
- Tuổi trẻ online (2020) , *Khởi động lại điện hạt nhân?* 17/07, <https://tuoitre.vn/khoi-dong-lai-dien-hat-nhan-20200717080110914.htm> (25/07/2020)
- Ủy ban Nhân dân Tỉnh Ninh Thuận (2021) , *Báo cáo : Tình hình phát triển năng lượng tái tạo trên địa bàn tỉnh*, 02/04, Số 115/BC-UBND
- VIETJO (2022a)「商工省、第8期電力計画に小規模原発の開発を盛り込む方針」3月15日付、<https://www.viet-jo.com/news/economy/220315185120.html> (2022/04/24)
- VIETJO (2022b)「第8期電力計画、原子力発電開発は盛り込まず 首相が結論」4月4日付、<https://www.viet-jo.com/news/economy/220420133434.html> (2022/05/05)
- VIETJO (2022c)「第8期電力計画、石炭火力削減し再生可能エネルギー増加へ」4月20日付、<https://www.viet-jo.com/news/economy/220420133434.html> (2022/04/21)
- Vietnam News (2022) , *Ninh Thuận all charged up over renewable potential*, 10/04  
<https://vietnamnews.vn/environment/1172025/ninh-thuan-all-charged-up-over-renewable-potential.html> (15/04/2022)

- Vietnam+ (2022), *Ninh Thuận strives to become renewable energy hub*, 13/02  
<https://en.vietnamplus.vn/ninh-thuan-strives-to-become-renewable-energy-hub/221844.vnp> (15/04/2022)
- 吉井美知子 (2016a) 「日本の原発輸出とベトナムの先住民族への人権侵害」 東アジア共同体研究所 琉球・沖縄センター紀要第2号、那覇、pp.75-87
- Yoshii, Michiko. (2016b) *Indigenous Cham People and the Nuclear Power Plant Project in Vietnam*, Cahier d'études vietnamiennes, No.24, Université Paris Diderot Paris 7, pp.83-109
- Yoshii, Michiko (2018) *A Study on Indigenous People and NIMBY Facilities -The Case of the Cham people around Ninh Thuan Province, Vietnam -*, *Regional Studies*, Vol.22, Okinawa University Regional Studies Center, pp.111-130

## 書評「宮崎滔天伝 龍のごとく」（上村希美雄-葦書房）

緒 方 修\*

### Book review “The biography of Toten Miyazaki; like the Dragon”

OGATA Osamu

#### 要 旨

「日中革命」という途方もない夢に憑かれた男、宮崎滔天。彼は明治以来の日本が辿った「脱亜論」（福沢諭吉）とは違い「入亜論」を貫いた。日中の若き志士たちと生涯交流を深め、中国と日本の革命に尽力した。彼らのアジアへの夢は日本の敗戦後、侵略主義として封印された。望ましいアジア主義を滔天の生き方とともに問い直す。

キーワード：宮崎滔天、アジア主義、孫文、中国革命

#### 第1章 アジア主義

玄洋社、宮崎滔天、頭山満・・・といったキーワードを基にいろいろと本を読み始めた。「謀反の児 宮崎滔天の世界革命」（加藤直樹）、「宮崎滔天伝 龍のごとく」（上村希美雄）、「頭山満」（嵯峨隆）、「玄洋社」（石瀧豊美）、「横井小楠」（徳永洋）、「アジアびとの風姿」・「アジアの思想史脈」（山室信一）、「幻影の明治」（渡辺京二）などの本である。なかには市販されていない小冊子もある。例えば「上塚周平逸話」というコピーの中に珍しい話を見つけた。上塚は徴兵検査を逃れるために、眼が悪い、それに全員を徴兵したら銃後の日本を支える人間がいなくなると訴えた。検査官はそれを認めて検査不合格とした。徴兵検査が始まったころは長男は除外された。だから婿養子に行き逃れる男子が激増した。しかし上塚周平のように正論を唱えて通った例は少ないだろう。上塚は奇人で知られた。のちに帝大卒では初めて移民としてブラジルへ渡り、移民の父と称えられた。

明治の日本から大陸アジアに渡った人々は、何を考えていたのだろうか？ 熊本に限って

\* 東アジア共同体研究所 琉球・沖縄センター 顧問  
沖縄県那覇市久茂地1-2-3 パレットパーキングビル2F ogata@okinawa-u.ac.jp

言えば、明治維新に乗り遅れ新天地を求めていた。これを直ちに中国への侵略と決めつける訳にはいかない。日本からすぐ近くには朝鮮半島、満洲がある。その向こうに広がる土地。北からはロシア、西からははるばるイギリスが狙っている。虎狼のような侵略者たちが吠える荒野が海の向こうに待ちかまえている。日本は、近代へ歩み始めたばかりの新参者だった。

近隣の悪い友達とは縁を切り、虎狼に対抗しなければ、将来は危うい。つまり西欧列強と同じ道を進め、という主張だ。これは福沢諭吉の「脱亜論」として有名だ。アジア蔑視、として評判が悪いが、その時代に中国大陸はイギリスの阿片に侵され、上から下まで腐っていた。こんな国が日本のお手本になるはずがない。「脱亜論」にはもちろん周辺諸国の中国、台湾、朝鮮半島の民衆たちへの配慮はない。時代の制約だろう。大日本帝国は、これらの国々に対しては、奇妙なことに同化政策をとった。植民地の人間たちを、それと認めようとせず「帝国」の中に囲い込もうとした。「差別」ではなく「同化」、この政策が逆に目の前にいる「地方」住民たちを見えなくした。

さて話の「枕」はこれくらいにして、本題に入ろう。「宮崎滔天伝 龍のごとく」は「宮崎兄弟伝」六巻の評伝を書いた上村希美雄氏による「ミニ滔天伝」である。熊本日日新聞に半年連載したものをまとめてあるので読みやすい。とりあえずここから入る。

### 「龍のごとく」

この本は2001年に出版された。帯には「大夢想家にして大反逆者」。“日中革命”という途方もない夢に憑かれた男の生涯を孫文や日中の若き志士たちとの交流を輪に描く。とある。滔天は明治3（1870）年生まれ。活躍した時代は1900年前後、今から120年も前の話だ。そんな前の話をなぜ今取り上げるのか？ 帯の文にもあるように、日中革命がキーワードだ。明治維新、当時は御一新と呼んでいたが、この「革命」が不徹底だ、と宮崎は考えていた。日本をさらに変えなければならぬ、中国の改革も共に進めなければ・・・と決意した。当時は革命とか改革という言葉より「謀反」と言っていただろう。宮崎家の家訓は「豊の上で死ぬのは男子何よりの恥辱」、「豪傑になれ、大将になれ」であった。そして明治10（1877）年、長兄の八郎が西南戦争で戦死した時に、父親が血を吐くような声で言った言葉が耳に残った。「よいか皆、宮崎家の者は今後一生、官の飯など食ってはならんぞ。」長兄の八郎は協同隊を組織して西郷軍に参加していた。「熊本民権党の中心人物として、つとに中央にも知られた逸材だった。」「ルソーの『民約論』を經典とする植木（\*地名）学校をつくり、県民会開設等にも奔走した。」自由民権を信奉する若者たちが、西郷軍に加わる？ 彼らはルソーを読み、泣きながら戦った、と言われる。熊本協同隊の行動は、西南戦争の謎の一つとして有名だ。八郎は「西南の役参加の理由を人に問われて「なァに西郷に天下取らせて、うまく行かねばまた謀反するさ」と答えた（後略）。」気分を出すために熊本弁にすると「なーんの、西郷に天下ば取らせち、ほどよう行かんごたるならまた謀反すつたい。」

滔天もまた「明治政府よ、いばるなら今のうちだぞ、やがて俺たちがひっくり返して、民



権の世の中にしてみせるから・・・」と夢を描いた。

八郎亡き後、民蔵が家督を継いだ。「民蔵は、兄八郎の遺志を受け継ぎながら、兄を超える地点で、新しい自分の課題を発見した（後略）」民蔵は明治18（1885）年前後には中江兆民の仏学塾にいた。兆民は兄八郎と旧知の仲だった。民蔵は自由民権運動の理論的指導者である兆民の指導を受けながら、「民権運動だけでは解けない一つの疑問が芽生えていた。」それは天賦人權論の基本とも言うべき権利だった。「彼の考えでは、土地は水と空気と同じく、天がつくって人類に与えたものであり、人と生まれた者はこの世にある限り、みな均（ひと）しく土地に対する同等の権利があるはずだった。」宮崎家は地方の豪農であった。周りには、生涯、土地を持つこともなく働き続ける小作人たちがいた。土地問題が片付かない限り、不平等はなくなる。農民たちは一生救われない。滔天は帰省した時に「5つ違いのこの兄が聖書のほとんどを暗唱できるほどよく読んでいた（後略）」ことに驚く。しかし民蔵は決して信徒にはならなかった。民蔵は徹底した合理主義者であった。「直接自然に参入せよ、人は誰しも自己の進むべき真の行路を発見しうるはずだ」と滔天に説いた。

すぐ上の兄彌蔵は喧嘩ひとつしない子で、父親は「お前のような意気地なしは、ご先祖の墓守りでもして日を暮らすのが落ちじゃろう」と嘆いていた。ところが明治20（1887）年、東京で再会した彌蔵は墓番どころか立派な政治青年に変身していた。

ここでこの本の本編とも言うべき「宮崎兄弟伝」（全6巻-葦書房）から滔天の兄弟のスケッチを引く。そこでは宮崎四兄弟をこう紹介している。

「宮崎八郎、民蔵、彌像、寅蔵（滔天）の四兄弟は、虚偽不正の国日本とは断乎としてつきあうことを拒否し、その志をつらぬいて死んでいった男たちである。」

三番目の彌蔵は当時の近代化路線である「脱亜入欧」の正反対を唱えた。「日本の革命を起こすためにはまず中国を革命し、そこを根拠地として全アジアの解放を果たすべきだ」と唱えた。アジアへの侵攻ではなく中国革命から日本革命、とベクトルが逆だ。そして全アジアの解放を視野に入れている。日本中心の大東亜共栄圏とも全く違う。

### 宮崎彌蔵の「入亜論」

彌蔵が滔天に説いた議論は次のように要約される。

- ① 人が世に立つ以上、一定の大方針が必要である。自由民権一家に生まれた者として、私は些（いささ）かそのことに心を労してきたが、たとえ日本に人民主権の国が成立したとしても、その国土の位置、力量ともに列強のアジア侵略の防波堤とはなり得ないと思う。
- ② 一方世界の現状はますます弱肉強食の度を強め、アジア人の人権など顧みる者はいない。アジアの中心は中国だ。この国を革命して共和制の国を打ち立て、アジア人民連合の根拠地とすれば、白人の帝国主義を押し戻し、世界の人道を回復することも、また夢ではない。

③ 要はこの大任に耐える人が、中国にいるのかどうかだ。私は決心して中国人に姿を変え、あまねく天下の英雄を探そうと思う。かの国は地広く、人は多い。いたらその人に協力して犬馬の労を尽くし、いなければ不肖みずからがその任に当たるだけだ・・・。

福沢は「脱亜論」でアジアを蔑視したが、彌蔵は「脱亜」ではなく「入亜」を選んだ。

兄の彌蔵は熱弁を奮って滔天に同志となることを求めた。しかし意外にも弟は同意しなかった。「自己の一回限りの生を中国革命のために捨てるのか」と問い返す。滔天はこの時、まだ18歳。キリスト教に入信し「世界一家・人類同胞の考えを奉じていた少年にとって、この世の中には、まだなすべき多くのことがあるように思われた。」やがて彌蔵は滔天の影響を受け、キリスト教に入信する。「数年後、滔天も完全に兄のアジア主義に合体し、その継承者ともなる（後略）。」著者の上村は「宮崎兄弟の夢が（中略）単に一片の空想として描かれたものではなく、必ず彼らの内面をめぐり抜けたものとして生まれた事実であることを、強調しておきたいと思う。」と記している。

## 第2章 日本留学生

宮崎兄弟が中国大陸への夢を語っていたころ、当の中国では海外へ熱い視線が注がれていた。1872（明治5）年には、120名の学童がアメリカに留学している。日本と同じ動機、と推定される。英・仏の艦船や武器と中国の貧弱な武装を比べ、まずは「堅船利砲」を進めようとした。ところが1894（明治27）年の甲午（日清）戦争における惨敗が「日本への留学運動の気運をもり上げらせる舞台を用意させた（後略）。」（「日本留学精神史」巖安生－岩波書店）

しかし清朝政府は、日本に留学する学生たちが自由にものを言い、革命を議論するようになることを恐れた。そして頑固派は永遠に留学生派遣を中止せよ、として日本文明の墮落ぶりを並べ立てる。－「日本の国、民徳久しく衰え、風俗淫乱にして、政府は腐敗し、天皇が上に於いて徒（いたづら）に虚名を擁し」ており、「日本が自ら号した維新なるものは有名無実なり」と－日本留学の虚妄を証明した。さらに日本の留学生誘致は、その学資を学校経費のたしにするためだ、と決めつけた。・・・とさんざん悪口を言い募っても日本留学生は増えるばかり。

留学生の大波が日本へ押し寄せるようになったのは、「亡国滅種」の危機感からであった。1884年ベトナム支配権をめぐる清仏戦争に始まり、1894年の日清戦争、1898年の列強大分裂、1900年の8ヶ国連合侵攻の「三大変」が中国を揺るがしていた。ちょうど列強による中国「勢力範囲」大分割が始まったころイギリスの生物学者トーマス・ハックスリーの「進化と倫理」さらにダーウィニズムが登場する。生存競争、優勝劣敗の思想は知識人たちに強い刺激を与えた。母国は重態に陥っている。救うには一刻も早く日本へ行って妙薬を求めろしかない。清国から日本へ渡った女子留学生の1人は次のように記している。

「蓬莱の島は不老不死の神仙薬がとれる地なので、踵を接してここに来たわれらは、衆力を合わせて山々にわけ入り、方々捜し、できるだけ多くを集めて持ち帰る。それを砕く、練

る、煎じるなどして、わが千年の沈痾を救おうではないか。」

しかし送り出す側の清朝政府はあくまで「文明の母国」としての誇りを捨てられない。湖南省の教育官は留学生たちに対して次のような壮行の辞を送った。「諸君は島国に学ぶのを恥と思うべきであり、諸君はその学問を崇（あが）めてもその体質を崇めてはならない」。湖南省からは革命家を輩出している。著者は芥川龍之介の短編「湖南の扇」から引用している。

「広東に生まれた孫逸仙等を除けば、目ぼしい支那の革命家は—黄興、蔡鍔、宋教仁等はいづれも湖南に生まれている。これは勿論曾國藩や張子洞の感化にもよったのであろう。しかしその感化を説明する為にはやはり湖南の民自身の負けぬ気の強いことも考へなければならぬ。」そして次のように加える。「その地域性と、それが故の文化史・政治史の特徴から、蛮勇で理づめであり、何かに固執するのにも進取するのにもひたむきで戦闘性に富み、『天下に横たわる』にふさわしいスケールの大きさが育まれてきたといえる。」おそらくは上記の湖南省での壮行会に出席していた陳天華は「恥を忍んで仇敵の国に学ぼう」と覚悟を決めた。彼は明治36（1903）年に日本に留学した。翌年、帰国し反清武装蜂起を計画するが、発覚し日本へ逃れる。1905年8月に孫文らにより中国同盟会が東京で発足すると陳天華も発起人の1人となった。

彼は「この中国のどこにわれの主権があり、この朝廷も滅びるも同然ではないか。」と叫んでいた。「陳天華が書いた『猛反省』『警世の鐘』『獅子吼』など通俗的な宣伝文は、一時世間で広く読まれ、非常に大きな政治的扇動の役割を果たした。彼は中国のブルジョア民主主義革命を主張した先駆者の1人であり、同時に優れたブルジョア革命の宣伝家であった。」—「中国新聞史の源流」（孔健—批評社）。「しかし、1905年11月、日本の文部省が清朝等の要請に応じ、いわゆる『清韓日本留学生取締規則』（『清国留学生取締規則』とも）を発布すると、これに悲憤慷慨した陳天華は同年12月8日に大森海岸にて入水自殺した。ロシア艦隊を日本海で全滅させた日本に比べ、祖国は満洲王朝の植民地のままであり、また自身の革命運動も挫折していたため、陳は落ち込んでおり、朝日新聞が、安全な日本で酒の勢いで大言壮語する中国人学生を放縦卑劣と評したことを知った夜に入水自殺した。享年31。」（ウィキペディア）その二日前、陳は宮崎と遅くまで酒を飲んだ。言葉の通じない二人は「カンペイ」「カンペイ」を繰り返した。死を前にした陳と、決死の覚悟で中国・日本を変えようと決意した宮崎の心は、強く共振したに違いない。自殺前に孫文あてに書いたという「絶命書」は清朝の発禁処分にも拘わらず革命派の宣伝書として広く一般に流布・普及した。「絶命書」には「責任感を持って」と「外国を頼るな」と記されていた。

\*陳天華絶命書を参照

清国からの日本留学生たちは「日本の『進取してやまぬ』精神こそ、起死回生の薬であり自らを救済する術」と確信していた。「三十年前まではわが国と何ら異なるところがなかったのが、一変してこんなにまで効を奏したのは、一体どういうわけだったろう」という設問は誰もが持っていた。次第に母国の盲目的な中華思想に対する反省が生まれ、革命の気運が

生じたのは自然の流れだったろう。

やがて日本は中国革命の培養器となってゆく。「孫文が1895年にはじめて日本に亡命し、宮崎寅蔵（滔天）はじめ日本の志士たちと知り合っただけで以来終生変らぬ友情と支援を寄せられ、日本を革命準備、国内進撃と一時退避の根拠地に使っていた（一九〇五年までは横浜に、密航をふくめて11回滞在し、その後は東京に拠点を移す）ことは、周知のとおりである。」

秋瑾が日本留学を決意したのも「東京はわが国の志士勢ぞろいの所だから、あそこへ行って天下の逸材を捜し求め祖国改造の同志にしたい」という理由だった。なお彼女は日本の着物を愛し、写真を撮る時はいつも和服姿だった。丸髷に着物のコート姿、右手には革の手袋、その手に脇差、光る刀を真横に構えた写真が有名だ。彼女は1907年1月上海で「中国女報」を創刊し編集長を務めた。秋瑾は孫文と同じ客家（はっか）であり、秘密結社・三合会の会員でもあった。彼女は「紹興に戻ってから密かに『光復軍』を組織して、武装蜂起の準備を進めた。しかし、不意を突かれて清軍に逮捕され、死刑の判決を受けて処刑された。」（「中国新聞史の源流」－孔健）。女性解放運動の先頭に立った「中国女報」はわずか二号で終わった。武田泰淳は「秋風秋雨人を愁殺す 秋瑾女士伝」（ちくま学芸文庫）を著している。

### 第3章 誤解された「脱亜論」

「脱亜論」は明治18年に時事新報に一回乗っただけの社説である。しかし『脱亜入欧』というコトバがあたかも福沢の思想の圧縮的表現のように現在受け取られ、流布しています」（『文明論の概略』を読む 下）－丸山真男－岩波新書）

福沢の眼中にあったのは「あくまでヨーロッパ文明対、日本を含む東アジア文明であって、（略）日本の方が西洋文明をとるのに一層有利な条件にあるという分析」であり、『東方の悪友を謝絶する』という「脱亜論」の論旨を、もしくは論旨の源泉をそこに見出すことは困難です。」

ちなみに福沢自身は「脱亜入欧」という成語を使っていない。当時の情勢は李氏朝鮮をめぐる清帝国・帝政ロシア、イギリスがせめぎ合っていた。丸山によれば「入欧」は西欧的の国家システムに加入する、という意味であり、脱亜は時事論、入欧は原理論である。黒船の衝撃から日本は内部崩壊し、明治維新を経て、ひたすら近代化への道を歩む。福沢の「脱亜論」は図らずもその流れを現す象徴となった。

宮崎滔天は中国、朝鮮、フィリピンの志士たちの革命活動を支援した。「東方の悪友」たちに同志を求めた、といえよう。福沢も盲目的に西欧崇拜者であった訳ではない。「文明論の概略」の中に一番弟子の小幡篤次郎の著述を引用している。小幡はペリー以来の米国のやり方について「その事実のみを直言すれば、我と商売せざる者は殺すというに過ぎず。」

「宮崎滔天伝」はまだⅠ 生い立ち、Ⅱ 大陸への夢、Ⅲ 折れた翼、に触れたに過ぎない。これから孫文と出会い、政変、蜂起、戦争、革命の日々を過ごす。しかし紙数が尽きたので目次のみを示して次の機会に掲載する。

IV 孫文との締盟、V 惠州起義前後、VI 芸人志願、VII 同盟会時代、VIII よもやの旅、IX 辛亥革命、X 戦いは続く XI 晩年—そして死。

今後の拙稿は、「宮崎兄弟伝」や「宮崎滔天全集」、さらには「孫文全集」や中国革命についての論考を基に展開することになるだろう。

\*陳天華絶命書の冒頭

「ああわが同胞、皆さんは今日の中国というものをご存知だろうか。

今日の中国は、主権は失われている。利権はなくなっている。一として悲観の種ならざるはない。楽観すべきものは全然ない。ただ一すじの希望の糸は、最近留学するものが日に日に多くなり、風気がだんだん開けてきたことである。もしもこのまま断えることなく進んでゆくならば、誰もが愛国を念となし、刻苦して学問し、祖国を救おうとするようになるであろう。

そうすれば十年二十年ののち、危きを転じて安きとなすことは決して不可能ではないのである。」

—「中国革命の先駆者たち」（島田虔次—筑摩書房）ある革命家の遺書より

引用文献

「宮崎兄弟伝」（全6巻—葦書房）、「日本留学精神史」巖安生—岩波1書店  
『文明論の概略』を読む 丸山真男—岩波新書





## 映像紹介 森浩一が語る「日本の古代」 全12巻（延べ約14時間）

壺 岐 一 郎\*

### Video 《Japanese Ancient Times》 By Mori Koichi

IKI Ichiro

#### 要 旨

森浩一（1928～2013）は大阪生まれ、同志社大学名誉教授。戦後考古学・日本文化史学の泰斗として知られる。森氏は21世紀初頭、ビデオ『日本の古代』12巻（のべ約14時間）の監修・語り部を担当、列島くまなく歩き、調査、談話は人間味溢れ、カメラは遺物・遺跡をしかととらえる。

キーワード：考古学遺物と実証、広角視野、中韓文献、人間の眼で

#### 1 本映像セットを日本古代史・通史として評価する

考古学総論を70年の長きにわたり追究した森浩一の集大成がこの「全集」で実現した。現在、日本学界の大勢は『日本書紀』を大筋で受容し、部分的に批判する状況だが、森史観は考古学の基礎の上に内外資料を取捨選択して「通史」の確立を求めてきた。森氏は大阪生まれ、85年の人生のすべてを大阪・京都に起居した逸材といえる。しかも、20代から『古代学』研究誌を自主編集する広い視野を持続してきた。

本ビデオは『日本書紀』の呪縛から解放されつつあると考える。あえて、『紀』を総合的に40点と見るとき、この映像全集は80点として大きな誤りはなからう。しかも、『紀』の早期ヤマト政権（通称・大和朝廷）成立の思想が近現代の自尊排外思想の根源となった経緯を知るとき、現日本学界および言論報道界の現状は黙視できるものではなく、いうまでもなく、沖縄戦の原因と21世紀までも続く巨大米軍基地の現実に対峙する「正史」思想は皆無だ。さらに文献としてその記述を評価するなら、『紀』の読み下し文は「皇室用語」で著しく尊大であり『おもしろさうし』の平易な文章と大差がある事実を特記しておこう。

\* 天津社会科学院東北亜研究所 天津市南開区迎水道7 dbyxkbjb@sina.com

## 2 ビデオ「森浩一が語る 日本の古代」全12巻（のべ14時間余）

- 第1巻 考古学の楽しみ ○プロローグ 代表的遺跡 三内丸山遺跡 吉野ヶ里遺跡 勝連城 原の辻遺跡 神庭荒神谷遺跡 鬼ノ城跡 造山古墳ほか ○生い立ち 野山窯跡 椿井大塚山古墳 和泉黄金塚古墳 ウワナベ古墳 ○文献と考古学 福浦遺跡 大串貝塚 ○考古学発展\*歴史 那須国造碑 上侍塚古墳 大森貝塚 登呂遺跡 三内丸山遺跡ほか ○天皇陵古墳 大山古墳 誉田山古墳など  
注) プロローグは森浩一解説 ほか随時解説
- 第2巻 旧石器時代・縄文時代 ○プロローグ <旧石器時代>岩宿遺跡 野尻湖立つが鼻遺跡ほか <縄文時代> ○森の文化 福井洞穴 上野原遺跡 鳥浜貝塚 三内丸山遺跡 ○浜の文化 加曾利貝塚 中里貝塚ほか ○山の文化 井戸尻遺跡 尖石遺跡 亀ヶ岡遺跡ほか
- 第3巻 縄文時代 東の文化 ○共同作業と大土木工事 寺地遺跡 チカモリ遺跡 真脇遺跡 三内丸山遺跡 出雲大社境内遺跡など ○住居と暮らし 栄浜1遺跡 不動堂遺跡ほか ○各地の特産物 小滝川遺跡 茅野遺跡 真脇遺跡 槻木遺跡群 伊木力遺跡
- 第4巻 弥生時代 西の文化 ○プロローグ 上野原遺跡 ○水田稲作の伝来 菜畑遺跡 板付遺跡 綾羅木郷遺跡 土井ヶ浜遺跡 垂柳遺跡ほか ○大集落の発生と展開 吉野ヶ里遺跡 唐古・鍵遺跡 池上・曾根遺跡 登呂遺跡ほか ○新しい技術と交易 春日市奴国の丘歴史公園 安永田遺跡 東奈良遺跡 唐古・鍵遺跡 ○倭国の乱 観音寺山遺跡 会下山遺跡
- 第5巻 古墳時代1 ○プロローグ ○墳丘墓から古墳へ 吉野ヶ里遺跡 宮山4号墳 妻木晩田遺跡 三雲遺跡群 平原遺跡 神門遺跡群 ○前方後円墳の登場 纏向古墳群 箸墓古墳 柳本古墳群 天神山古墳 島の山古墳 馬見古墳群 ○鏡の世界 和泉黄金塚古墳 椿井大塚山古墳 黒塚古墳 五色塚古墳 大山古墳（百舌鳥古墳群）など
- 第6巻 古墳時代2 ○プロローグ 柳本古墳群 誉田山古墳 大山古墳 ○巨大古墳はなぜ造られたか 難波宮公園 高井田横穴群 大山古墳 誉田山古墳 津堂城山古墳など ○巨大古墳の被葬者像 坊主塚古墳 大山古墳 誉田丸山古墳 今城塚古墳 ○継体天皇の登場 鴨稲荷山古墳 六呂瀬山古墳群 樟葉宮伝承地 太田茶臼山古墳 今城塚古墳 新池埴輪製作遺跡 ○横穴式石室の広がり 藤ノ木古墳 石舞台古墳 ○群集墳 岩橋千塚古墳 高井田横穴群 高松塚古墳
- 第7巻 九州の地域学 ○プロローグ ○北部九州 倭人伝ルート 塔の首石棺墓群 原の辻遺跡 宇木汲田遺跡 継体・磐井戦争 八女古墳群 岩戸山古墳 石人山古墳 糟屋屯倉 チブサン古墳 竹原古墳 大宰府政庁跡 大野城跡 ○南部九州 熊襲・隼人 橋牟礼川遺跡 成川遺跡 西都原古墳群 男狭穂塚・女狭穂塚 西

都原古墳群111号墳 才園古墳

- 第8巻 出雲・吉備の地域学 ○プロローグ ○出雲の地域学 <青銅器文化>神庭荒神谷遺跡 検見谷遺跡 加茂岩倉遺跡 <集落と墓>田和山遺跡 妻木晩田遺跡 四谷墳墓群 宮山墳墓群 造山古墳群 岡田山古墳群 今市大念寺古墳 <日本海の交流>向山古墳群 石馬谷古墳 岩戸山古墳 長瀬高浜遺跡 赤坂今井墳丘墓 出雲大社境内遺跡 出雲の産業—玉作遺跡 <吉備の地域学>鬼ノ城跡 桶築遺跡 宮山墳墓群 造山古墳 作山古墳 津寺遺跡 備中国分寺 こうもり塚古墳
- 第9巻 東海・関東の地域学 <東海学> ○伊勢湾沿岸の世界 見晴台遺跡 貝殻山貝塚 勝手塚古墳 断夫山古墳 松阪宝塚1号墳 ○東海の産業 東山窯跡群 下原窯跡群 伊場遺跡 登呂遺跡 茶柄山9号墳 神坂峠遺跡ほか <関東学> ○東京湾内海の世界 大浦山洞窟 毘沙門洞窟 神門古墳群 金鈴塚古墳 豊島馬場遺跡 芝丸山貝塚 芝丸山古墳 ○霞ヶ浦の文化 舟塚山古墳 三味塚古墳 八代玉作遺跡 岩屋古墳 馬渡埴輪製作遺跡 虎塚古墳ほか ○川と文化 埼玉古墳群 將軍山古墳 稲荷山古墳 丸墓山古墳 酒巻古墳群14号墳 ○古東山道と山の文化 日高遺跡 三ツ寺1遺跡 八幡塚古墳 綿貫観音山古墳 壬生車塚古墳 下侍塚古墳 ○那須国造碑ほか
- 第10巻 北と南の地域学 ○プロローグ <北の文化> キウス周堤墓 西崎山環状列石 常呂遺跡群 モヨロ貝塚 手宮洞窟 フゴッベ洞窟 船泊遺跡 有珠モシリ遺跡 <南の文化> 古座間味貝塚 木綿原遺跡 吉野ヶ里遺跡 隈・西小田地区遺跡 広田遺跡 ○下田原貝塚 仲屋遺跡 <チャシとグスク> モシリヤチャシ オタフンベチャシ ユクエビラチャシ 勝連城 座喜味城 中城城 今帰仁城
- 第11巻 東アジア文化と日本 ○プロローグ ○弥生時代 原の辻遺跡 三雲南小路遺跡 平原遺跡 塔ノ原遺跡 ○古墳時代前期 久里双水古墳 新山古墳 (馬見丘陵) 椿井大塚山古墳 猫塚古墳 ○古墳時代中期 新沢千塚古墳群 ウワナベ陪超塚 大和6号墳 黒姫山古墳ほか ○古墳時代中期後半 大阪南部窯跡群 江田船山古墳 大谷古墳ほか ○古墳時代後期 塚原古墳群・丸山26号墳 茶柄山古墳群 綿貫観音寺古墳ほか ○大陸からの様々なルート 矢田野エジリ古墳 丹後平古墳群15号墳
- 第12巻 文字と考古学 ○プロローグ ○弥生時代 記号表示の試み 唐古・鍵遺跡 清水風遺跡 ○漢字はいかにして受け入れられたか 立岩遺跡 志賀島 広田遺跡 大城遺跡 貝藏遺跡 田和山遺跡 ○国家の誕生と文字 東大寺古墳 石上神宮 和泉黄金塚古墳 神原神社古墳 隅田八幡神社 江田船山古墳 稲荷山古墳 稲荷台1号墳 ○文字の普及と新文化の受容 多賀城碑 上野三碑 山上古墳 総

社古墳群など ○生活と文字 吉原三王遺跡 龍角寺 仮谷上遺跡 柴又八幡神社古墳 ○文字文化の全国的な普及 観音寺遺跡

### 3 ビデオを見て～21世紀初頭段階での労作

2020年代ならばドローンの使用によって画面の多様な展開を可能にしたのだが、20年前は高価なヘリのみの空撮に頼らざるをえなかった。そのような条件下で本ビデオは撮影・編集に尽力した良質な「記録」になった。この資料的価値を評価したい。精巧なカメラにより、遺物の描写が生きている。さらに、各巻で反復する紹介により遺物・遺跡の重層的把握を可能にした。例えば、列島最大の「大山古墳」（通称・仁徳天皇陵）は数回扱い、解説を加えて理解されやすくなっている。12巻には複数の反復紹介の記録の例でわかるように、この長編ビデオの大きな利点といえる。森浩一氏の理念と解説が全体を生かしている。森氏は多年、考古学の限界をこえてより歴史の真相に迫る熱意を維持してきた類まれな人として知られる。

不十分な点をあげれば列島内の定説の影響を受ける問題で、『記紀』の束縛を指摘できる。

例えば、実在が疑問視される「雄略天皇」と「継体天皇」で、「大王」の表記ならまだしも、考古学の金石文解釈に8世紀の『日本書紀』の記述、750年ごろの漢風諡号をあげるコメントに疑義を抱くものだ。『紀』の科学的鑑定を避けながら「正史」扱いで、学会が根源的批判を避ける些末解釈を批判せざるをえない。

また、沖縄についての記録が限定的な問題がある。1巻全体で扱う十分な質量を持つのが琉球文明史である。本映像セットでいえば、すなわち1巻（70分）に相当する分量での「沖縄の古代」の扱いで、石器時代から文字（未詳の文字遺物）の件を含め、沖縄・奄美を扱う希望を述べておきたい。概要はこうなろう。

<旧石器時代> 先島・沖縄島の遺跡 人体の発掘 与那国島海底遺跡 港川人  
<6世紀までの社会> 『隋書』流求国伝 政治社会複数構造 隋軍抗戦 歌舞音曲  
<貝塚時代> 奄美・喜界島城久遺跡群—穀物遺物 大島の鉄片（8世紀）などヒト移動  
<三山統一> 万国津梁の鐘 オヤケアカハチ レキオ 墓制

この30年ほど、数種の琉球古代史を紐解いてきたが、現代において日本の専門家が日本古代史のヤマト政権の設立を6世紀もしくはそれ以前に設定している実態に琉球社会の追究が影響を受けてきたことを鑑みる必要がある。物証と内外文献の証明を検討するならば、ヤマト飛鳥・近江政権の確立は7世紀後半とすべきであり、『日本書紀』の記述は棄却されるべき道理がある。琉球史は『日本書紀』のような誤りの「正史」に拘束されることがなく「おもろさうし」が絶好の援軍になっている。信仰を軸に風土のなかの人間ドラマを描くことが可能である。いうまでもなく、7世紀に隋唐の史官が描写したように琉舞と歌曲の表

現は千三百年の時空を超えて「哀怨」に響く。「流求国」伝はすぐれた記録文学といえよう（本紀要26号拙文）。なお、長大ビデオの場合、後の大きな発見などを、1枚の写真や解説書で補完する努力を発行元に求めてもよからう。例えば大阪府北部の「今城塚古墳」（埋葬者・継体大王？）で、埴輪が復元され、各種200点を超える埴輪が往時の大行列を見せている。また、21世紀にはいつての20年の大きな発見は、人類学・遺伝学における男性Y染色体と母性ミトコンドリア（ゲノム・全情報）鑑定である。次項で紹介するが、前者はチベットとインド洋東北部アンダマン諸島と日本列島の3種しかないという驚くべき結果だ。

#### 4 今後の映像利用の課題～試論「映像論文」

映像中心の論文はまだ少ないといえるが、教育・育児・医療・介護など、増加する傾向が見られる。以下、若干の注目点を指摘しておこう。

映像は10分でかなりの情報量・質一文字論文だけなら新書版1冊の情報量が可能である。NHKテレビは2015年4月、「おはよう日本」で日本人の血統について画期的な発表を行った。人類学・遺伝学の課題でいわば「日本人のルーツ」を探るものだった。その結果、日本人はアフリカ出自の血液型A B D…Oなど20の型のなかで地球上、3種しか現存しない稀なものだった事実が判明した。すなわち、男性Y染色体は概数で縄文時代33%、弥生時代53%、その他14%という結果で、縄文時代種は弥生時代種に変化する傾向だという。この鑑定は福島県の2000点によるもので、翌2016年、ドイツのマックスプランク研究所の母性ミトコンドリア・ゲノム（全情報）鑑定の結果とも一致する事が報告されている。以後、東京の市民規模の研究会では研究者の講演で補強されており、私も参加している。わずか10分とはいえ、NHKスタッフは膨大な資料と時間を費やしたものとみられるが、その効果はきわめて大であった。

日本メディア学会（通称 旧マスコミ学会）の学会での発表時間は20分であるが、配布資料は50頁、100頁に及ぶ量だった。パワー・ポイントを見ながら、聴講者は手元の資料を通読している。このパワー・ポイントに映像を含む方法が効果的だ。2021年、テレビ番組「テレメンタリー」（正味25分・テレビ朝日系24局）を1年間モニターしてみたが、各地の映像スタッフの力量に地域差は皆無だといえる。さらに国際的な撮影・編集の力量は執念と経験を積んで飛躍的に進歩する。映画『ドライブ・マイ・カー』の濱口竜介監督は2011年東日本大震災から3本のドキュメンタリーを製作し、日本アカデミー賞を受賞している。この苦闘のあげく前期品のアメリカ・アカデミー賞（2022年度）受賞の栄誉に輝いたということができよう。（了）





## 沖縄大学地域研究所紀要『地域研究』投稿規程

### 1. 目的

沖縄大学地域研究所は、琉球弧およびアジア地域に関する国内外の研究水準の向上を目的として、沖縄大学地域研究所紀要『地域研究』を原則として年2回発行する。

刊行・編集については、本研究所紀要編集委員会（以下、編集委員会とする）がその任にあたるものとする。

### 2. 投稿資格

本誌への投稿は、原則として沖縄大学地域研究所所員（学内所員および特別研究員）、および編集委員会が投稿を依頼した者とする。

### 3. 原稿

原稿は、原則として日本語または英語で書かれたものとし、琉球弧およびアジアを対象とする未発表のもので、以下のいずれかに相当するものとする。

- (1) 論文
- (2) 研究ノート
- (3) 判例研究
- (4) 調査報告（現地調査などによって得られた資料、データ、聴取記録など）
- (5) 実践研究報告
- (6) その他（書評、資料紹介、翻訳など）

### 4. 原稿の提出

原稿は、執筆要項にしたがってMS-Wordで作成し、以下のメールアドレスにメールにて提出とする。

E-mail : chicken@okinawa-u.ac.jp

紀要投稿をメール受信後、こちらから1週間以内に返信します。返信が無い場合はご連絡下さい。

### 5. 原稿の締め切り

原則毎年、5月～6月末日及び11月～12月末日を募集期間とする。

### 6. 原稿の種分けおよび採否

- (1) 原稿の種分けの最終的な決定は編集委員会が行う。
- (2) 原稿の採否については編集委員会が決定する。

### 7. 査読

原稿の採否について、特に3に示された種別のうち、論文については、査読者により判定される。査読者は、学内外における当該論文の内容にふさわしい研究者とし、編集委員会より委嘱される。査読の方法ならびにその取り扱いについては別途定める。

### 8. 掲載誌及び抜刷の贈呈

掲載誌2部、抜刷30部を執筆者に贈呈する。これらを超える部数については、執筆者の自己負担とする。

### 9. 著作権

- (1) 掲載された論文等の著作権は原則として本研究所に帰属する。
- (2) 掲載された論文等は、インターネット上で公開される。
- (3) 本誌掲載の原稿を転載する場合は、本誌に掲載された原稿である旨を転載先の原稿に記載した上で、出版物を1部本研究所に寄贈して下さい。

### 10. 問い合わせ先

〒902-0075 沖縄県那覇市字国場405 沖縄大学地域研究所

(tel 098-832-5599 fax 098-832-3220 メール chicken@okinawa-u.ac.jp)

## 沖縄大学地域研究所紀要『地域研究』執筆要項

### 1. 使用する言語

原則的に日本語または英語とします。

### 2. 表題と著者名

和文原稿には英文表題と英文著者名をつけて下さい。英文原稿の場合は、和文表題と和文著者名をつけて下さい。

### 3. 要旨、要約、キーワード、原稿の種類と長さ

#### (1) 要旨

原稿の種類を問わず、執筆の意図を説明するものとして要旨（150字）を冒頭につけて下さい。地域研究という性格上、専門分野が多岐にわたるため、他分野の読者にも、原稿の狙いや扱っている問題の性格についての理解を促すためのものとして心がけて下さい。

#### (2) 要約

和文の論文には和文要約（600字程度）および原則として英文要約（600語以内）をつけて下さい。

英文の論文の場合には英文要約（200語程度）および和文要約（1,200～2,600字程度）をつけて下さい。

#### (3) キーワード

各要約の末尾には、それぞれの言語で3～5語のキーワードを明記して下さい。

#### (4) 原稿の種類と長さ（和文）

原稿1枚を40字×40行＝1,600字で換算。図表、注、文献リストを含みます。要旨、要約は字数に含みません。

- ・「論文」：10～18枚（16,000字～28,000字）＋要旨（150字）＋要約（600字程度）＋英文要約（600語以内）＋キーワード（5つ程度）
- ・「研究ノート」「判例研究」：5～13枚（8,000字～20,000字）＋要旨（150字）＋キーワード（5つ程度）
- ・「調査報告」「実践研究報告」：5～8枚（8,000字～12,000字）＋要旨（150字）＋キーワード（5つ程度）
- ・「書評」「資料紹介」「翻訳」など：3～5枚（4,000字～8,000字）＋要旨（150字）

#### (5) 原稿の種類と長さ（英文）

- ・「論文」：7,000語以内＋要旨（40語）＋要約（200語程度）＋和文要約（1,200～2,600字程度）＋キーワード（5つ程度）
- ・「研究ノート」「判例研究」：5,000語以内＋要旨（40語）＋要約（150語程度）＋キーワード（5つ程度）
- ・「調査報告」「実践研究報告」：3,000語以内＋要旨（40語）＋要約（100語程度）＋キーワード（5つ程度）
- ・「書評」「資料紹介」「翻訳」など：2,000語以内＋要旨（40語）

### 4. 書式

原稿の書式は以下の原則に従って下さい。

#### (1) ワードプロソフトはMS-Wordに限定します。

- ・用紙：A4（横書き）。各頁には、通し番号を明記して下さい。
- ・余白：上下左右すべて20mm
- ・行数×文字数：40×40（1,600字）
- ・フォント：和文はMS明朝（10.5ポイント）、欧文はCentury（10.5ポイント）

#### (2) 論文は、表題、執筆者名、要旨、和文要約、英文要約（原則）、キーワード、本文、注、引用文献、図表の順序で構成して下さい。

- (3) 研究ノート、判例研究、調査報告などは、表題、執筆者名、要旨、キーワード、本文、注、引用文献、図表の順序で構成して下さい。
- (4) 注および図表の位置、特殊な指示などは、ペーパー原稿の上に朱書して下さい。

#### 5. 表記法

- (1) 英数字は、原則として半角文字を用いて下さい。． 。（ ）＝ などの記号類は、全角文字を用いて下さい。
- (2) 節、項には半角数字を用いて、それぞれ 1. (1) のように記して下さい。
- (3) 外国人名や外国地名はよく知られたもののほかは、初出の箇所にその原綴りを、「フライブルク (Freiburg)」のように記して下さい。
- (4) 原則として西暦を用いて下さい。年号を使用する場合には、「昭和63年 (1988年)」のように記して下さい。

#### 6. 図表、写真

- (1) 図表、写真はそのまま版下として使えるように、執筆者の責任で別紙に作成し、オリジナルおよび仕上がり寸法大のコピーを提出して下さい。  
メールで提出する場合は、jpgのデータを添付して下さい。(図表用の版下作成の必要が生じた場合には、執筆者に版下作成の実費を負担いただきます。)
- (2) 図表の頭に、「図1 世界の人口 (1992年12月末現在)」のように題名を記し、データ類を他の文献から引用する場合には、下部に「(出典) 厚生省人口問題研究所『人口統計資料集1992』」のように、引用した文献を挙示して下さい。
- (3) 図表、写真の挿入位置を原稿中に明記して下さい。

#### 7. 注、文献引用

- (1) 注は、本文該当箇所の右肩に通し番号(1)、(2)のように記し、本文の最後にまとめて記載して下さい。
- (2) 本文注とする場合は「Carson (1962)」のように「著者名 (発表年)」を記して下さい。文献リストは、著者名 (五十音順もしくはアルファベット順)、発表年、論文名、書名、雑誌名、出版社名、巻号：所在ページの順で記載して下さい。和文文献は書名、雑誌名を『』で、論文名を「」でくくり、欧文文献は書名、雑誌名をイタリックで表記して下さい。

#### 8. 校正

著者校正を1回行います。(万一校正段階の加筆、修正によって組換え等追加の費用が必要になった場合は、その費用を執筆者にご負担いただくことがあります。)

※原稿番号： \_\_\_\_\_

## 沖縄大学地域研究所紀要『地域研究』投稿票

※受付日： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

※は編集委員会記入

著者名（連名の場合は全著者について） ①日本語  ②英語	
表題 ①日本語  ②英語	
キーワード（5語程度） ①日本語  ②英語	
文字数（図表、注、文献リストを含みます。要旨、要約は字数に含みません。）	
原稿の種分け（著者希望） 1. 論文 2. 研究ノート 3. 判例研究 4. 調査報告 5. 実践研究報告 6. その他（ _____ ）	著者連絡先 住所：〒 _____  氏名： _____ Tel: _____ Fax: _____ E-mail: _____
著者紹介（執筆者の①所属、②所属機関の住所、③E-mailを執筆文章の1ページ目に掲載します。連名の場合は全著者について掲載します。）  著者名： ① _____ ② 〒 _____ ③ _____  著者名： ① _____ ② 〒 _____ ③ _____	

（注）原稿は、執筆要項にしたがってMS-Wordで作成し、メールで提出する。

問い合わせ先：〒902-0075 那覇市字国場405 沖縄大学地域研究所

Tel: 098-832-5599 Fax: 098-832-3220 E-mail: chicken@okinawa-u.ac.jp

『地域研究』 第29号

編集委員長 島村 聡 (沖縄大学・地域研究所所長)  
発行日 2022年10月  
発行 沖縄大学 地域研究所  
〒902-0075 沖縄県那覇市字国場405番地  
沖縄大学アネックス共創館2階  
電話：(098) 832-5599  
FAX：(098) 832-3220  
E-mail：chiken-staff@okinawa-u.ac.jp

印刷・製本 株式会社 国際印刷  
〒901-0147 沖縄県那覇市宮城1丁目13番9号  
電話：(098) 857-3385  
FAX：(098) 857-3892  
E-mail：kokusai@herb.ocn.ne.jp

Regional Studies No. 29

